

B 整備基準の解説

I	整備マニュアルの見方	20
II	整備基準の解説	23
	建築物に関する整備基準	
1	出入口	24
2	廊下	26
3	階段	32
4	昇降機	36
5	便所	40
6	駐車場	44
7	敷地内の通路	46
8	観覧席及び客席	50
9	客室	52
10	浴室	54
11	更衣室及びシャワー室	56
12	授乳場所及び遊び場	58
13	改札口及びレジ通路	60
14	公衆電話台	62
15	券売機	64
16	カウンター及び記載台	66
17	案内表示	68
18	緊急時の設備	70
	建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準	
1	改札口	74
2	通路その他これに類するもの	76
3	階段	78
4	昇降機	80
5	便所	82
6	乗降場	84
7	案内表示	86
	道路に関する整備基準	
1	歩道その他これに類するもの	88
	公園に関する整備基準	
1	出入口	94
2	園路	96
3	便所	100
4	駐車場	102
5	案内表示等	104
	建築物以外の路外駐車場に関する整備基準	
1	出入口	106
2	車いす使用者用駐車施設	108
3	駐車場内の通路	110

I 整備マニュアルの見方

整備マニュアルは、整備項目ごとに「基本的な考え方」、「整備基準」、「さらに望ましい基準」、「解説」、「配慮事項」及び「具体例」で構成しています。

基本的な 考え方

その整備項目の特性と整備の原則を述べています。既存部分を改修する場合などで必ずしも「整備基準」によることが出来ない場合も、この整備の原則に近くなる方法を検討してください。

整備基準

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則で規定している整備基準であり、公共的施設を適合させるよう努めなければならない基準です。

— さらに望ましい基準 —

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則で規定しているユニバーサルデザイン適合証を交付する場合の基準であり、「整備基準」が現状を踏まえた、物理的障害を除去するために必要な基準であるのに対して、ユニバーサルデザイン施設整備基準として整備を求めているものです。

解説

整備基準を解説したものです。

配慮事項

整備にあたって参考になる事項や注意を要する事項であり、きめ細かな配慮が求められる事項です。

具体例

内容の理解を容易にするため、図解や事例を掲載したものです。また、「整備基準」で定めている項目や数値は「●」印をつけて色付きで印字しています。「ユニバーサルデザイン施設整備基準」として定めている項目や数値は「◇」印をつけて印字しています。

整備項目の特性と整備の原則

● 条例により適合するように整備を求めている基準

◇ ユニバーサルデザイン施設に適合するために整備すべき基準



項番号

出入口

基本的な考え方

玄関等の出入口は、誰もが利用するものですから、車いすを使用する人を含み、身体に障害のある人も通過できる構造にすることが求められます。

整備基準

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者の利用に供する各室（4の項(1)に規定する公共施設以外の公共施設）の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

イ 戸を開ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ユニバーサルデザイン施設整備基準

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用する室の出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
イ 一以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

ウ 戸を開ける場合は、次に定める構造とすること。
ウイ 扉を内法で120センチメートル以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は自動的に開閉すること。
ウロ その他他の出入口は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
ウハ 各室の出入口の戸は、開閉により当該戸の一部が面下等の当該戸がある側の壁面を越えない構造とすること。

解説

- 直接地上へ通ずる出入口とは、玄関等の出入口です。
- 駐車場へ通ずる出入口とは、例えばショッピングセンターの屋上駐車場がある場合にショッピングセンター一部分から当該駐車場へ通ずる出入口のことです。
- 不特定かつ多数の者の利用に供する各室の出入口とは、施設の来訪者が利用できる各室の出入口です。避難階以外に存する場合でエレベーター等の未設置又は、停止しない階であることにより車いす使用者が利用できないときは適用を除外することとしています。
- 出入口の幅80センチメートルは、車いす使用者が通過できる寸法です。
- 戸は、一般に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易ですが、重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースがない開き戸並びに回転戸は使用が困難です。
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段とは、車いす使用者が素に通過できる仕様の段（例えば高低差が1センチメートル程度で丸みを持たせた段）以外のものが該当します。

解説

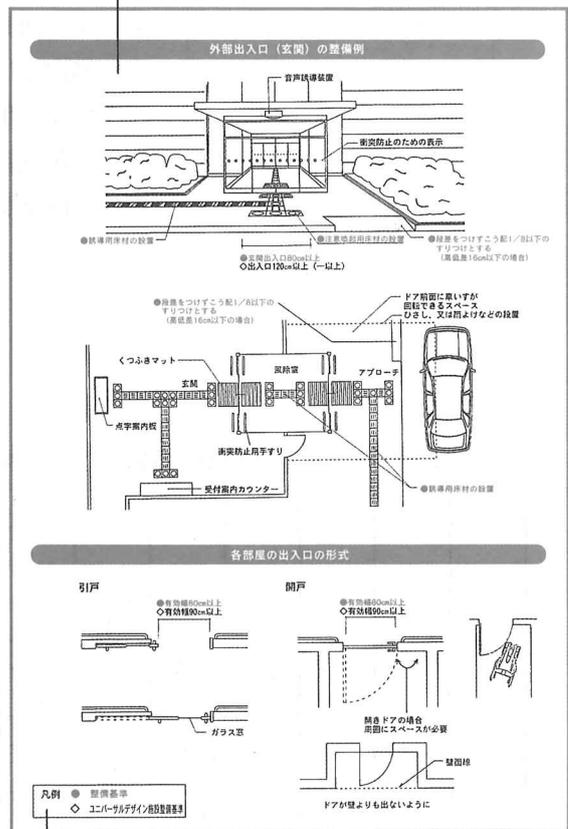
- 自動ドアの開閉駆動装置の感知域は、車いす使用者の通行に支障がなく作動する範囲としてください。
- 引き戸は、上吊り形式が望まれますが、戸車を用いる場合は場辺型のレールとしてください。

24

参考事項や注意事項等の配慮事項

整備基準の解説

基準等を図によって解説しています



25

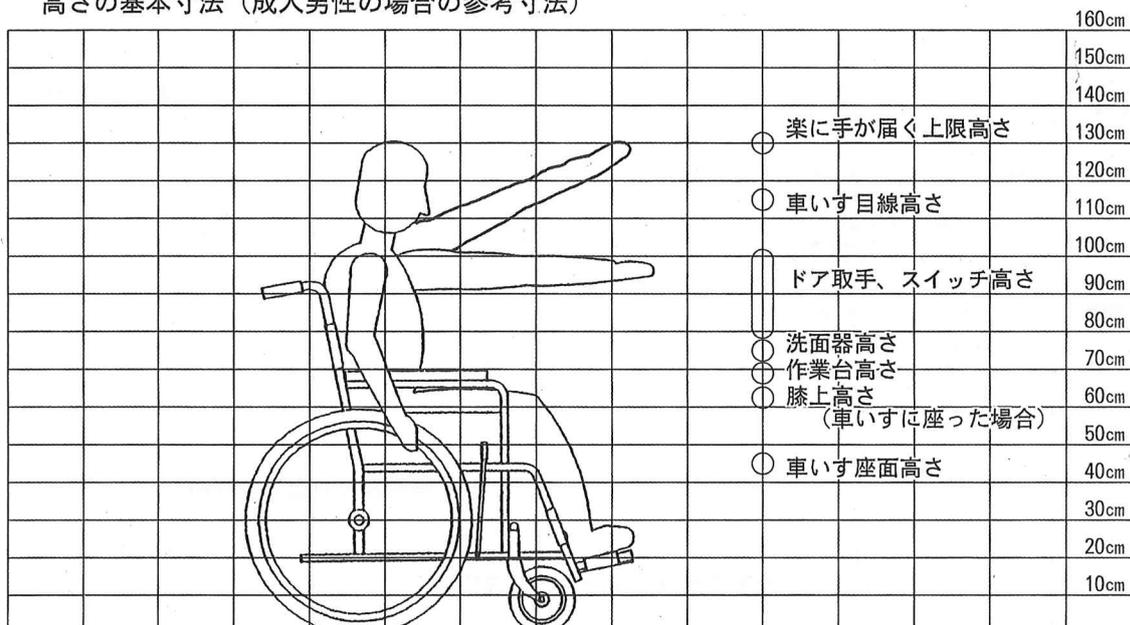
解説図内の記号の説明

整備基準における寸法の基本的な考え方

整備基準やさらに望ましい基準において定められている出入口、通路、階段等に係る寸法の基本的な考え方

80センチメートル	車いすで通過できる寸法
90センチメートル	車いすで通過しやすい寸法 通路を車いすで通行できる寸法
120センチメートル	通路を車いすで通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法 松葉づえ使用者が円滑に通過できる寸法
140センチメートル	車いすが転回（180° 方向転換）できる寸法
150センチメートル	車いすが回転できる寸法（360° 回転） 人が横向きにならずに車いすとすれ違える寸法 松葉づえ使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
180センチメートル	車いすが回転しやすい寸法 車いす同士がすれ違いやすい寸法

高さの基本寸法（成人男性の場合の参考寸法）



Ⅱ 整備基準の解説

障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、誰もが家庭や地域の中で通常の生活ができる、真に豊かな社会の実現が求められています。

そのためには、多くの人々や障害のある方々が利用する場所や施設は、特に安全で誰もが支障なく自由に利用できるものにしていかなければなりません。

基本的な考え方

玄関等の出入口は、誰もが利用するものですから、車いすを使用する人を含み、身体に障害のある人も通過できる構造にすることが求められます。

高低差、段差をなくすることが基本です。

整備基準

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者の利用に供する各室（4の項(1)に規定する公共的施設以外の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに多数の者の利用に供する各室の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。

ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
イ 一以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

ウ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。
(ア)幅を内法で120センチメートル以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、人を感知（管理上支障がある場合を除く。）し、自動的に開閉する構造とすること。
(イ)その他の出入口は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
(ウ)各室の出入口の戸は、開閉により当該戸の一部が廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）の当該戸がある側の壁面線を越えない構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、この限りでない。

エ 透明なガラス戸等には、衝突防止のための表示をし、又は衝突防止用すり等を設けること。
オ 車寄せにはひさし、雨よけ等を設けること。
カ 電気等のスイッチは、ワイド版等操作しやすいものを使用すること。

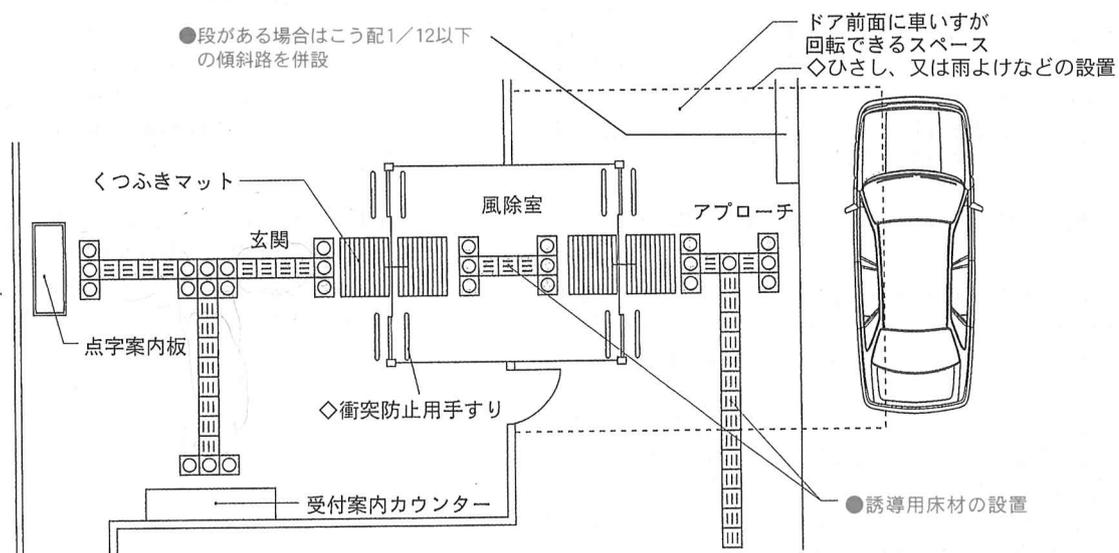
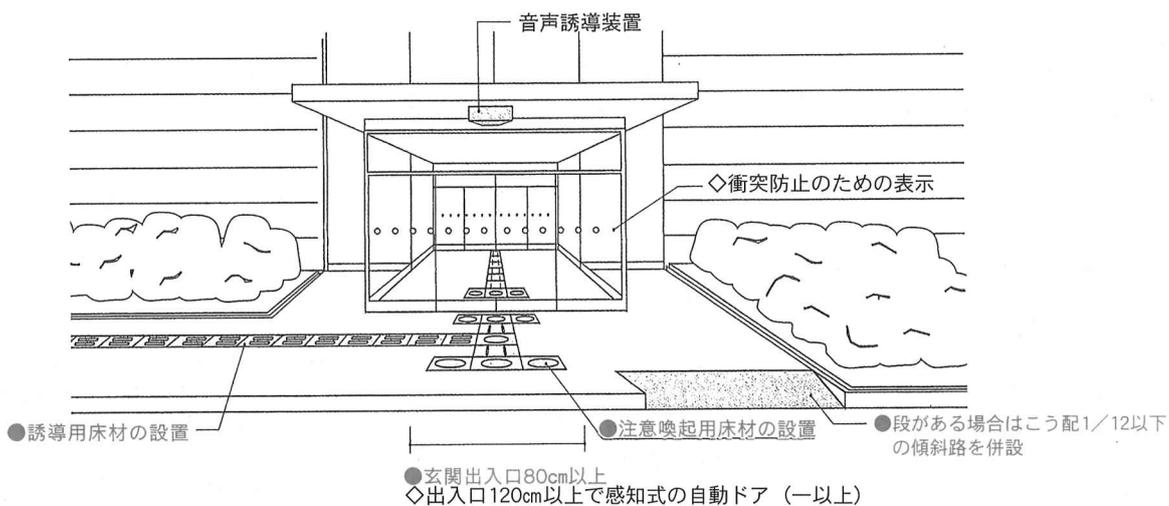
解説

- 直接地上へ通ずる出入口とは、玄関等の出入口です。
- 駐車場へ通ずる出入口とは、例えばショッピングセンターの屋上駐車場がある場合にショッピングセンター部分から当該駐車場へ通ずる出入口のことです。
- 不特定かつ多数の者の利用に供する各室の出入口とは、施設の来訪者が利用できる各室の出入口です。避難階以外に存する場合でエレベーター等の未設置又は、停止しない階であることにより車いす使用者が利用できないときは適用を除外することとしています。
- 出入口の幅80センチメートルは、車いす使用者が通過できる寸法です。
- 戸は、一般に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易ですが、重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースがない開き戸並びに回転戸は使用が困難です。
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段（例えば高低差が1センチメートル程度で丸みを持たせた段）以外のものが該当します。

解説

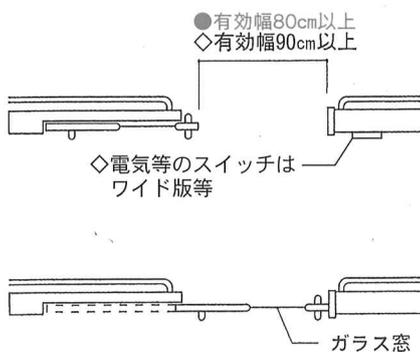
- 自動ドアの開閉起動装置の感知域は、車いす使用者の通行に支障がなく作動する範囲としてください。
- 引き戸は、上吊り形式が望まれますが、戸車を用いる場合は埋込型のレールとしてください。

外部出入口（玄関）の整備例

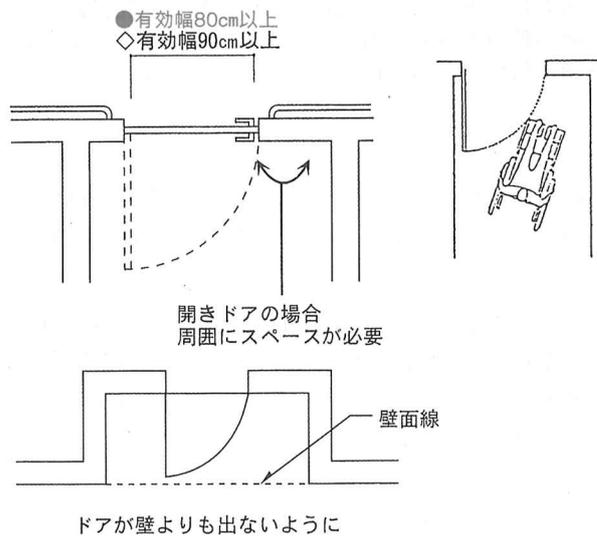


各部屋の出入口の形式

引戸



開戸



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な 考え方

廊下やロビー、ホール等は、利用者の主要な動線となりますので、車いすを使用する人や視覚に障害のある人が不自由なく通行し、方向転換ができる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1)表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2)段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとする。
- (3)直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者の利用に供する室の1の項に定める構造の各出入口（共同住宅等の場合にあつては、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口がある階に設けられる各住戸（寄宿舎又は下宿にあつては、部屋）の出入口）に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次の定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区画50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。

ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（エレベーターにあつては特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーター）の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第17号に規定するものでかごの床面積が0.84平方メートル以上のもの（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの床面積が十分確保されているもの）に限り、エスカレーターにあつては通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターのこう配に応じた階段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号）第1ただし書に規定するものに限る。）を設けること。

エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

オ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

- (4)直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利

- (1)表面は、滑りにくく、つまずきにくい仕上げとすること。

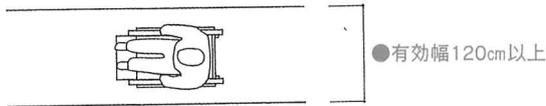
- (2)直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から多数の者の利用に供する室の1の項に定める構造の各出入口（共同住宅等の場合にあつては、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口がある階に設けられる各住戸（寄宿舎及び下宿にあつては、各部屋）の出入口）に至る経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

ア 幅は、内法を180センチメートル（廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに二人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分の設ける場合にあつては、140センチメートル）以上とすること。

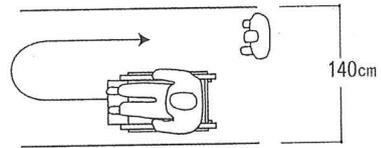
廊下の幅員

(参考)

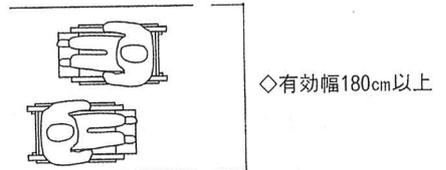
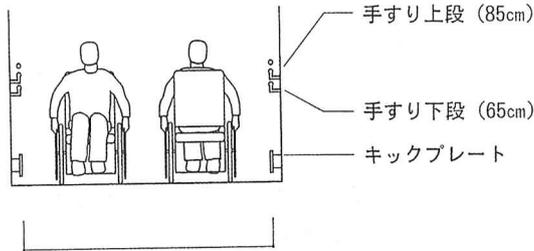
幅140cm：車いすが転回（180°方向転換）できる寸法



- 車いすが通行しやすい寸法
- 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法

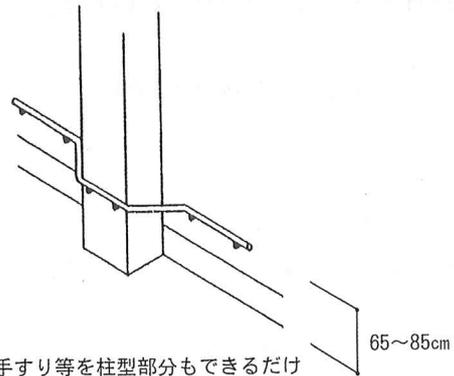
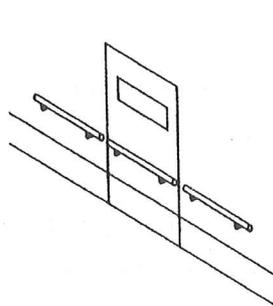


幅180cm：車いす同士が行き違いやすい寸法

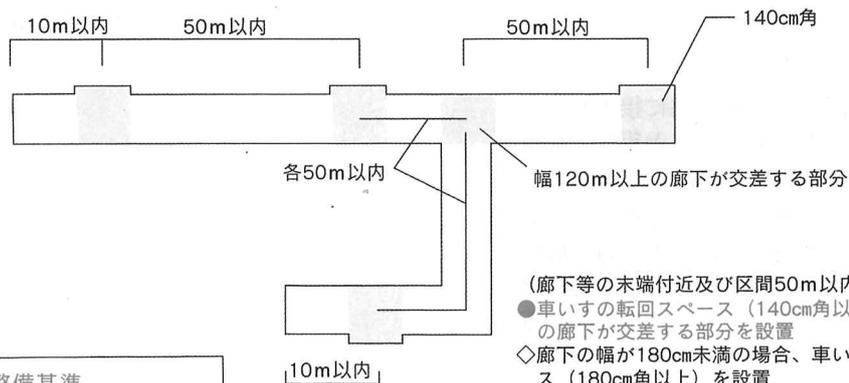
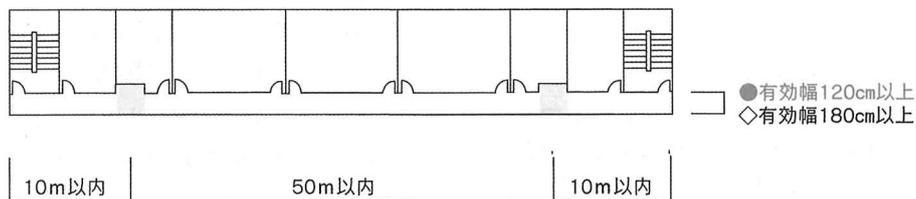


- ◇有効幅180cm以上
廊下等の末端の付近及び区間50m以内ごとに
車いすのすれ違いスペース（180cm角以上）
を設けた場合は140cm

廊下の突出物について



車いす転回スペースの設置例



(廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとの構造)
● 車いすの転回スペース（140cm角以上）又は幅120cm以上の廊下
が交差する部分を設置

◇ 廊下の幅が180cm未満の場合、車いすのすれ違いスペース（180cm角以上）を設置

■ が設置場所

- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

整備基準

用に関する情報提供を行うことができる場所に至る廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅の場合を除く。）。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

(5)廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

- ア** 幅は、内法を120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。
- イ** こう配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。
- ウ** 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
- エ** 傾斜路の高さが16センチメートルを超えるもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えるものには、手すりを設けること。
- オ** 傾斜路の縁端部は、立ち上がりを設けること等により転落を防ぐ構造とすること。
- カ** 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- キ** 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。
- ク** 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。）を敷設すること（傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの若しくは傾斜路の高さが16センチメートル以上でこう配が12分の1を超えないもの又は車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等の場合を除く。）。

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

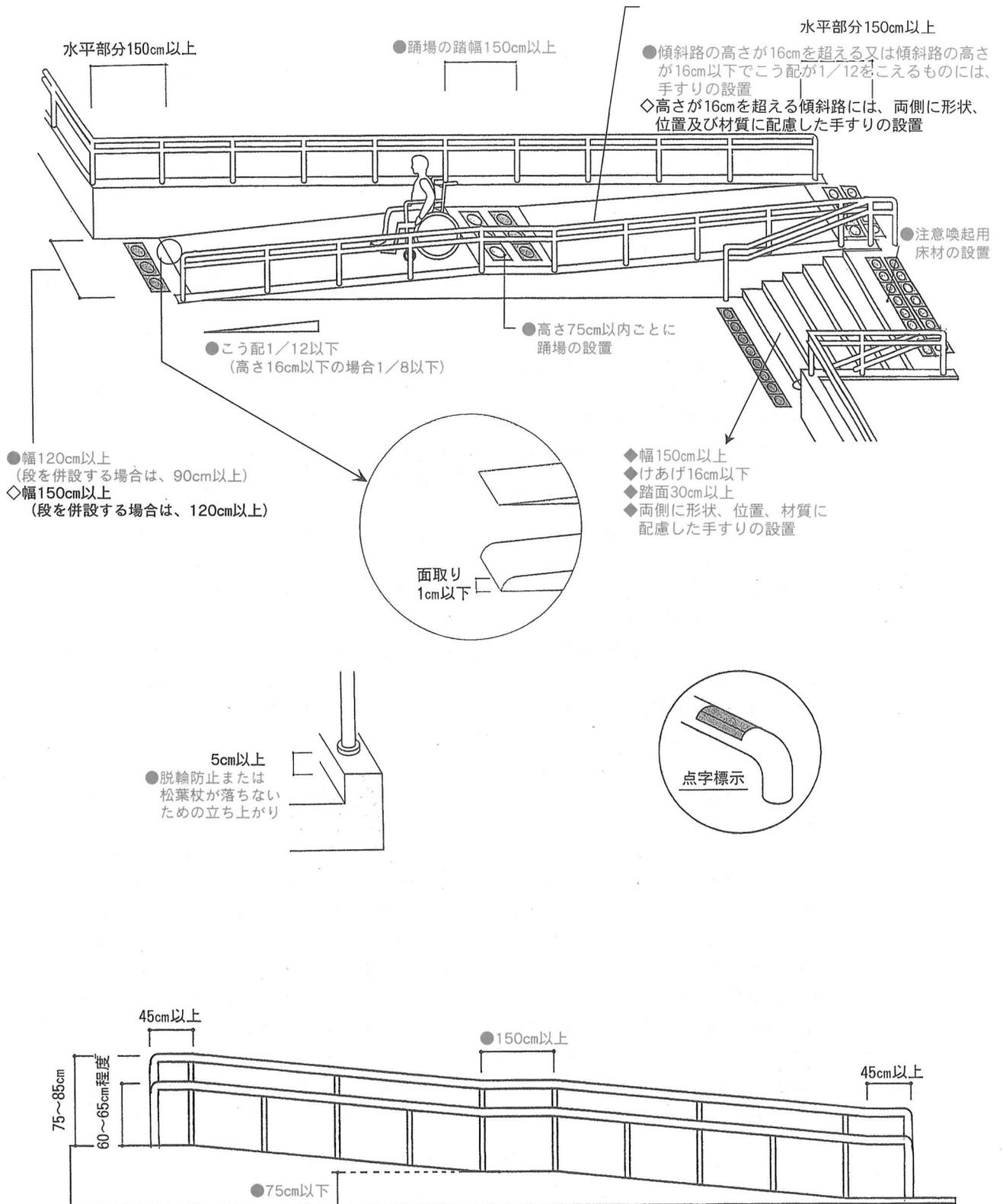
- イ** 壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ウ** 特定建築物を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。

(3)廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次の定める構造とすること。

- ア** 幅は、内法を150センチメートル（段を併設する場合にあっては、120センチメートル）以上とすること。
- イ** こう配は、12分の1を超えないこと。
- ウ** 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
- エ** 高さが16センチメートルを超える傾斜路には、両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりを設けること。

(4)電気等のスイッチは、ワイド版等操作しやすいものを使用すること。

傾斜路の整備例



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

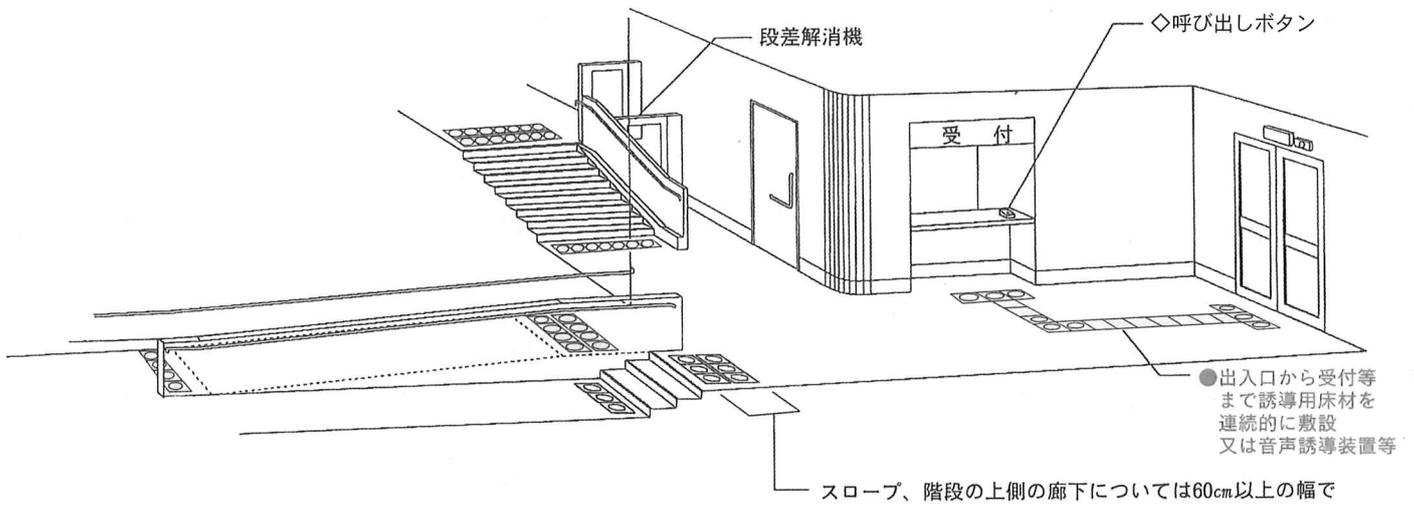
解説

- 廊下については、すべての廊下が満たすべき共通性能として、
 - (1)滑りにくい仕上げとすること。
 - (2)段を設ける場合につまづきにくい構造とすること。
 等について規定しています。
- 一定の経路上の廊下については、車いす使用者が通行可能な構造とすることを求めています。
- この一定の経路とは、車いす使用者が通行可能な玄関等の出入口又は車いす使用者が通行可能な駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者が通行可能な不特定多数の者が利用する各室の出入口に至るもののうち1以上です。
- 廊下の幅120センチメートル以上は、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法です。
- 「車いすの転回に支障のないもの（構造）」及び「車いすが転回することができる構造の部分」は、140センチメートル角以上のスペースやT字形の交差部等が該当します。
- 車いす使用者用特殊構造昇降機は、段差解消機です。段差解消機はすでに建築基準法38条に基づく一般認定を受けている製品があります。
- 一定の経路上の廊下については、視覚障害者が誘導用床材（いわゆる点字誘導ブロック）に沿って自力で移動できることを求めています
- この一定の経路とは玄関等の出入口から視覚障害者が施設全体の利用に関する情報を得ることができる場所までです。
- 「人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所」は、施設全体の受付や点字標示のある施設案内板等で、「直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合」には、
 - (1)ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能な場合
 - (2)デパート等で受付が入口の正面にある場合
 - (3)警備の詰め所等が入口を必ず監視できる場所にあり、常時勤務している人がいる場合
 等が含まれます。
- 傾斜路に段を併設する場合の幅90センチメートルは、傾斜路を車いすで通行できる寸法です。
- こう配については、国際シンボルマークの掲示のための基準になっている12分の1を基本こう配として採用していますが、建築物の構造上困難な場合を想定し、高低差が小さい場合には、建築基準法に規定されている最大勾配8分の1まで認めています。
- 踊り場の規定は、スロープの長さが長く（こう配12分の1で9メートル）なる場合には、昇降中の車いす使用者が休憩及び加速できるような水平な部分を設置する必要があることから設けたものです。
- 手すりは片側でも良いこととしていますが、片側麻痺の方による利用等を考慮した場合、できる限り両側に設けることが望まれます。
- 弱視の方等の視覚障害者のために傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとする事及び傾斜路の上部の廊下等に注意喚起用床材（いわゆる警告ブロック）を設けることを規定しています。

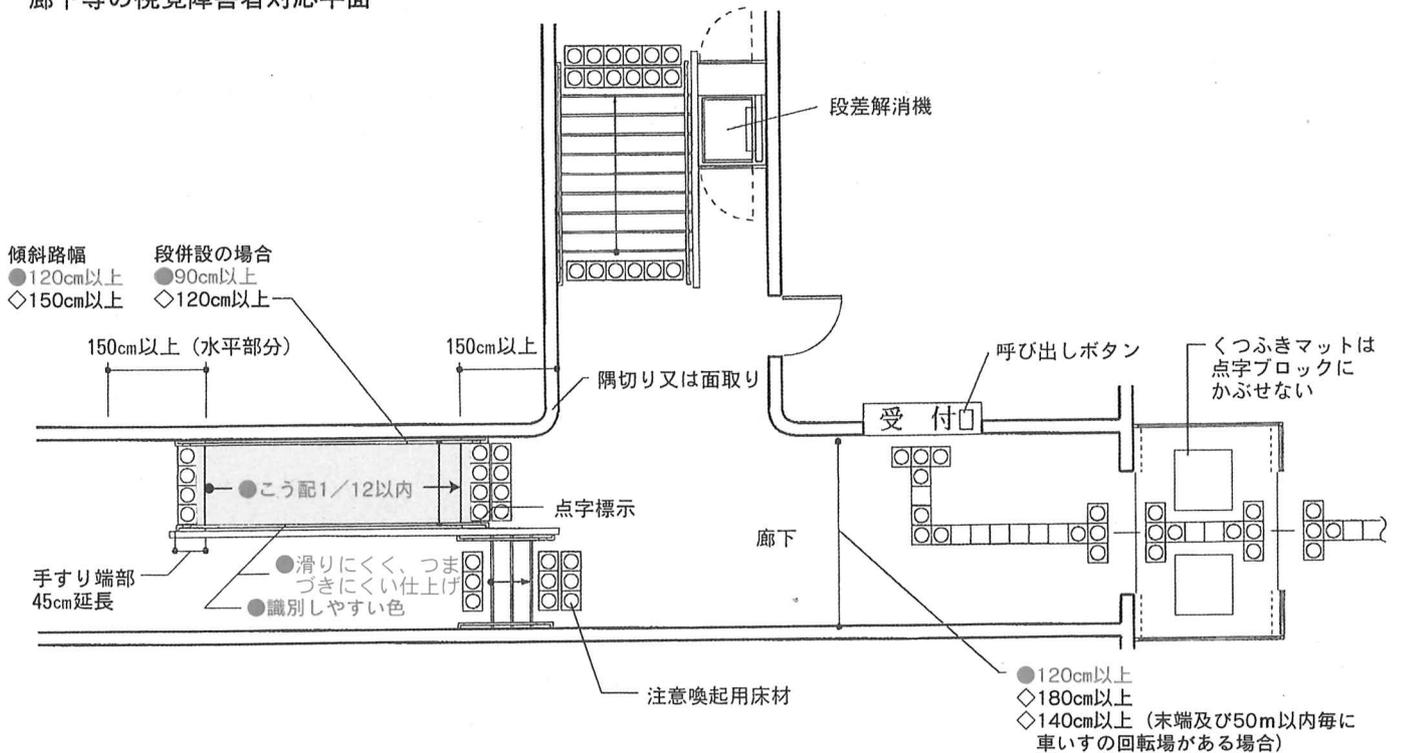
配慮事項

- 床仕上げは、転倒しても衝撃の少ない床材が望まれます。
- 壁面の下部には、キックプレートを設けて下さい。
- 曲がり角は、車いすの転回を容易にすると共に出会い頭の衝突を防止するため隅切りを施したり、鏡を設けたりしてください。
- 傾斜路については、床付の手すりの下部には、杖先や車いすの前輪の落下防止等のため、5センチメートル以上の立ち上がりを設けてください。
- 傾斜路のすりつけ部分において、すりつけが困難な場合には1センチメートル以下の高さとし、面取りを施してください。
- その他手すりの仕様については、階段の項の「配慮を求められる事項」の「手すりの共通配慮事項」を参照してください。

廊下等の視覚障害者対応



廊下等の視覚障害者対応平面



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

(その踊場を含む。以下同じ。)

基本的な考え方

階段の昇降は、妊婦や高齢者、身体に障害のある人にとって大きな負担であるとともに、転落などの危険性も高い場所であり、また、避難時の役割も大きいことから、安全性の高い構造にすることが求められます。

整備基準

不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。

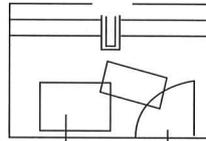
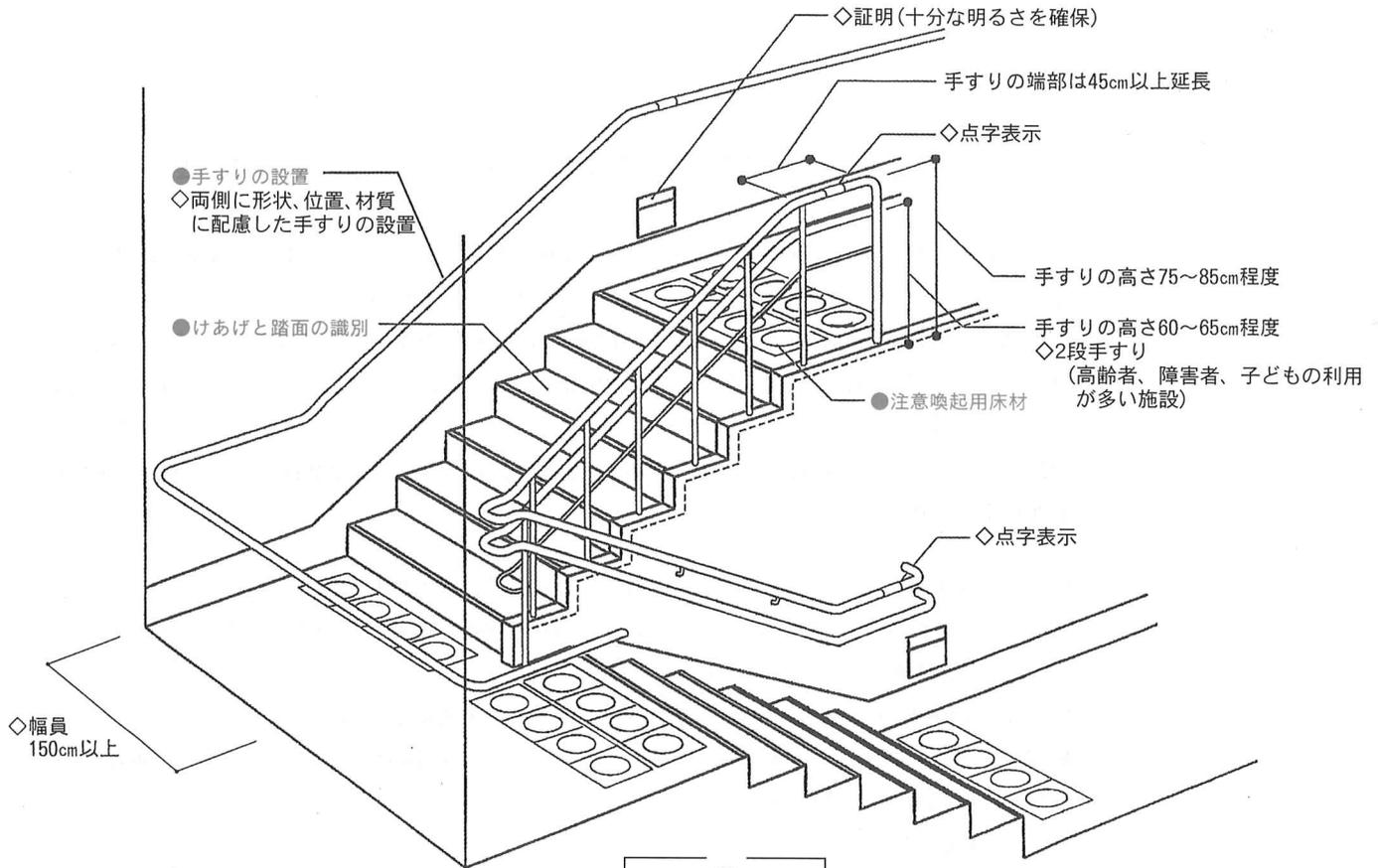
- ア 手すりを設けること。
- イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
- ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- オ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅の場合を除く。）。

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。

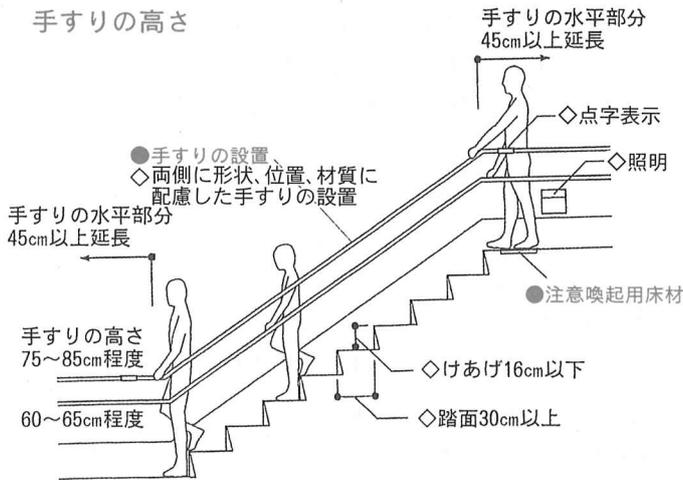
- ア 幅は、内法を150センチメートル以上とすること。
- イ けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。
- ウ 路面の寸法は30センチメートル以上とすること。
- エ 両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりを設けること。
- オ 視覚障害者を誘導する手すりの端部には、現在位置及び上下階の情報等を点字で表示すること。
- カ 高齢者、障害者又は子どもの利用が多い施設は、手すりを2段とすること。
- キ 十分な明るさを確保すること。
- ク 階段室型の階段においては、階段室に車いす等の避難スペースを確保すること。

階段・手すりの整備例

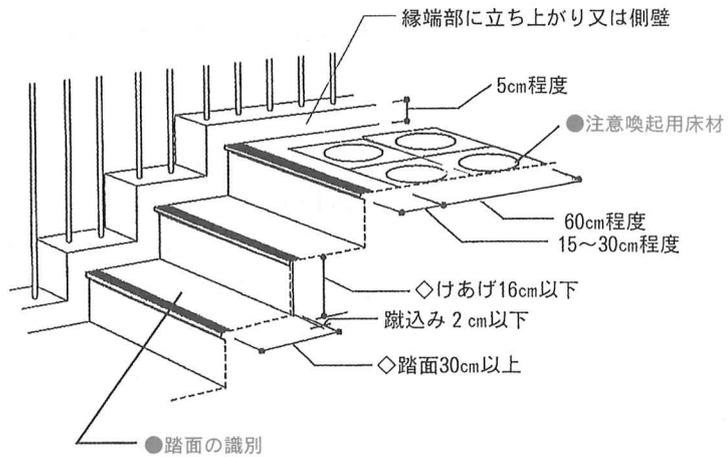


◇階段室にはヒナンスペース

手すりの高さ



けあげと踏面の仕様



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

解説

- 階段については、不特定かつ多数の者が利用するものはすべて基準に適合することを求めています。
- 車庫施設について階段の上端に注意喚起用床材の敷設を免除しているのは、視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行することが見込まれるためです。
- 教育訓練施設及び共同住宅について階段の上端に注意喚起用床材の敷設を免除しているのは、これらの施設を訪れる視覚障害者はほとんどの場合特定の人物と会うことを目的としており、当該人物による誘導が見込まれるためです。
- つまずきにくい構造の階段とは、蹴込み板を設けたもの、蹴込み寸法又は段鼻の出が2センチメートル以下のものです。

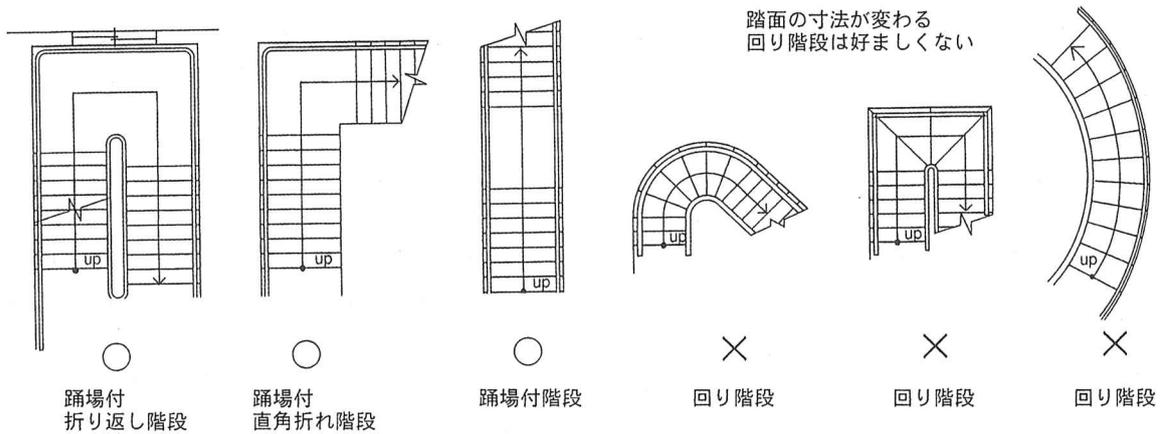
配慮事項

- けあげ及び踏面の寸法は、同一の位置の階段においては、同一にしてください。
- 階段下（階段の裏）の高さの低いスペースは、視覚障害者が衝突しないように措置してください。
- 階数標示は、大きくわかりやすいものとしてください。
- 特に直階段の場合は、転倒防止のため踊り場を適宜設けてください。
- 側面を床付の手すりとする場合は、下部に、杖先の落下防止等のため、5センチメートル以上の立ち上がりを設けてください。

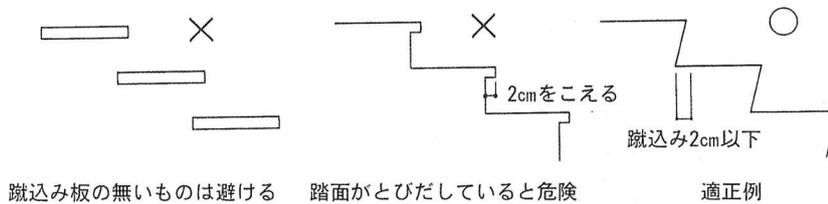
〈手すりの共通配慮事項〉

- ・ 取り付け高さは、一本の場合は75～85センチメートル程度とし、同一建築物内で同じにしてください。
- ・ 高齢者、障害者、子供の利用が多い施設については、手すりを2段とし、高さ60センチメートル～65センチメートル程度のものを併設してください。この場合、一般用のものより利用者側にずらして取り付けてください。
- ・ 片側まひの障害者等の利用のため両側に設置することが望まれます。
- ・ 折り返し階段の中央側に設ける場合は、各階を通して連続するようにしてください。
- ・ そで口や手荷物の引掛りを防ぐため、端部は下方又は壁面に曲げてください。
- ・ 階段やスロープの端部で手すりがとぎれる場合は、水平部分を45センチメートル以上延長してください。
- ・ 太さは、3.5～4.0センチメートル程度とし、壁面から3.5～6.0センチメートル程度離して手すりの下側で支持してください。
- ・ 冬季の冷たさに配慮した材質とすることが望まれます。
- ・ 夏季に直射日光を受ける場所などでは熱さに配慮した材質とすることが望まれます。
- ・ 手すりの取り付けられる壁面の表面は、ざらついていない仕上げとしてください。
- ・ 笠木の上部が平坦なものは、階段やスロープには用いないでください。
- ・ 端部、曲がり角、階段の始点と終点等の要所には、現在位置、誘導内容等を点字で表示してください。

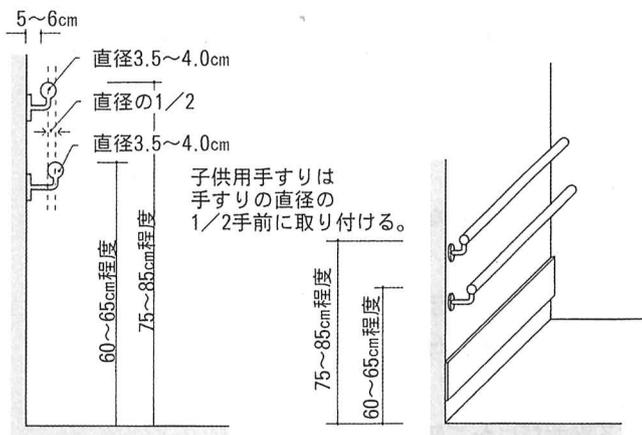
好ましい階段の形状



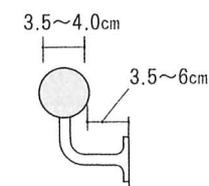
けあげ、踏面の形状 (つまづきにくい構造の例)



手すりの設置例

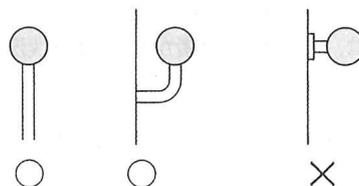


手すりの形状



壁と手すりのあき

壁への取りつけ



支持材が手にぶつかるため
好ましくない

(その踊場を含む。以下同じ。)

基本的な 考え方

階段の利用が困難な車いすを使用する人や高齢者、乳母車を利用している人などにとってエレベーターの設置は非常に有効です。エレベーターは車いすを使用する人や視覚に障害がある人が不自由なく利用できる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(1)不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設（教育訓練施設のうち学校及び共同住宅を除く。）で用途面積が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。

(2)(1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。

ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。

イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。

ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。

エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

カ かご内の側板には、手すりを設けること。

キ かご内には、車いす使用者がかご内の状況を確認することができる鏡を設けること。

ク かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。

ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ケに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

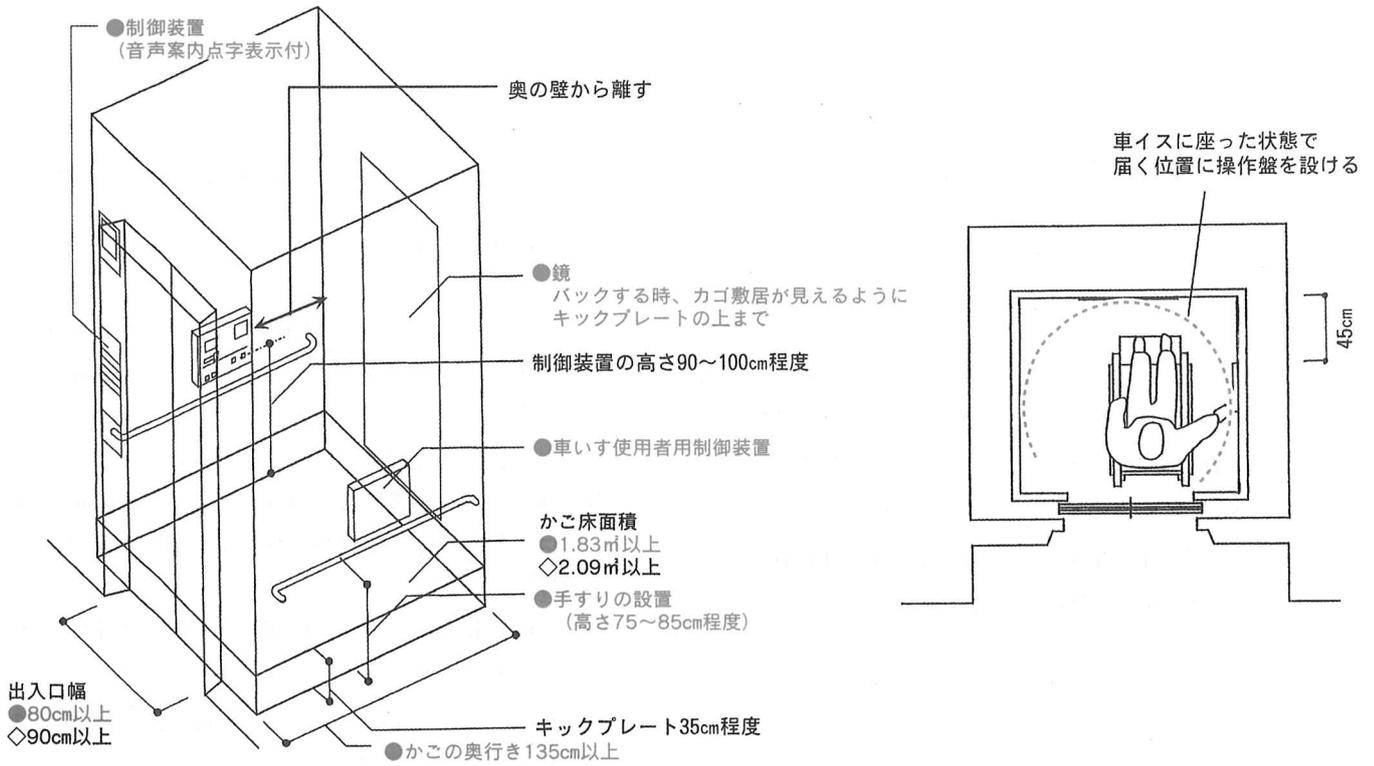
(1)多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設（教育訓練施設のうち学校（養護学校を除く。）及び共同住宅等を除く。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。

(2)(1)に規定するエレベーターのうち一以上のものは、次に定める構造とし、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。

ア かごの床面積は、2.09平方メートル以上とすること。

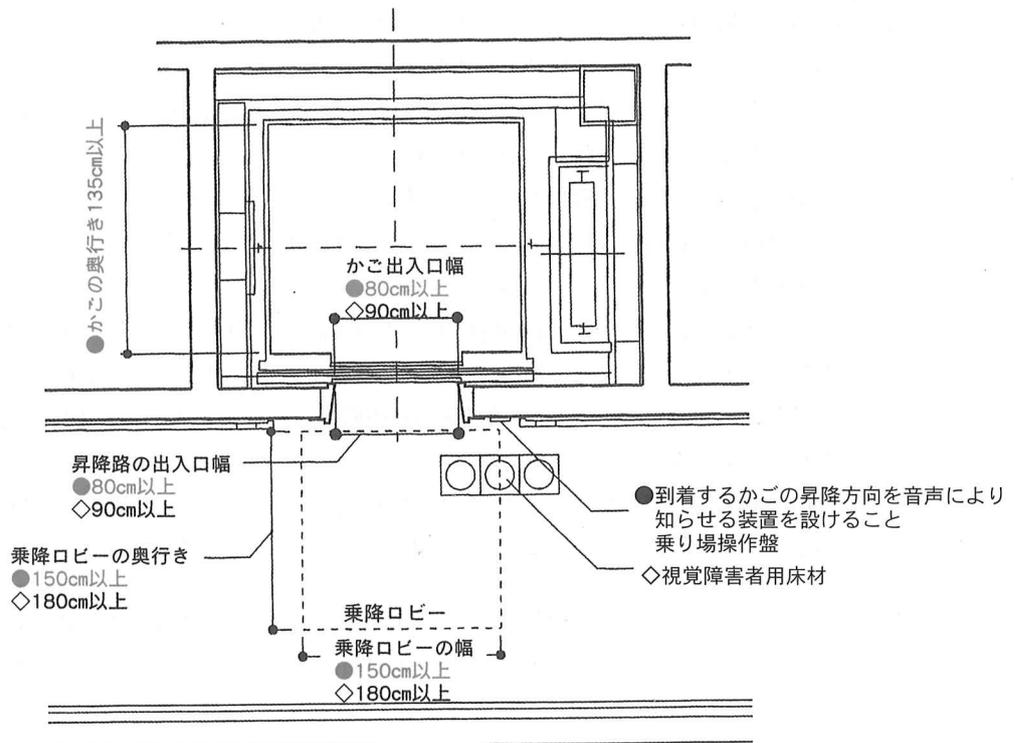
イ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90センチメートル以上とすること。

基準エレベーターの形状



基準エレベーターと乗降ロビーの平面

○かごの平面形状は車いすの転回に支障がないものとする



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。
- シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- ス 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

- ウ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。
- エ かご及び乗降ロビーの操作盤のボタンは押しボタン式とし、音及び光でボタンを押したことを確認することができる装置を設けること。
- オ かごには、光電安全装置を設けること。
- カ かごのうち停電時等管制運転を備えたものにおいては、管制運転時に音声及び文字で知らせる装置を設けること。
- キ 乗降ロビーには、注意喚起用床材を乗場ボタン側に寄せて敷設すること。

(3)(1)に規定するエレベーターのうち(2)に定める構造のエレベーター以外のものは、整備基準の4の項(2)のAからウまで、ク及びサに規定する構造とすること。

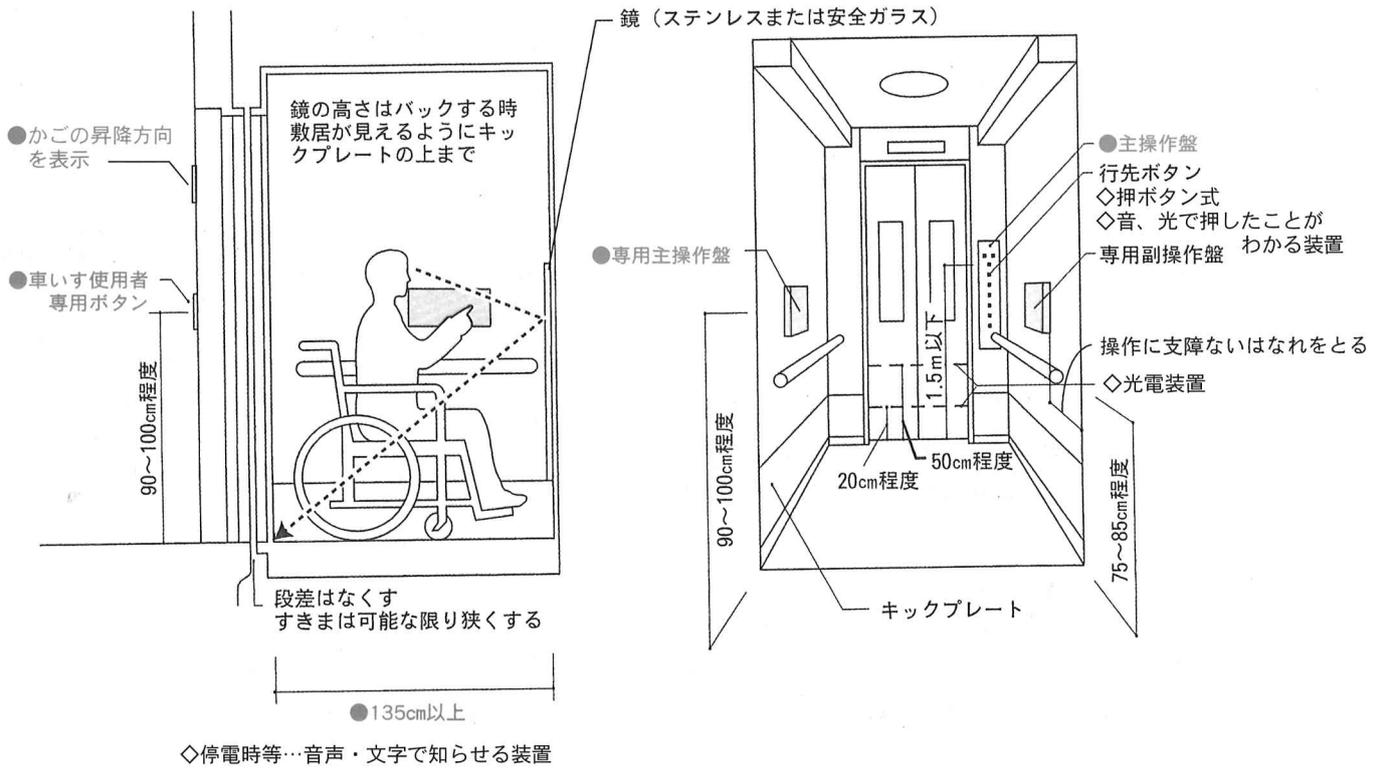
解説

- 多額の出費を伴う車いす使用者・視覚障害者等対応エレベーターを1以上設置することを求めているのは、用途面積2,000平方メートル以上の（設計の自由度が大きい）特定建築物としています。
- 専ら駐車場の用に供される階のうち、車いす使用者用駐車施設が設けられていない階には、エレベーターのかごの停止を求めています。
- 「当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講じる場合」には、
 - (1)2階で行っている窓口業務内容を適宜1階で行える体制を整えている場合
 - (2)車いす用階段昇降機等により、車いす使用者等を2階に上げることができる場合等が含まれます。
- かごの床面積1.83平方メートルは11人乗りの場合の最低床面積です。かごの奥行き135センチメートルはJISの11人乗りの奥行き寸法で、電動車いすも収まる大きさです。
- 乗降ロビー150センチメートル角は車いすの回転可能寸法です。かごの出入口の幅80センチメートルは、車いすが通過できる寸法です。
- 車いす使用者の制御装置（操作盤）について視覚障害者対応を求めているのは、視覚障害者である車いす使用者には介助者がつくことが想定されるためです。

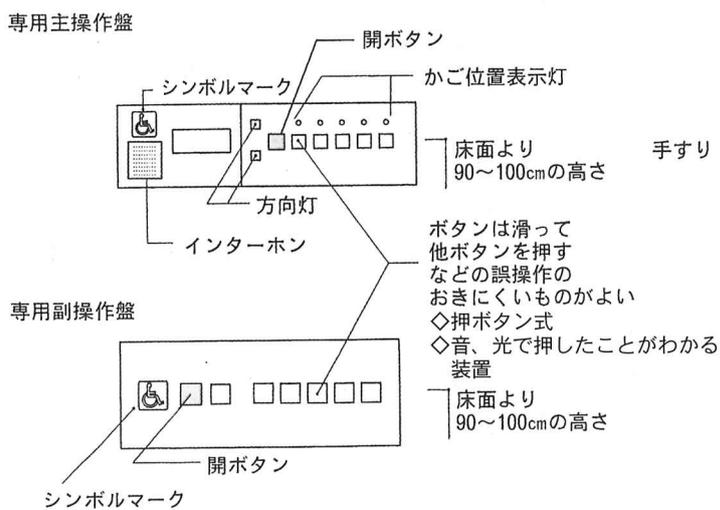
配慮事項

- 床とかごの間隙は、車いすのキャスターが落ち込まないように可能な限り狭くしてください。
- 車いす使用者のための制御装置は、かご内で転回しなくても操作できるよう左右に設けてください。この場合車いすのフットスペースの出を配慮した位置としてください。
- かご内の側板の下部にキックプレートを設けてください。
- 障害者用のボタンが押されたときは、戸の開閉時間が長くなるよう設定してください。
- 乗降ロビーの出入口部分の床には、注意喚起用床材を乗場ボタン側に寄せて敷設してください。

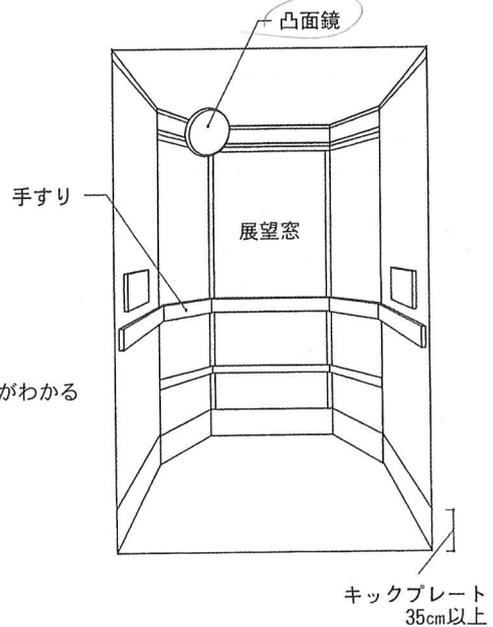
エレベーターのかごの整備例



車いす使用者専用操作版の例



(参考) 展望用エレベーター等、平面鏡が設置できない場合の例



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な考え方

車いすを使用する人が気軽に外出し社会参加するために、利用しやすい便所は不可欠なものです。車いすを使用する人が不自由なく利用できる構造の便所をだれもが利用しやすい場所に設ける必要があります。

整備基準

(1)不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

イ 次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

(ア)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）が設けられていること。

(イ)多機能便房の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

(ウ)多機能便房の出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(エ)床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。

(オ)出入口の付近に、多機能便房を設置している旨を見やすい方法で表示すること。

ウ イに定める基準に適合する便所には、次に定める基準に適合する洗面器を1以上設けること。

(ア)車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。

(イ)周囲に手すりを設けること（側面に壁等があり安定した姿勢を確保することができる場合又は寄り掛かることができる構造である場合を除く。）。

(2)不特定かつ多数の者の利用に供する便所に男子用小便器を設ける場合においては、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。

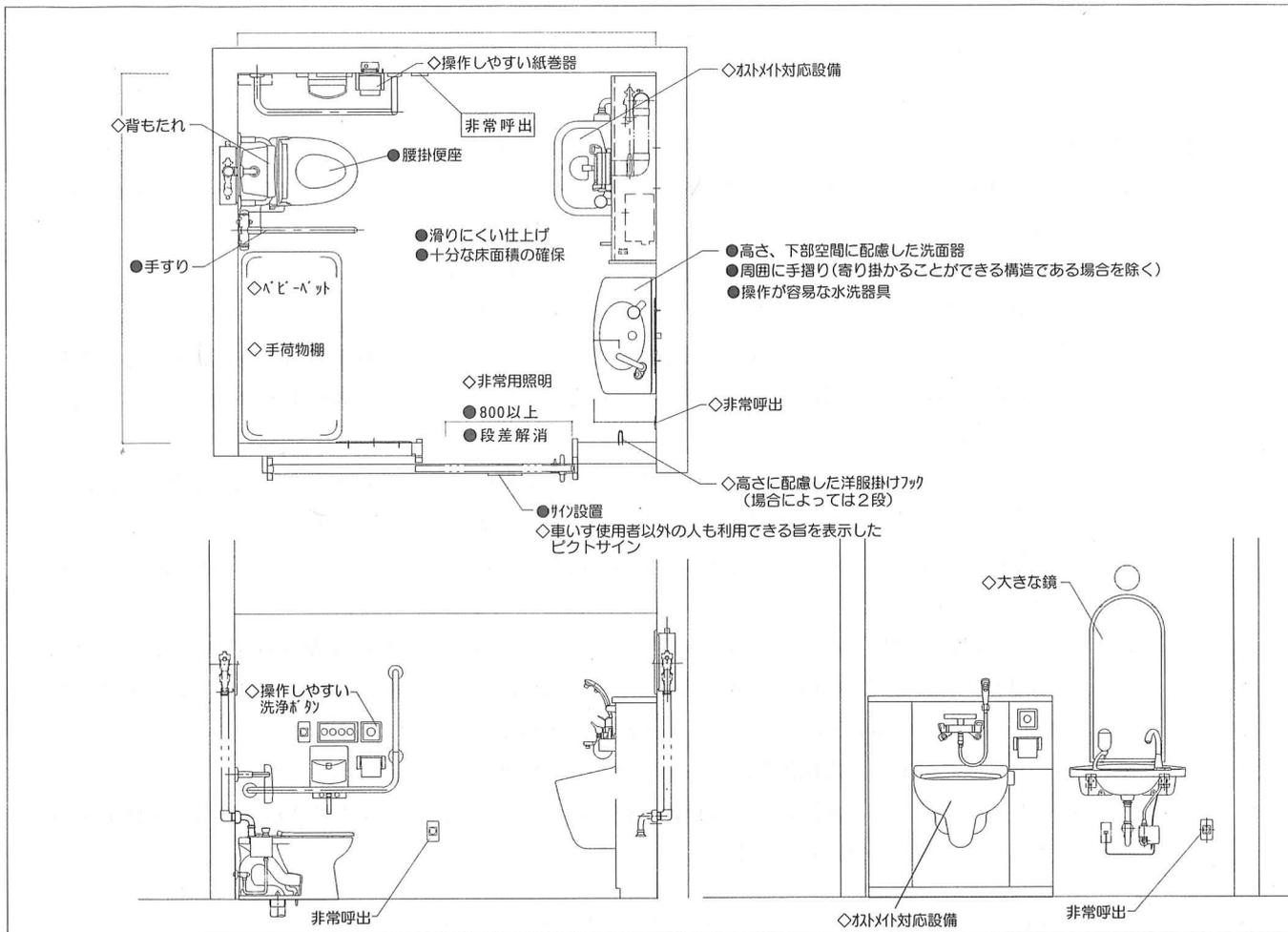
ユニバーサルデザイン施設整備基準

- (1)多数の者の利用に供する便所を設ける階（専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）には、次に定める基準に適合する便所を設けること。
- ア** 当該階に設けられる多機能便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあつては、その総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階に設けられる便房の総数が200を超える場合にあつては、その総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。

便房総数	車いすを使用者利用可能便房数
1～ 50	1
51～100	2
102～150	3
151～200	4
201～	便房総数×1%+2

- イ** 洗面器には、大きな鏡を設けること。
- (2)多機能便房は、次に定める基準に適合するものとする。
- ア** 多機能便房の出入口の付近に、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの人、オストメイト（人工肛門又は人口膀胱の造設者をいう。以下同じ。）等車いす使用者以外の人も利用できる旨を表示したピクトサイン（絵及び図柄で表現された標示板をいう。）を設けること。
- イ** ベビーベッドを設けること。ただし、教育訓練施設のうち学校及び共同住宅等の場合においては、この限りでない。
- ウ** 非常ボタン（点字により表示し、かつ、音及び光でボタンを押したことを確認することができる機能を有するものに限る。）適切な位置に設けること。
- エ** 便器洗浄ボタンは、操作が容易なものとすること。
- オ** 紙巻器は片手で紙を切ることができる等操作が容易なものとすること。
- カ** 背もたれを設けること。
- キ** オストメイト対応設備を設けること。
- ク** 非常用照明を設けること。
- (3)多機能便房のうち、1以上の便房は男女共用とすること。
- (4)多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。
- ア** 多機能便房のない便所は、男子用及び女子用のそれぞれの便所に1以上の次に定める基準に適合する簡易型多機能便房を設けること。
- (ア)小型の手動車いす又はベビーカーと一緒に利用可能なスペース（正面から入る場合は奥行190センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅80センチメートル程度、側面から入る場合は奥行220センチメートル幅90センチメートル及び出入口の幅90センチメートル程度）を確保すること。
- (イ)腰掛け式便器、手すり及び操作しやすい便器洗浄ボタンを設けること。
- (ウ)出入口の段差を解消すること。
- イ** 便房の出入口の幅は、内法を75センチメートル以上とすること。
- ウ** 便房の出入口の戸は、開き戸の場合においては、外開きとすること。
- エ** 便房には手荷物棚等を設けること。
- オ** 便房には洋服掛けフックを高さに配慮して設けること。
- カ** 便房には汚物入れを設けること。
- キ** 出入口の付近に男性用と女性用の区別を見やすい方法で表示するとともに、男性用と女性用の区別及び構造を視覚障害者が分かりやすい位置に、点字による案内板等で表示すること。
- ク** 必要に応じて、幼児等に配慮した高さの洗面器を設けること。
- ケ** 必要に応じて、便房内及び洗面器の付近にベビーストア又はベビーベッドを設けること。
- コ** 便器の数は原則として男女比4対6とすること。
- サ** 便房が使用中であるか否かを分かりやすく表示することができる構造であること。

多機能便房



多機能便房のサインの例



☆高齢者や妊産婦、乳幼児連れの人オスメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）など車いす使用者以外の人でも利用できる旨を表示すること。



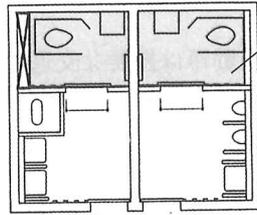
- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

- 解説**
- 公共的施設のうち特定建築物の不特定かつ多数の者が利用する便所に適用される(1)及び(2)の基準は、1以上の車いす使用者利用可能便房及び1以上の床置き式小便器を設けること等を定めています。
 - これらの便所は高齢者や障害者等の利用に支障がないよう規定されています。
 - これらの基準は、従業員専用の便所には適用されません。
 - 車いす使用者利用可能便房は、一般用便所の中に設け、誰もが利用できるように表示することが合理的でしょう。一般用便所に隣接して設ける場合でも車いす使用者専用ではなく誰もが利用できるように表示してください。
 - 車いす使用者利用可能便房は、出入口と便座の位置関係等によりさまざまな平面計画があり得ることから「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房」と規定し、便房の幅、奥行き等の寸法については定めていません。
 - 車いす使用者利用可能便房の出入口の幅80センチメートルは、車いすが通過できる寸法です。目隠し等のため便所の出入口が通路状となる場合にあっては、曲がり角の隅切り又は面取り若しくは廊下等の幅員120センチメートルとする必要があります。
 - 手洗いについては、水栓器具に操作が容易なものを設置するよう求めています。
 - そして、このような水栓器具を設けた洗面器のうち1つは、車いす使用者が利用しやすい下部の空間を設けるよう規定しています。

配慮事項

- 車いす使用者利用可能便房も、男女別に設けることが望まれています。
- 便房内には、手荷物棚を設けてください。
- 手すりは、垂直及び水平に2本又はL字状に、かつ、両側に取り付けてください。この場合側面からの便座への移乗に対応できるよう、可動な手すりとするのが望まれます。
- 大便器の洗浄装置は、介護者の操作も考慮し、足踏み式の併設を考慮してください。
- 便房の戸は引き戸としてください。
- 手すりを設けない便器や洗面器の取り付けは、寄りかかりを考慮してください。
- 洗浄装置や水栓器具は、施設内では同一の構造とすることが望まれます。
- 車いす使用者利用可能便房には、小児用小便器やベビーチェア・ベビーベット等の設置が望まれます。
- 車いす使用者の中には腰掛便座でさえあれば利用できる人もいますので、一般用の便所や便房の出入口を車いすが通過できる寸法の80センチメートル以上とすることも望まれる整備となります。

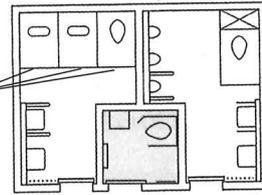
便所の配置例



●80cm以上

簡易型多機能便房

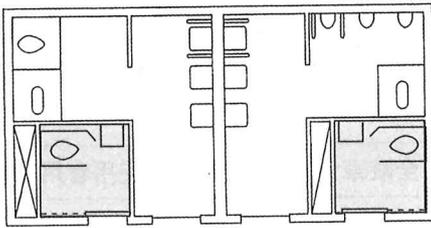
◇外開き
◇75cm以上



●80cm以上

- 多機能便房を設けない便所には男女それぞれの便所内にそれぞれ簡易型多機能便房を設けること

- ◇一以上は男女共用の多機能便房を設けること



●80cm以上

●80cm以上

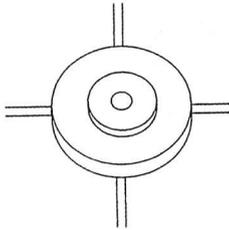
- 男女別に多機能便房を設けた例

- ◇すべての便所に共通
 - ・ 出入口の幅は75cm以上
 - ・ 開き戸の場合は外開き
 - ・ 手荷物棚等を設置
 - ・ 洋服掛けフックを設置（高さに配慮）
 - ・ 汚物入れを設置
 - ・ 男女別、構造を入れた案内板
 - ・ 便器の数は男：女＝4：6
 - ・ 分かりやすく使用中であるか不表示
 - ・ 必要に応じベビーカー、ベッド設置
 - ・ " 幼児等に配慮した高さの洗面器

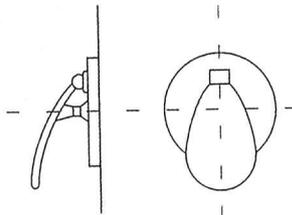
水栓器具・フラッシュバルブの例

フラッシュバルブ

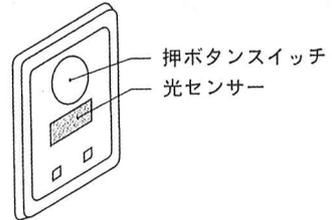
足踏式



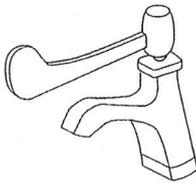
くつべら式



光感知式



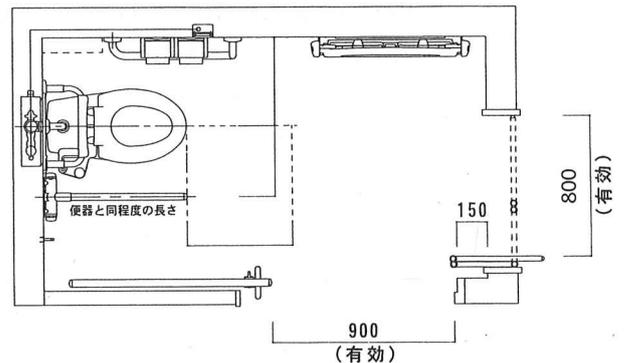
レバー式水栓器具



自動水栓器具



簡易型多機能便房の例



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

- ☆ 正面から入る場合は 奥行1900×幅900、出入口の幅800程度
- ☆ 側面から入る場合は 奥行2200×幅900、出入口の幅900程度
- ・ 腰掛便器、手すり、操作しやすい便器洗浄ボタンを設置
- ・ 出入口の段差解消
- ☆上記共通事項

(機械式駐車場を除く。)

基本的な考え方

車いすを使用する人にとって、行動の範囲を広げる自動車は重要な交通手段です。建物への出入りが容易な場所に、乗り降りに必要なスペースを設けた車いす使用者専用の駐車区画を設けることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1) 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。

ア 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1)から(4)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

イ 幅は、350センチメートル以上とすること。

ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。

- (3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項(1)から(4)までに定める構造とすること。

車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設
1~50	1
51~100	2
101~150	3
151~200	4
201~	全駐車台数×1%+2

- (1) ベビーカー又は荷物の出し入れ等に支障のないよう十分な幅を確保した駐車区画を設けること。
- (2) 駐車場の案内標識には、車いす使用者用駐車施設の位置を表示すること。
- (3) 車いす使用者用駐車施設施設の乗降スペースには雨よけを設けること。

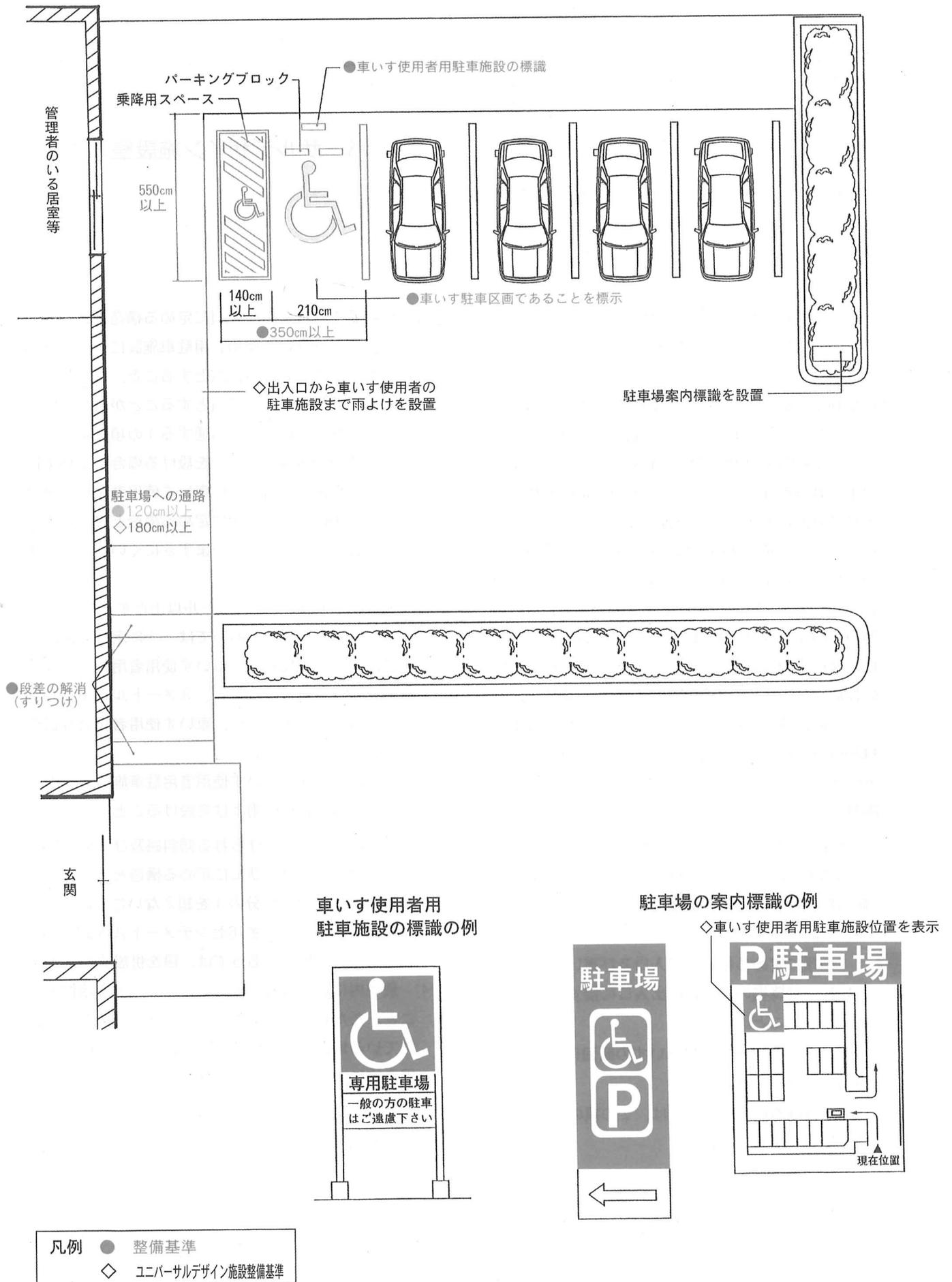
解説

- 駐車場には車いす使用者用駐車施設を設けることを定めています。
- 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口は建物内出入口と駐車場出入口とを含みます。
- 施設内や駐車場内の通路を通行する視覚障害者には運転手等の者が必ず同行するため、敷地内の通路における視覚障害者対応について定めた7の敷地内の通路の(5)の規定は適用しません。
- 車いす使用者用駐車施設の位置は、最も利便性の高いところとするよう規定しました。
- 車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者が乗降するための十分なスペースとして、駐車区画の幅を350cm以上としています。
- 車いす使用者用駐車施設である旨の表示は、国際シンボルマークを用いることが一般的で、車が駐車すると隠れてしまうような箇所だけではなく、立て看板等の見やすい方法で表示する必要があります。
- 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路等は、車路兼用もやむを得ないとしますが、別に設置することが望まれます。

配慮事項

- 駐車場内の通路等の幅員は、車いすの転回に支障がない140cm以上とすることが望まれます。
- 車いす使用者用駐車施設の車いす使用者が乗降するためのスペースはゼブラマークを引くと分かりやすくなります。

駐車場（車いす使用者用駐車施設）の整備例



基本的な 考え方

道等から建築物の出入口までを結ぶ敷地内の通路は、車いすを使用する人や視覚に障害のある人が不自由なく通行し、方向転換ができる構造にすることが求められます。
高低差、段差をなくすることが基本です。

整備基準

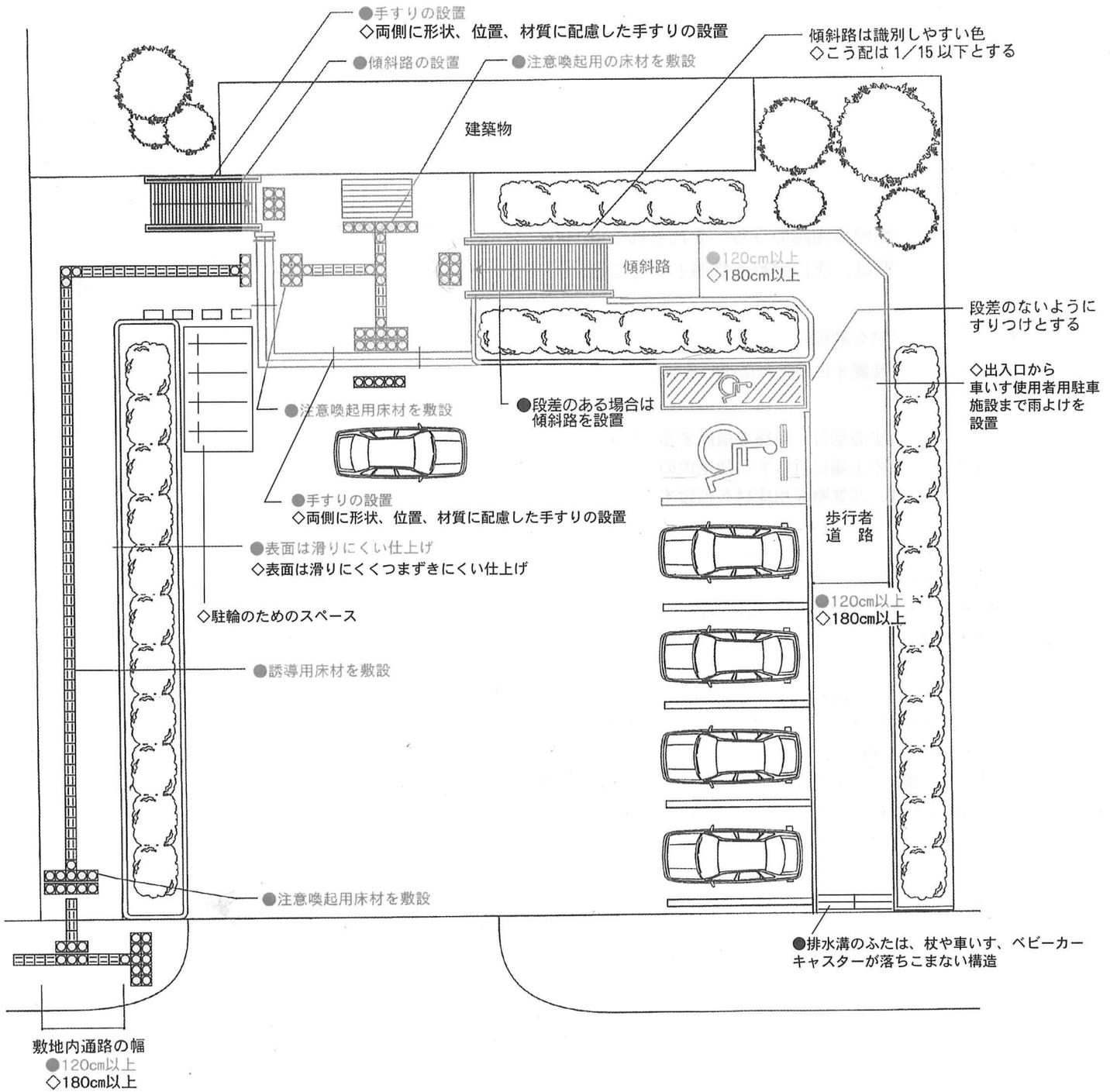
— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項の
アからエまでに定める構造に準じたものとする
こと。
- (3) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いす及び
ベビーカーのキャスターが落ち込まない構造の溝ぶ
たを設けること。
- (4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口か
ら当該公共施設の敷地の接する道若しくは空地（建
築基準第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。
以下これらを「道等」という。）（地形の特殊性に
より当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、
直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から
道等に至る車路を設ける場合においては、当該建築
物の車寄せ）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷
地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路
は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特
殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、
かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入
口から道等に至る車路を設ける場合における当該出
入口から道等に至る敷地内の通路については、この
限りでない。

- ア** 幅員は、120センチメートル以上とすること。
- イ** 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の
傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇
降機を設けること。
- ウ** 1の項に定める構造の出入口及び車いす使用者用
特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、
水平とすること。
- エ** 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない
場所を設けること。
- オ** 戸を設ける場合においては、2の項の(3)のオに定
める構造とすること。

- (1) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口
から道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内
の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地
形の特異性により当該構造とすることが著しく困難
であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構
造の出入口の前面に車寄せを設ける場合においては、
当該出入口から車寄せ又は車いす使用者用駐車施設
に至る敷地内の通路を次に定める構造とすること。
ア 表面は、滑りにくく、つまずきにくい仕上げとす
ること。
イ 幅員は、180センチメートル以上とすること。
ウ 高低差がある場合においては、(3)に定める構造の
傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇
降機を設けること。ただし、3メートル以上の高低
差がある場合においては、車いす使用者用特殊構造
昇降機を設けること。
エ 当該出入口から車いす使用者用駐車施設までの間
の敷地内の通路には雨よけを設けること。
- (2) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、
2の項の(4)ア、ウ及びエに定める構造とし、かつ、
傾斜路のこう配は15分の1を超えないこと。
- (3) 敷地内の通路に高さ16センチメートルを超える傾
斜路を設ける場合にあつては、段を併設すること。
- (4) 敷地内には、駐輪等のためのスペースを確保する
こと。ただし、付近に公共的駐輪スペースが設置さ
れている場合及び前面道路が通常歩行者専用道路の
場合等については、この限りでない。

敷地内の通路の整備例



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(5)公共的施設（車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えないものを除く。）。

(6)敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項(5)のアからウまで、オ及びカ並びに次に定める構造とすること。

ア こう配が12分の1を超える傾斜路又はこう配が20分の1を超え12分の1以下で高さが16センチメートルを超える傾斜路には、手すりを設けること。

イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。

解説

○敷地内の通路について、滑りにくい構造とすること及び段を設ける場合の構造並びに排水溝のふたの構造について定めています。

○敷地内の通路である

(1)建物出入口から道等に通ずる通路

(2)建物出入口から屋外の車いす使用者用駐車施設に至る通路

のうち、それぞれ1以上の通路の構造について定めています。

○バス等が走行するような車路を備えた敷地内の各建物の近くまで高齢者、障害者等がバス、タクシー等で到達することが想定される場合には、当該車路に接する部分から建築物の出入口までの部分を整備すればまず十分であると考えられます。

○通路の幅員120センチメートルは人が横向きになれば車いす使用者とすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法です。

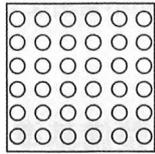
○(5)の規定により、誘導用床材、注意喚起用床材の敷設が求められるのは建物出入口から道等に通ずる通路です。建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路には、当該通路を通行する視覚障害者に運転手等の視覚障害者以外のものが必ず同行するため、求められていません。

配慮事項

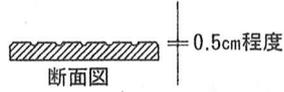
○舗装材は、透水性のあるものを用いるとより滑りにくくなります。

視覚障害者誘導用ブロックの形状の例

点状ブロック（注意喚起用）

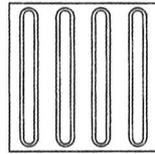


平面図

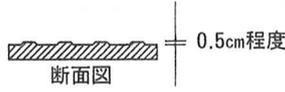


断面図

線状ブロック（誘導用）



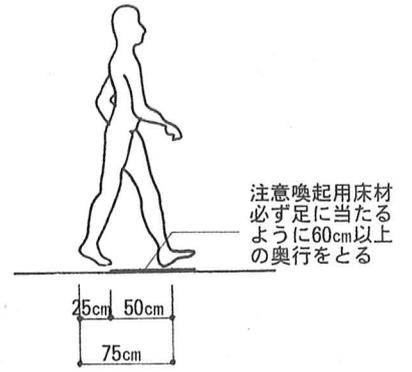
平面図



断面図

進行方向

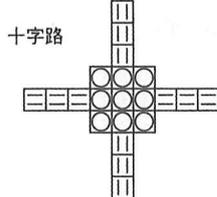
注意喚起用床材の設置幅



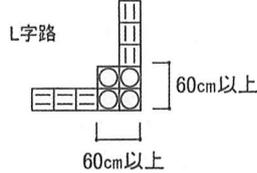
日本人成人平均1歩幅

視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

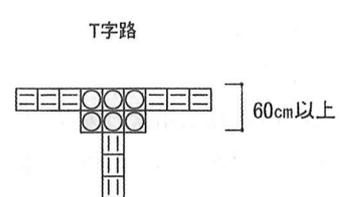
駅構内等の広い場所



十字路

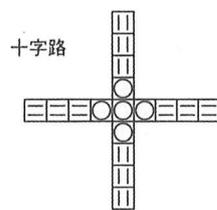


L字路

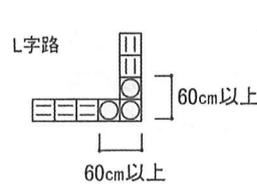


T字路

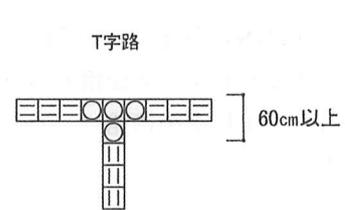
アプローチ、通路、屋内等



十字路



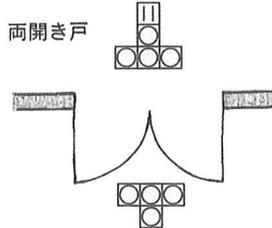
L字路



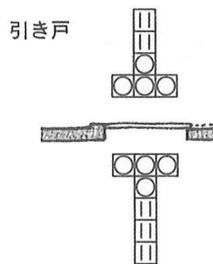
T字路

注意喚起用床材の敷設位置

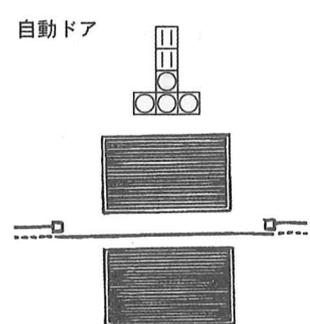
1) 出入口



両開き戸

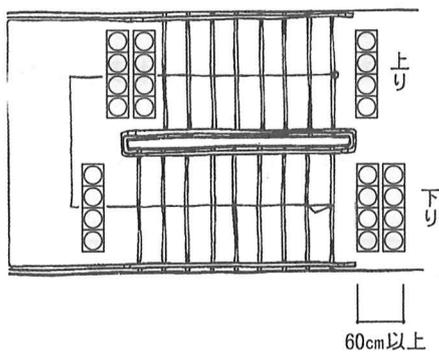


引き戸

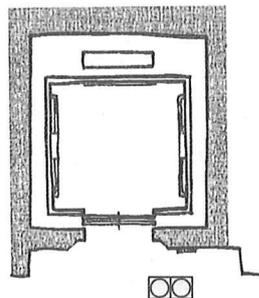


自動ドア

2) 階段



3) エレベーター



基本的な 考え方

興行施設や集会等施設においては、観覧席のうち一部は車いすを使用する人が不自由なく通行できて利用できる構造になることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(1)固定式の観覧席又は客席を設ける場合においては、車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を1以上設けること。

(2)車いす使用者用席は、次に定める構造とすること。

ア 幅は内法を85センチメートル以上とし、かつ、奥行きは110センチメートル以上とすること。

イ 床は水平とし、かつ、表面は滑りにくい仕上げとすること。

ウ 車いす使用者用席の後方には、車いす使用者が容易に出入りができ、かつ、転回ができる部分を設けること。

(3)車いす使用者用席のある室の1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用席に至る室内の通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

イ 高低差がある場合においては、2の項(5)の**ア**から**カ**までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。

(1)車いす使用者用の席は、見る位置等に配慮するとともに、次に定める構造とすること。

ア 車いす使用者用の席に近接した位置に介護者用の席を設けること。

イ 車いす使用者用の席の前面には、転落防止用の立ち上がりを設けること。

(2)固定式の観覧席又は客席を設ける場合においては、席と席との間隔に配慮すること。

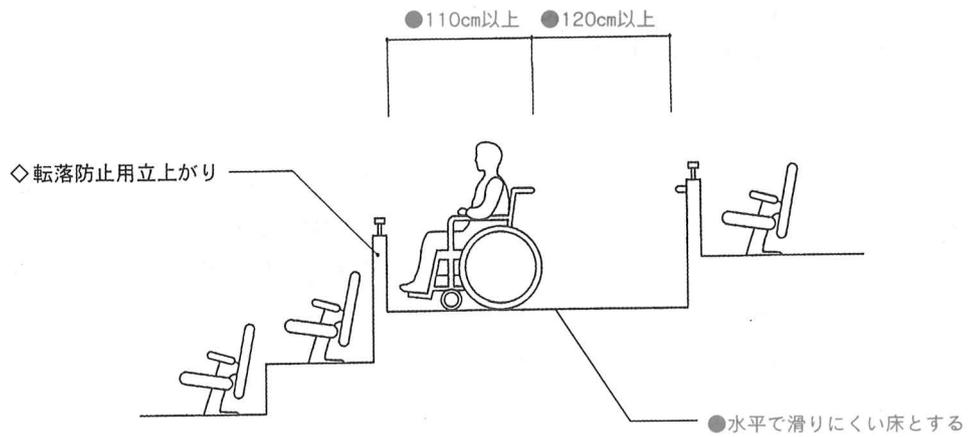
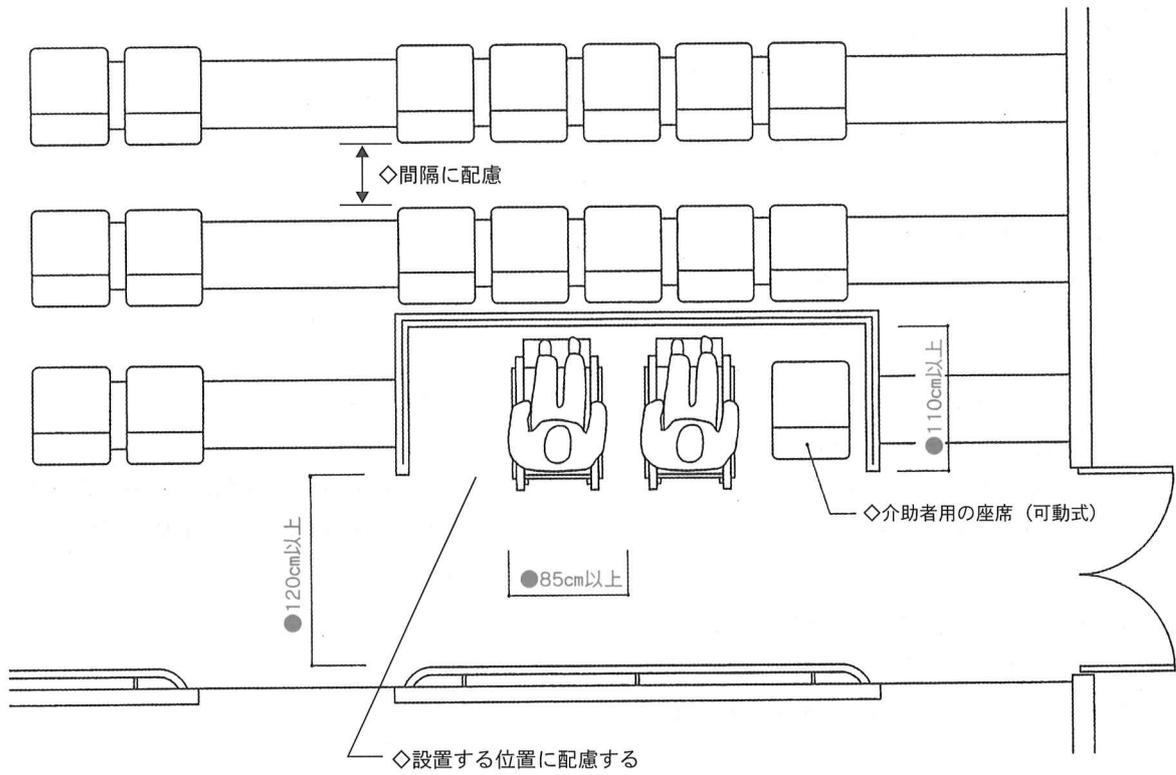
解 説

- 席の幅85センチメートルは、車いすが通行できる出入口の寸法に、出入りの際の後方移動を考慮した寸法であり、奥行き110センチメートルは、車いすが収まる寸法です。
- 通路の幅120センチメートル以上は、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法です。
- 通路における高低差等の措置はなるべく観客席を有する室内ではなく廊下等において行ってください。

配慮事項

- 介護者の席は、車いす使用者の席と近接させたり、可動座席を用意したりしてください。
- 車いす使用者用の席の前面には、転落防止用の立ち上がりを設けてください。
- 壁際の通路には手すりを設けてください。

観覧席の例



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な 考え方

一定規模以上の宿泊施設の客室のうち一部は、車いすを使用する人が不自由なく利用できる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(1) 宿泊施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものには、次に定める構造の客室を1以上設けること。

- ア 出入口は、1の項に定める構造とすること。
- イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。

- ア 非常用通報装置を設置し、かつ、点字で表示すること。
- イ 音及び光等で知らせる非常警報装置を設けること。
- ウ 電気等のスイッチは、ワイド版等操作しやすいものとする。

(2) (1)に定める構造の客室には、5の項(1)のア、イの(ア)から(エ)まで及びウに定める基準に適合する便所を設けること。ただし、当該宿泊施設に不特定かつ多数の者の利用に供する5の項(1)のアからウまでに定める基準に適合する便所が設けられている場合においては、この限りでない。

(3) (1)に定める構造の客室には、次に定める基準に適合する浴室を設けること。ただし、当該宿泊施設に不特定かつ多数の者の利用に供する10の項に定める基準に適合する浴室が設けられている場合においては、この限りでない。

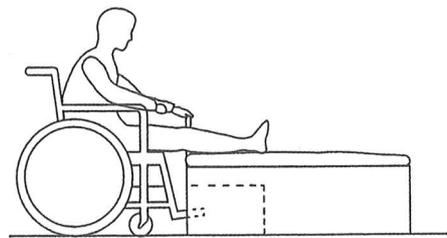
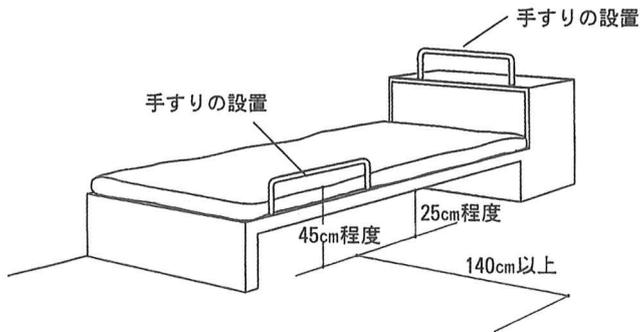
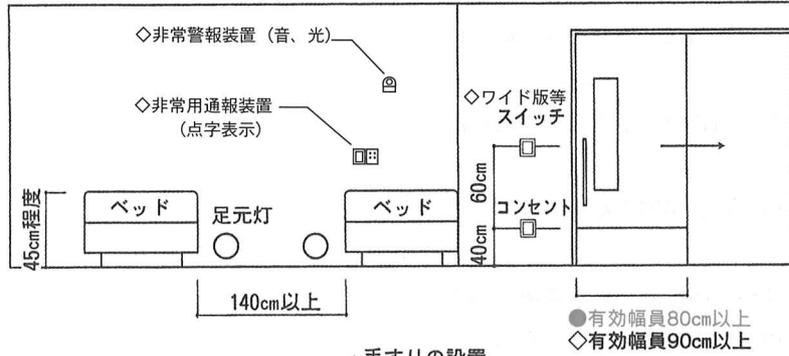
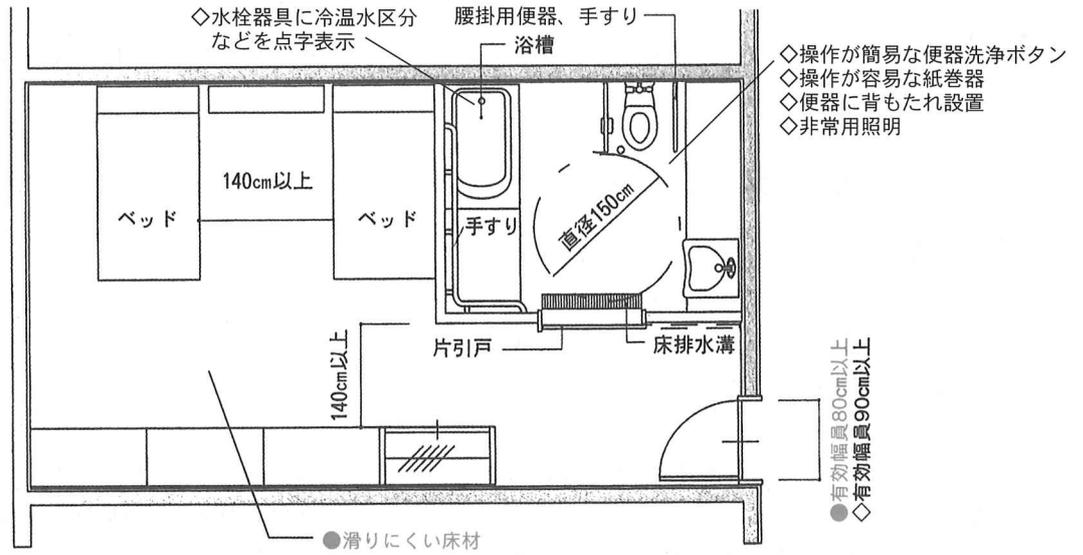
- ア 出入口は、1の項に定める構造とすること。
- イ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、浴槽、手すり等を適切に配置すること。
- エ 水栓器具は、操作が容易なものとする。

- ア 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
- イ 水栓器具には冷温水区分等を点字で表示すること。

解説 ○車いす使用者が利用できる客室を1以上設置することを求めているのは、用途面積2,000平方メートル以上の（設計の自由度が大きい）特定建築物としています。
○客室は様々な平面計画が考えられることから、具体的な床面積等の数値等は規定しません。少なくとも、ベッドまわり、出入口まわり、便所・洗面所・浴室内において、車いすが余裕を持って転回できるスペースを確保することを求めています。

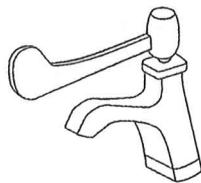
配慮事項 ○ベッドの高さは車いすからの移乗が容易な45センチメートル程度とすることが望まれます。
○車いすのフットレストがベッドの下部に入ることができるスペースがあることが望まれます。
○ベッドへの移乗が容易になるように手すりの設置が望まれます。

客室の例



水栓コックの例

レバー式水栓器具



自動水栓器具



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設設備基準

基本的な考え方

浴室は、高齢者や車いすを使用する人が不自由なく安全に利用できる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

不特定かつ多数の者の利用に供する浴室を設ける場合においては、次に定める基準に適合する浴室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

- ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- イ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
- ウ 洗い場及び脱衣所の出入口は、それぞれ1の項に定める構造とすること。
- エ 浴槽、洗い場及び脱衣所には、手すりを適切に配置すること。
- オ 1以上の水栓器具は、操作が容易なものとする
- カ 1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを車いす使用者が円滑に利用できる高さとする

- ア 非常ボタンを設けること。
- イ 1以上の水栓器具には、冷温水区分等を点字で表示

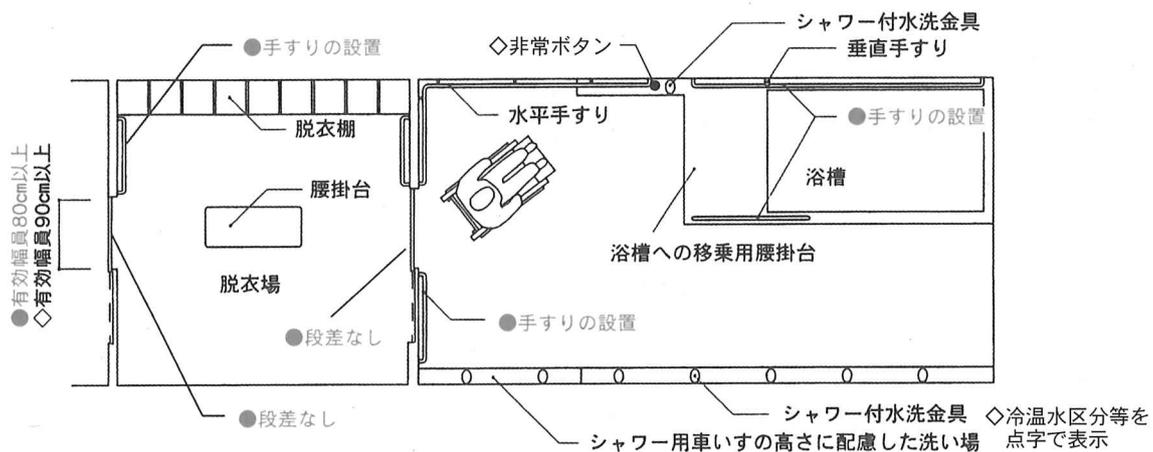
解説

- 浴室の規定は、客室に設置される浴室を除く不特定かつ多数の者の利用に供する浴室を設ける場合にのみ適用され、従業員用の浴室のみを設ける場合は適用されません。
- 整備は、高齢者、障害者等が自力であるいは介護を受けながら、一連の入浴の動作が円滑に行えることに主眼がおかれています。
- 客室に設置される浴室の整備については、不要と認識しているのではなく、現時点では時期尚早としたためであり、すべての浴室の整備が最も望ましく、1施設に1以上の整備された浴室を有する客室が存することが次善と考えています。

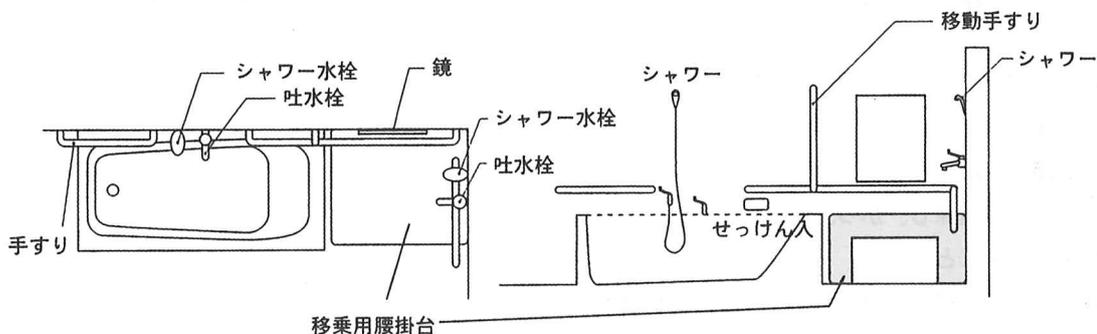
配慮事項

- 脱衣所手前部分から先の床の高さを車いすから移乗しやすい高さにし、這って移動する方法もあります。（上肢に力がある障害者の場合）
- 出入口から脱衣所、洗い場、浴槽までをすべて車いすで移動する場合、入浴専用の車いすを用意することが望まれます。

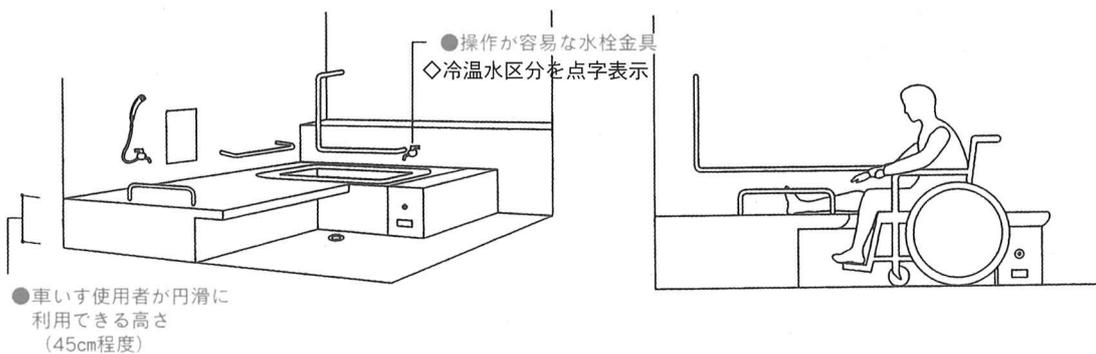
障害をもつ人などを考慮した共同浴室の設置例(1)



浴室の設置例(2)

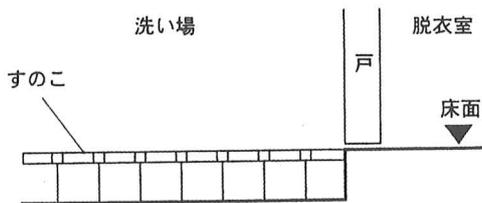


浴室の設置例(3)

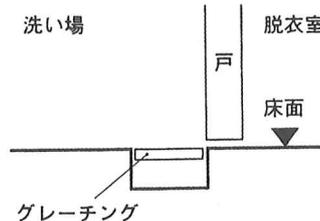


出入口段差解消例

すのこによる例



グレーチングによる例



※グレーチングのバーのピッチは車いすのキャスターが落ちないものとする。

凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な 考え方

高齢者や車いすを使用する人等が気軽にスポーツなどを楽しめるように、更衣室やシャワー室はこれらの人が不自由なく安全に利用できる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(1)不特定かつ多数の者の利用に供する更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、次に定める基準に適合する更衣室又はシャワー室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

- ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- イ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
- ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、腰掛台及び手すりを適切に配置すること。
- エ 1以上の水栓器具は、車いす使用者が円滑に利用することができる位置に設け、かつ、操作が容易なものとすること。

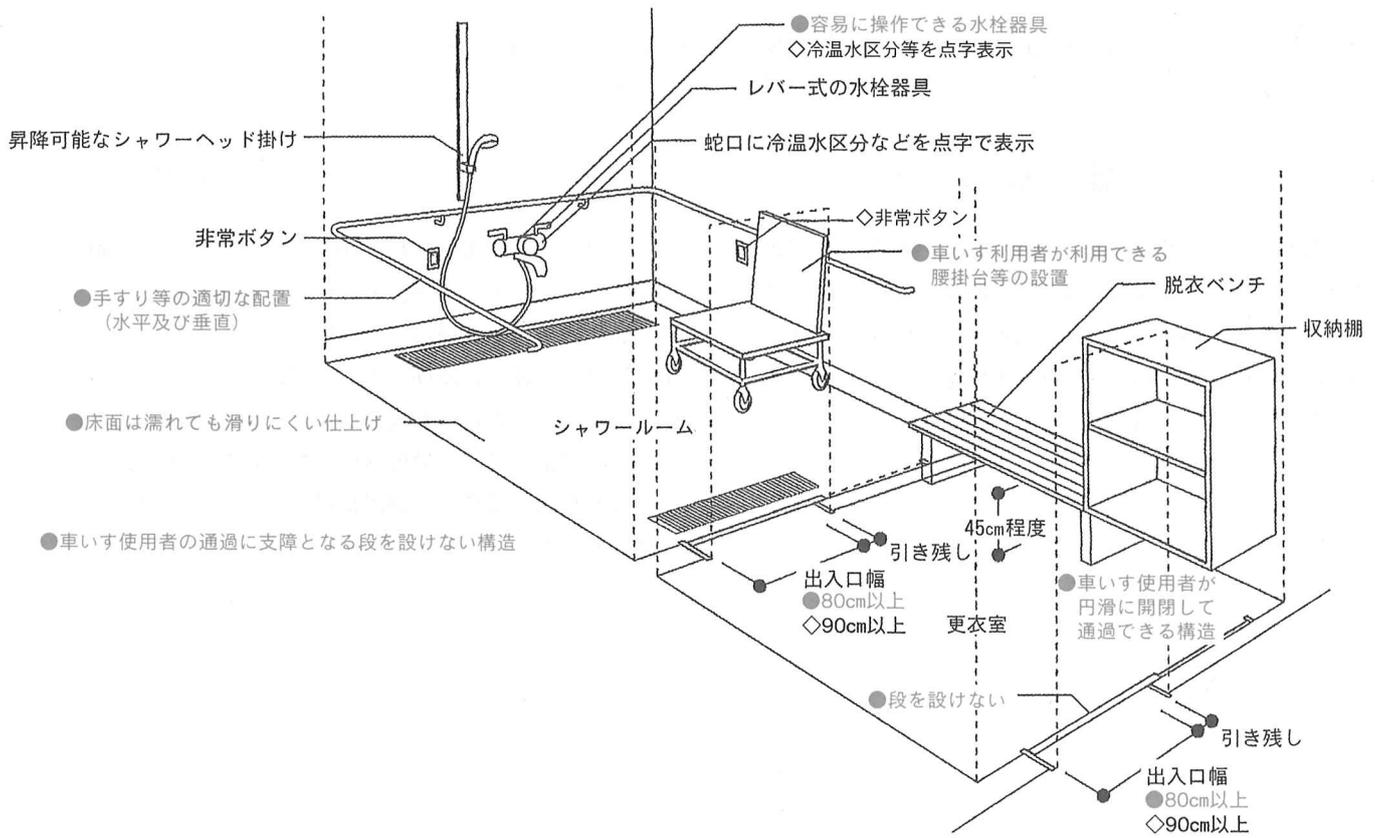
ア 非常ボタンを設けること。

イ 1以上の水栓器具には、冷温水区分等を点字で表示すること。

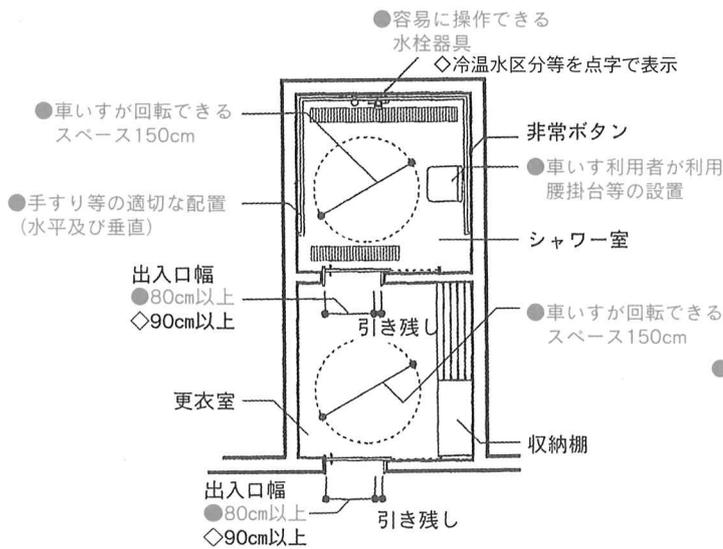
(2)更衣室内又はシャワー室内に区画を設ける場合においては、1以上の区画の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

解説 ○更衣室及びシャワー室の規定は不特定かつ多数の者の利用に供するものを設ける場合にのみ適用され、従業員用等の更衣室・シャワー室のみを設ける場合などには適用されません。

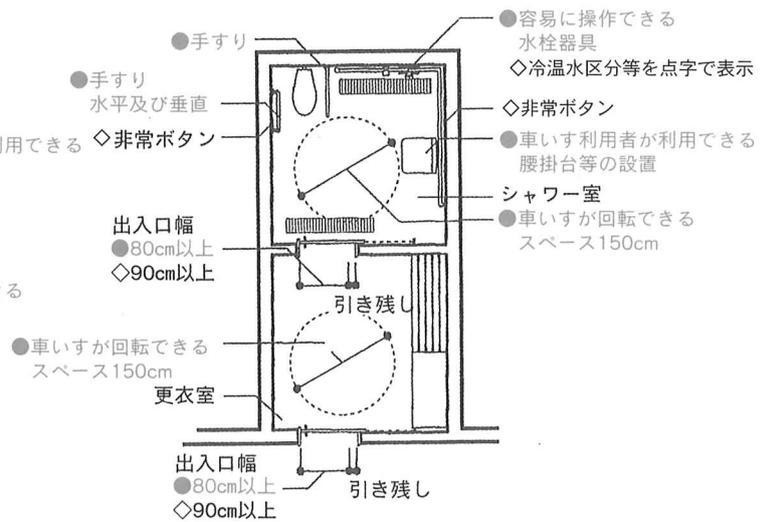
更衣室及びシャワー室



更衣室及びシャワー室



便器併設のシャワー室



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

授乳場所及び遊び場

基本的な 考え方

乳児を連れて母親が、文化的な催しを楽しんだり安心して買い物ができるように、授乳やおむつ交換が円滑にできるよう、授乳場所の整備が求められます。

整備基準

興行施設、集会等施設、展示施設、物品販売施設、福祉保健施設（母子関係施設に限る。）、文化施設及び公共交通機関の施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものには、円滑に授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。

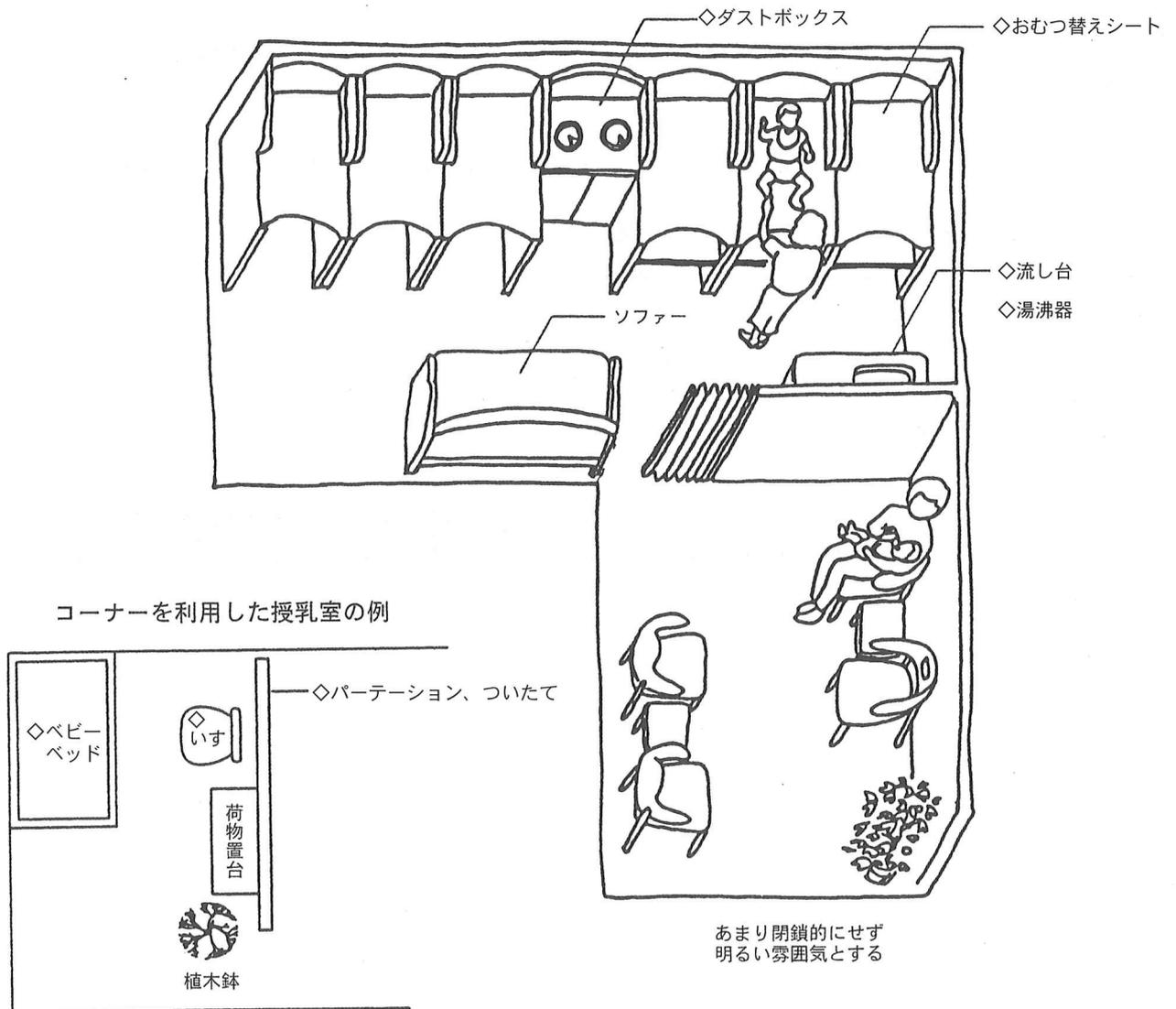
— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1) 多数の者の利用に供し、かつ、長時間滞在する施設には、次に定める構造の授乳場所を設けること。
 - ア ベビーベッド及びいすを設けること。
 - イ 湯沸器、流し台及びごみ箱を設けること。
 - ウ 廊下等からの視線を遮るついたて等を設けること。
- (2) 必要に応じて、多数の者の利用に供し、かつ、ある程度長時間滞在する施設には、子どもの遊び場を設けること。

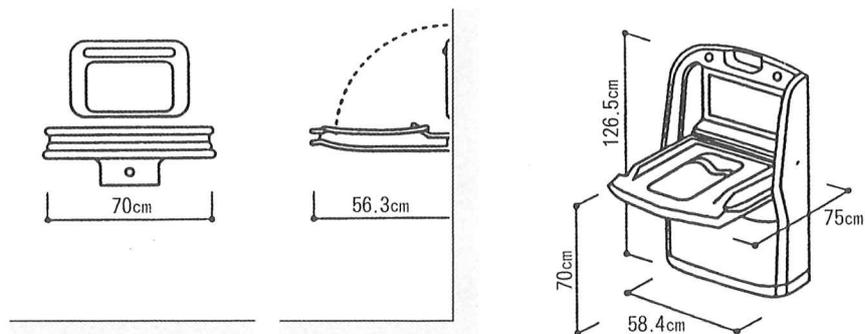
解説 ○授乳場所を1以上設置することを求めているのは、用途面積2,000平方メートル以上の（設計の自由度が大きい）特定建築物のうち、乳児連れの利用が多いと考えられる施設としています。
○授乳及びおむつの交換に必要なものは、まず、ベビーベッド、いすであり、次に湯沸器、流し台があげられます。

配慮事項 ○窓口業務のある官公庁舎、金融機関等へも必要に応じて設置が望まれます。
○授乳及びおむつの交換をする場所では、廊下等からの視線の遮蔽が望まれます。

授乳場所



乳幼児用ベッドの例



壁取付タイプ

壁・床取付タイプ

基本的な
考え方

出入口と同様、車いすを使用する人を含み、身体に障害のある人も不自由なく通過できる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

改札口（公共交通機関の施設その他の公共的施設において乗車券、入場券等の検査、改錠又は取集め等を行う場所をいう。以下同じ。）又はレジ通路（商品、サービス等の代金を支払う場所をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、次に定める構造の改札口又はレジ通路を1以上設けること。

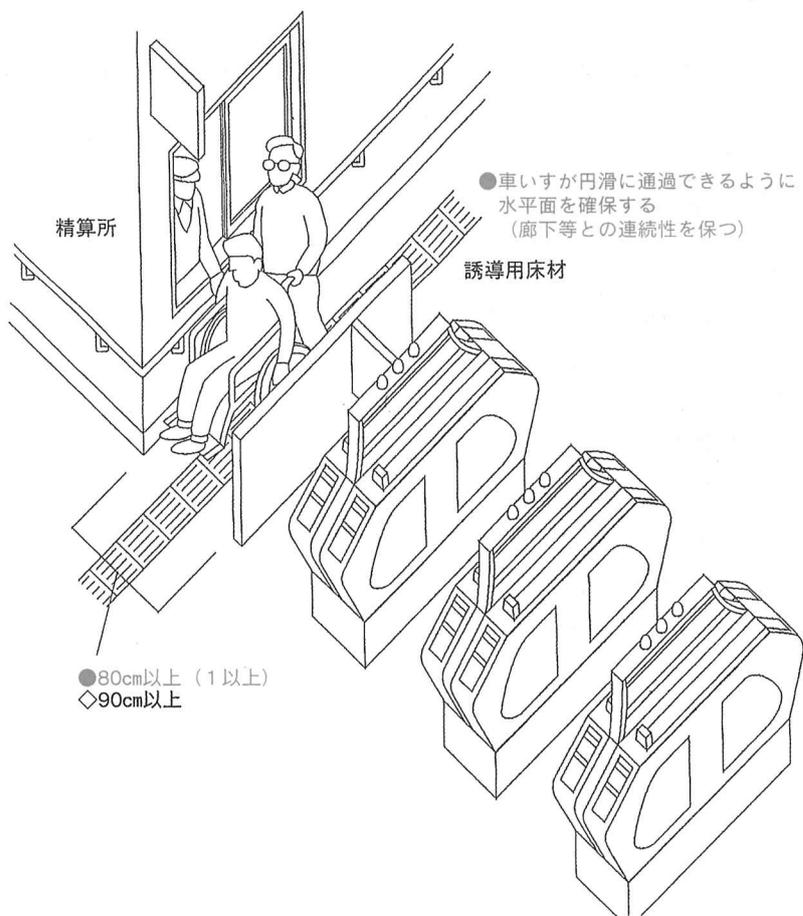
- ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
- イ 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面を確保すること。

改札口又はレジ通路を設ける場合においては、1以上の改札口又はレジ通路の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。

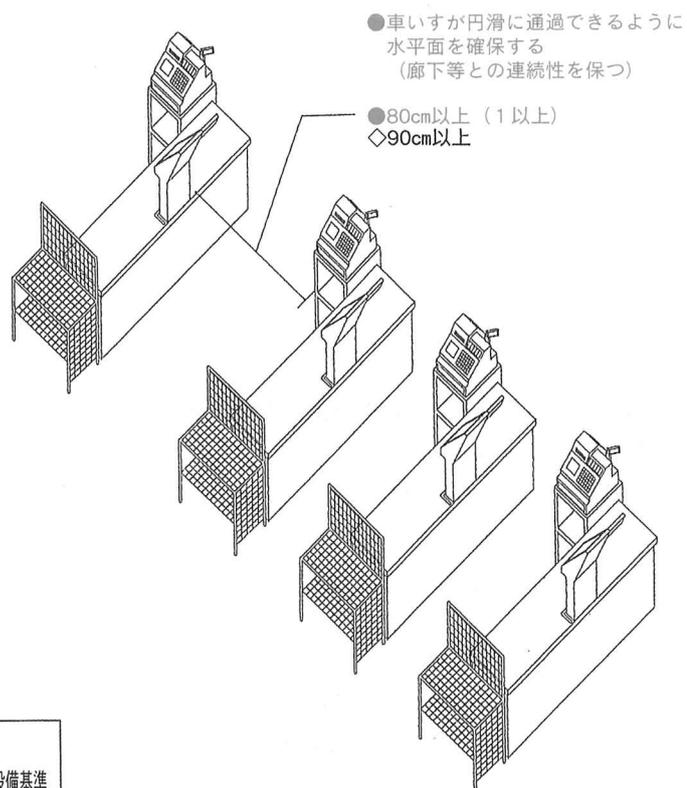
解説 ○改札口及びレジ通路は、建築物の出入口に準じて規定しています。

配慮事項 ○誘導用床材の敷設にあたっては、廊下等との連続性を保つことが重要です。

改札口の整備例



レジ通路の整備例



- | | |
|----|--------------------|
| 凡例 | ● 整備基準 |
| | ◇ ユニバーサルデザイン施設設備基準 |

基本的な 考え方

外出の際の連絡手段として、車いすを使用する人が円滑に利用できるよう配慮した公衆電話台の整備が求められます。

整備基準

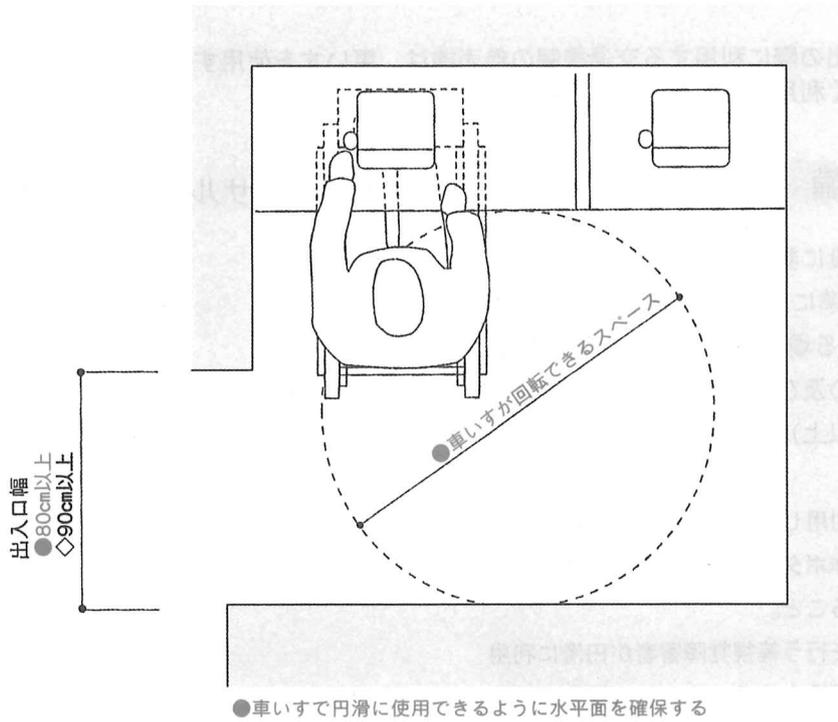
— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1)公衆電話機を設置する台を設ける場合においては、1以上の台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。
- (2)(1)に定める構造の台の周囲には、車いす使用者が円滑に公衆電話機を利用することができるよう十分な水平面を確保すること。
- (3)(1)に定める構造の台に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項に定める構造とすること。

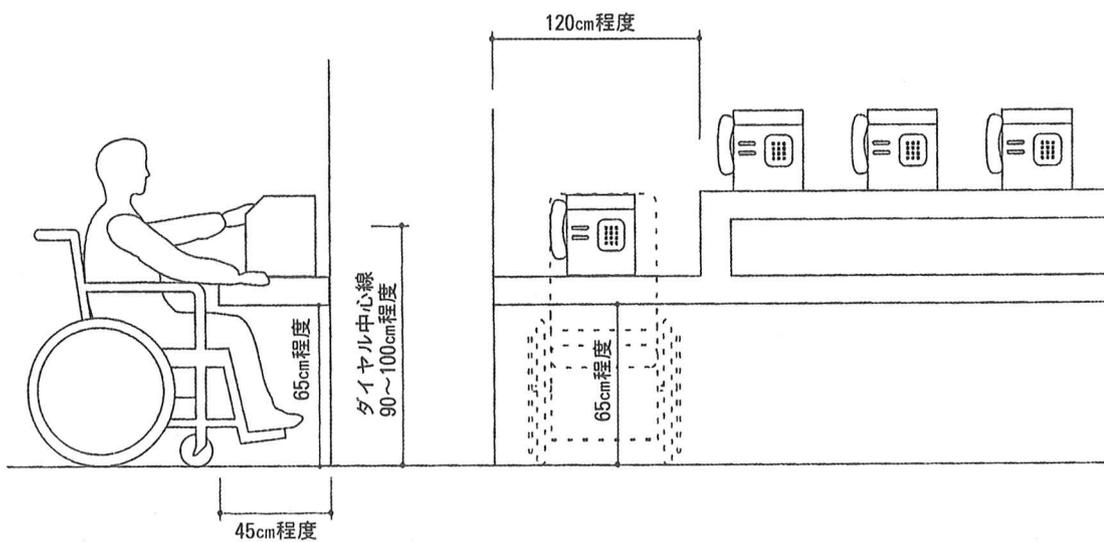
- 解説**
- 車いす使用者が利用しやすい高さの電話台とは、プッシュボタンの高さが床面から90センチメートル以上100センチメートル以下となるものです。
 - 下部に設ける車いす使用者が利用しやすい空間とは、高さ65センチメートル程度で奥行き45センチメートル程度の空間です。
 - 出入口の構造は、室の出入口の構造に準じています。

- 配慮事項**
- テレホンカードの挿入口や金銭投入口等は、点字表示することが望まれます。
 - プッシュボタンやダイヤルは視覚障害者の利用に配慮したものとすることが望まれます。
 - 公衆電話台の周囲には車いす使用者が転回できる十分なスペース（例えば140センチメートル角以上）を確保することが望まれます。

電話台の設置例



電話台等の基本寸法例



- 凡例 ● 整備基準
◇ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な 考え方

外出の際に利用する交通機関の券売機は、車いすを使用する人や視覚に障害のある人が不自由なく利用できる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

公共交通機関の施設に券売機を設ける場合においては、次に定める基準に適合する券売機を1以上（券売機を2以上設ける場合においては、アに定める基準に適合するもの及びイに定める基準に適合するものをそれぞれ1以上）設けること。

ア 車いす使用者が利用しやすい場所に設置し、かつ、金銭投入口及び操作ボタンは車いす使用者の利用に配慮した高さとする。

イ 点字による表示を行う等視覚障害者が円滑に利用することができる構造とすること。この場合において、直接地上へ通ずる出入口から当該構造の券売機に至る経路及び当該構造の券売機から改札口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等に誘導用床材を敷設すること。

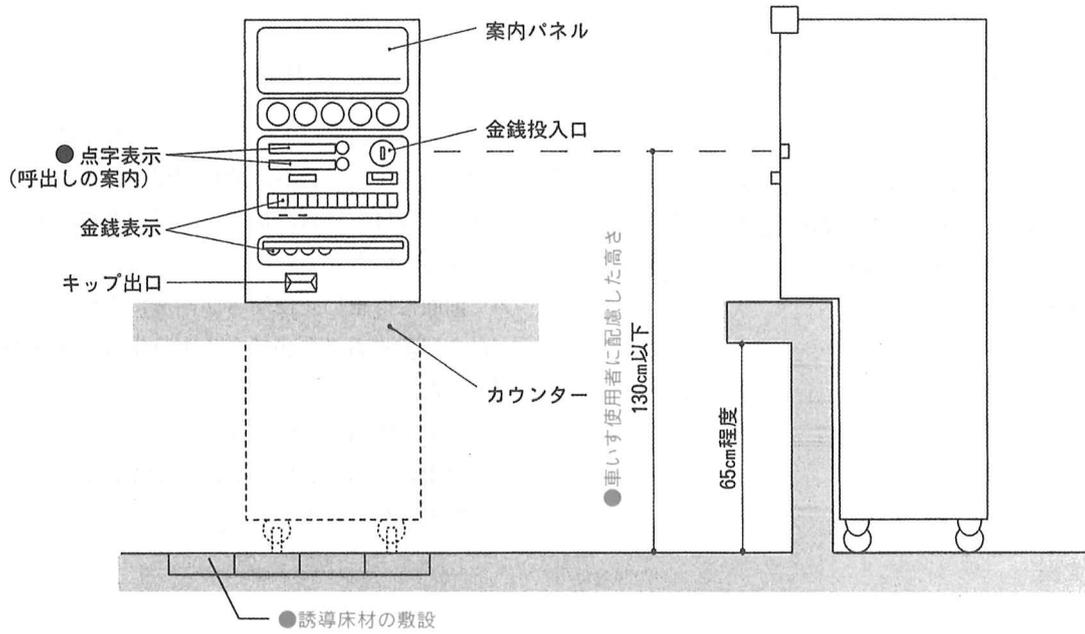
解説 ○車いす使用者が利用しやすい金銭投入口及び操作ボタンの高さは130センチメートル以下です。

配慮事項 ○車いす使用者の円滑な利用のために、下部に空間を設け、前面に転回のためのスペースを確保してください。

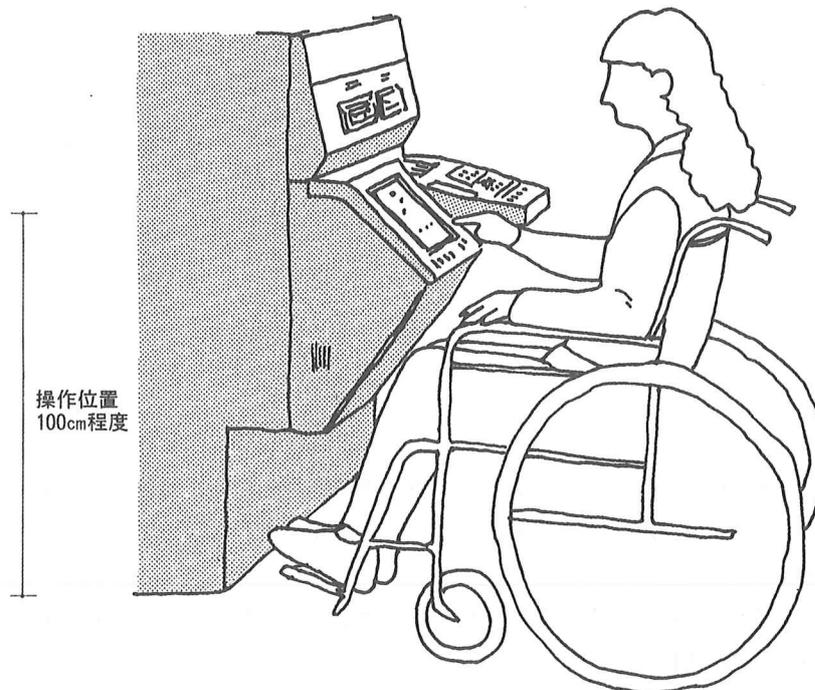
○このほか現金自動支払機等への配慮が望まれます。

券売機の設置例

券売機の横に点字運賃表を設置する。また、インターホン、呼び出しボタンなどは使用者にとって使用しやすい高さ、構造とする



現金自動支払機の設置例



- | | |
|----|--------------------|
| 凡例 | ● 整備基準 |
| | ◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準 |

基本的な 考え方

車いすを使用する人が円滑に利用できるように、カウンターや記載台の一部は高さなどに配慮することが求められます。

整備基準

不特定かつ多数の者の利用に供するカウンター又は記載台を設ける場合においては、カウンター又は記載台の一部は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(1)多数の者が書面の記載又は面談（短時間で終了するものを除く。）を行うために利用するカウンター又は記載台を設ける場合には、次に定める基準に適合するものとする。

ア 前面には車いす使用者が円滑にカウンター又は記載台を利用することができるよう十分な水平面を確保すること。

イ 十分な明るさを確保すること。

(2)呼び出しを行う窓口等では、電光表示等を設置し、聴覚障害者に配慮すること。

解説

○車いす使用者の利用に配慮したカウンター又は記載台の高さは75センチメートル程度です。ただし、杖使用者の利用にも配慮して立位での使用が可能ないように、全体ではなく一部を車いす使用者のために整備することが必要です。

○車いす使用者が利用しやすい下部の空間とは高さが65センチメートル程度で奥行きが45センチメートル程度の空間です。

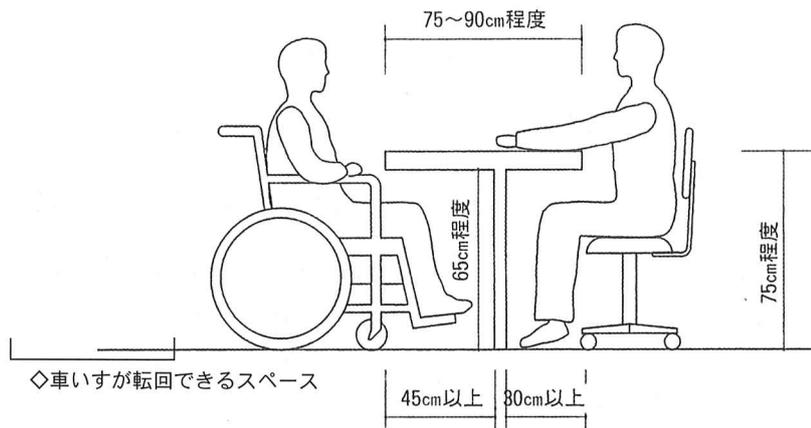
配慮事項

○立位で使用するカウンター及び記載台は、寄りかかりを考慮してください。

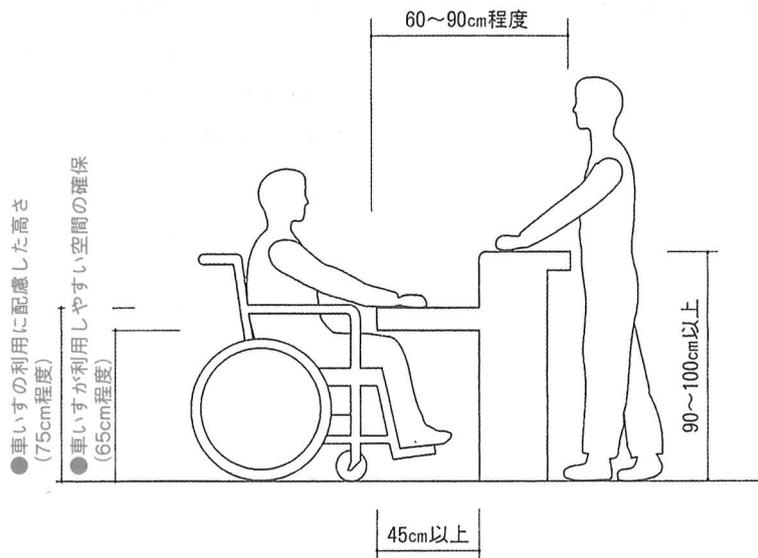
○カウンター及び記載台の前面には、車いす使用者が転回できるスペース（140センチメートル角以上）を確保することが望まれます。

○呼び出しを行う窓口等では、必要に応じて聴覚障害者のための電光表示の設置が望まれます。

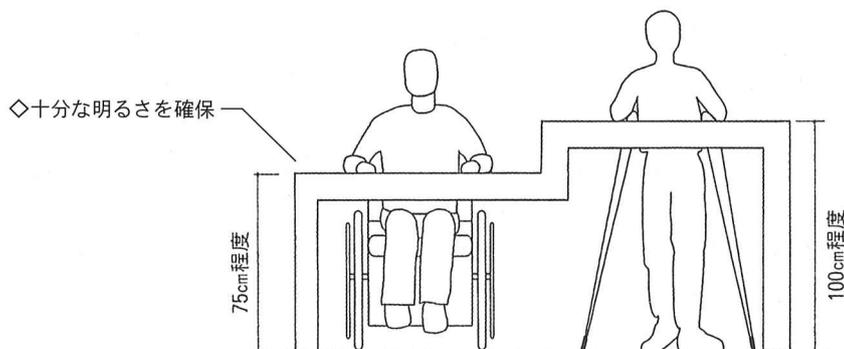
カウンターの例 (車いす対いす座位)



カウンターの例 (車いす対立位)



カウンター正面図



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な考え方

高齢者や車いすを使用する人を含め、心身に障害のある人にとって見やすく理解しやすい案内表示は、誰もが見やすく利用しやすいものとなります。
また、主要な案内板には視覚に障害のある人への配慮も求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1)案内板又は標示板を設ける場合においては、高さ、文字の大きさ等を障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいものとする。
- (2)主要な案内板は、次に定める基準に適合するものとする。

- ア** 点字による表示を行う等視覚障害者が円滑に利用することができるよう配慮すること。
- イ** 多機能便房を設置した便所がある場合にあっては、その位置を表示すること。

- (1)案内板又は掲示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。
- ア** 誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を適所に配置すること。
- イ** 必要に応じて、子ども外国人等が見やすく、かつ、理解しやすいものとする。
- (2)主要な案内板は、次に定める基準に適合するものとする。
- ア** インターホンの設置、点字による表示等視覚障害者の円滑な利用に配慮した構造とすること。
- イ** 前面には、立ち止まって見ることができるような十分な水平面を確保すること。

解説 ○高さの配慮とは、車いす使用者、高齢者等の視線等に配慮することであり、例えば触地図案内板の中心の高さを床据付型にあっては90～95センチメートル、壁据付型にあっては100センチメートル程度とすることなどです。

○障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいものとは、音声誘導装置や電光表示盤の設置、点字表示、色彩や明度差による認識しやすい表示等です。

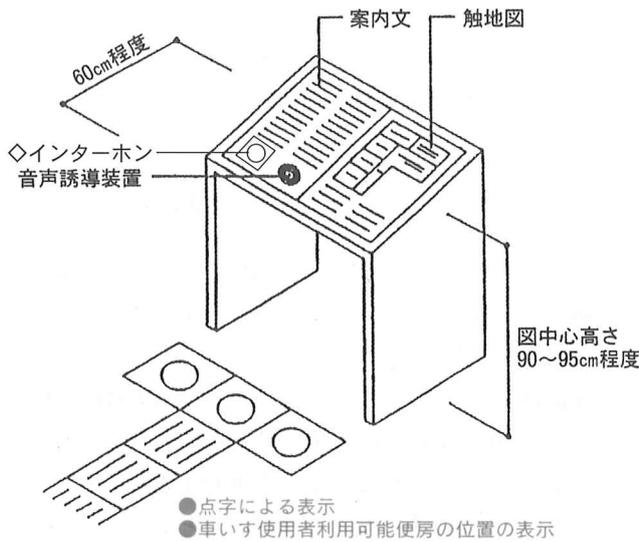
○車いす使用者利用可能便房の位置の表示は、国際シンボルマークの使用が一般的です。また、併せて誰でもが利用できる便房である旨を表示することが望まれています。

配慮事項 ○案内板であることが遠くからもわかるようにしてください。

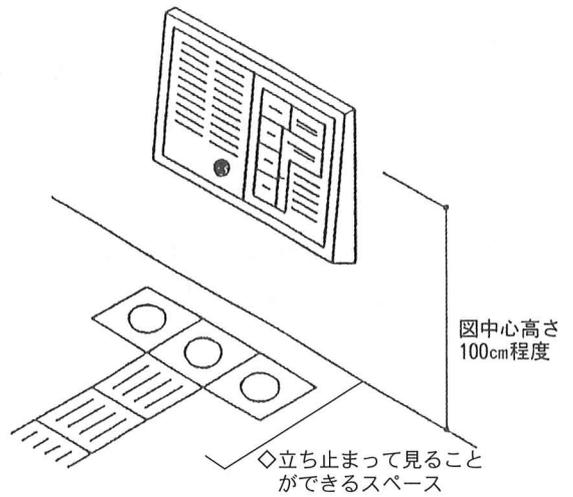
○高齢者になると視力の低下と共に見えるものが黄変する傾向があります。このため、案内表示などは、白地に黄色や黒地に青色などの明度の差の小さな組み合わせは避け、白地に黒や緑、黒地に白などの明度の差があっても視認性の良い組み合わせとしましょう。

◇誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を適所に配置

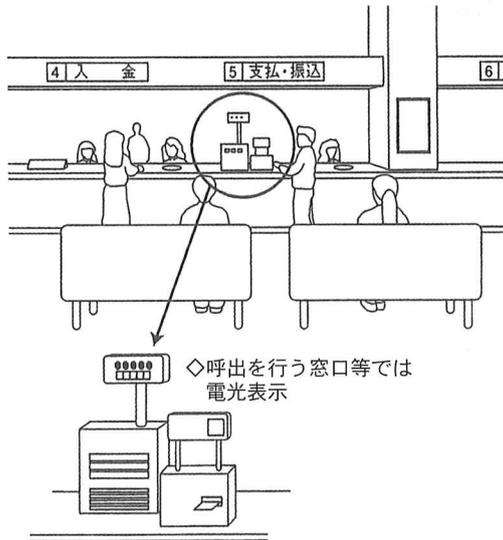
床据付型



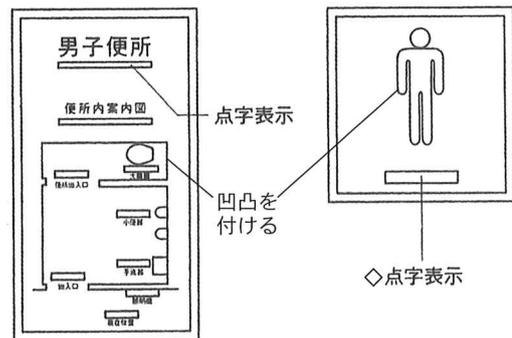
壁据付型



電光表示による呼出し案内標示の例

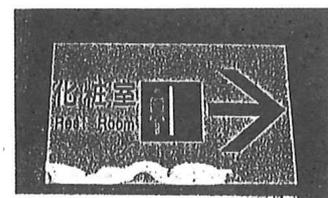


各部屋用点字表示板の例



高齢化に伴う視覚の黄変前後の明度差と見え方の例

地の色	線の色	黄変前の明度差	黄変後の明度差	黄変後の見え方
白色	黄色	0.5	0	消える(色なし)
青色	白色	5.5	3.3	よく分かる
黒色	紫色	3.0	0	変色し、ぼやける
黒色	青色	3.5	0	全く見えない
黄色及び白色	黒色	5.5	5.0	見えるが、地色の見分けがつかない



トイレのサイン

黒地に描かれた青の男性マーク(上)は70歳代後半の目にはほとんど消えてみえる(下)

- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な 考え方

火災発生時に、聴覚に障害のある人等も自力で避難ができるよう配慮する必要があります。

整備基準

自動火災報知設備を設ける場合においては、必要に応じて、点滅型誘導灯を設けること。

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1)自動火災報知設置を設ける場合においては、必要に応じて、誘導音装置付き誘導灯、光走行型誘導灯等を設けること。
- (2)非常口扉及び防火戸のくぐり戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。
 - ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
 - イ 車いす使用者等が容易に開けることができるものとする。
 - ウ 車いす使用者等の通行の支障となる下枠及び段を設けないこと。

解説

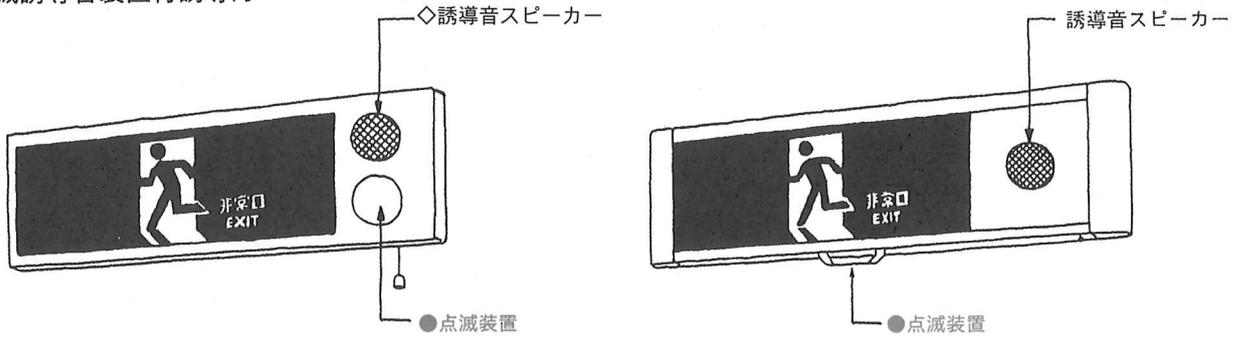
- 緊急時の設備は消防法の規定に準じて火災発生時に聴覚障害者の自力での避難を助ける点滅型誘導灯を設けることとしています。
- 火災発生時の煙により、健常者にとっても避難方向の確認が困難になりますが、点滅型誘導灯は煙の中でも視認しやすく有効です。

配慮事項

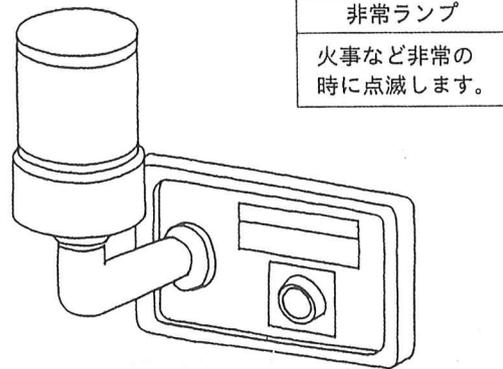
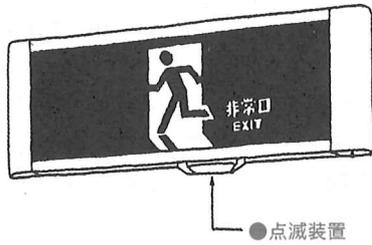
- 視覚障害者や聴覚障害者の自力での避難を助けるため、音声によって避難方向を知らせる誘導音装置付き誘導灯や光走行型誘導灯等の設置が望まれます。
- 非常口扉や防火戸のくぐり戸の有効幅員は80センチメートル以上とし、容易にあけることができるものとするが望まれます。
- 非常口扉や防火戸のくぐり戸は車いす使用者などの通行に支障がないよう下枠や段差をなくすことが望まれます。

警報装置の例

点滅誘導音装置付誘導灯



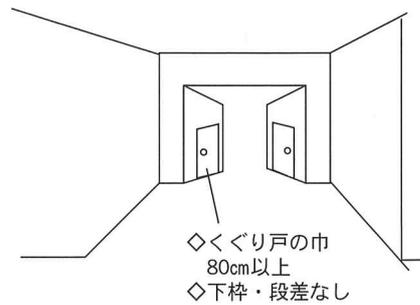
●点滅型誘導灯



既設誘導灯に追加取付する方法



防火戸の例



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

誘導灯の設置について

〈点滅形誘導灯・誘導音付加誘導灯の設置対象〉

点滅形誘導灯及び誘導音付加誘導灯は避難者に非常口の位置を少しでも早く気付かせることを目的としたもので、避難誘導効果を高めます。

昭和58年5月9日付・消防予第75号「点滅形誘導灯の構造及び取扱いに関する基準について」

昭和62年1月16日付・消防予第8号「誘導音装置付誘導灯等の取扱いについて」消防庁より各都道府県に対して以下のような内容で設置基準等が示されています。

〈設置することが望ましい防火対象物〉

通達の中で特に点滅形・誘導音付加点滅形誘導灯を設置することが望ましい防火対象物及びその部分として。

●消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第（六）項の（ロ）および（ハ）に掲げる防火対象物のうち、視力または聴力の弱い人々が入り出るものでこれらの人々の避難経路となる部分。

注）別表第（六）項の（ロ）および（ハ）に掲げる防火対象物とは老人福祉施設、身体障害者厚生援護施設、精神薄弱者援護施設、幼稚園、盲学校、聾学校または養護学校

●百貨店・旅館・病院・地下街・その他不特定多数の人々が入り出る防火対象物で雑踏あるいは照明看板等により誘導灯を容易に識別できない部分。

また、ホテル、旅館等の廊下のうち直接非常口の位置が見えない部分。

●その他の防火対象物で視力、または聴力の弱い人々が入り出し、これらの人々の避難経路となる部分。
もちろんその他の防火対象物にも設置できます。

〈設置場所〉

誘導灯の区分の中で点滅形及び誘導音付加とすることができる誘導灯は避難口誘導灯に限られています。また消防庁通達により誘導音付加誘導灯の設置箇所は消防法施行規則、第28条の3項1号①および②に掲げられている出入口に限られ、①および②の出入口には一般形の避難口誘導灯を使用してください。

●点滅形・誘導音付加誘導灯を設置する場所

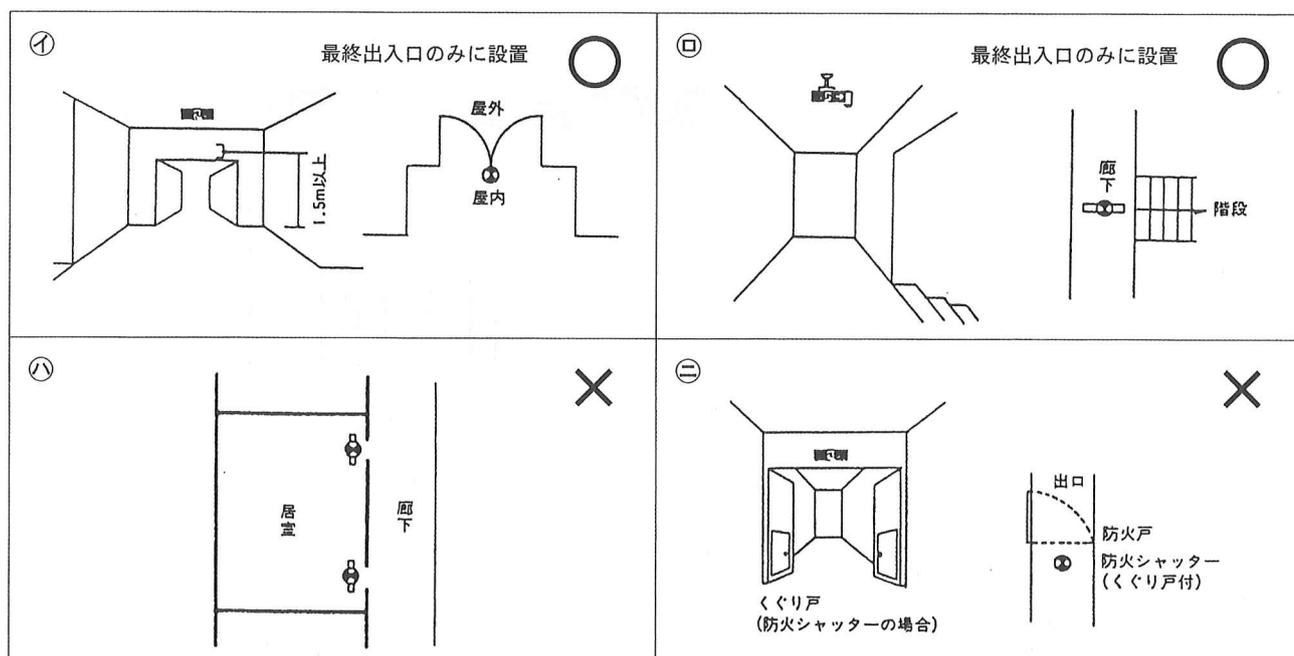
①屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室の出入口。

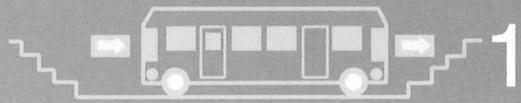
②直通階段、直通階段の階段室及びその附室の出入口。

●点滅形・誘導音付加誘導灯を設置できない場所

③④または②に掲げる出入口に通ずる廊下または通路にする出入口。

⑤⑥または②に掲げる出入口に通ずる廊下または通路に設ける防火戸で、直接手で開くことのできるもの（くぐり戸付防火シャッターを含む）がある場所





改札口

基本的な 考え方

建築物の出入口と同様に、改札口は車いすを使用する人を含み、身体に障害のある人も不自由なく通過できる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

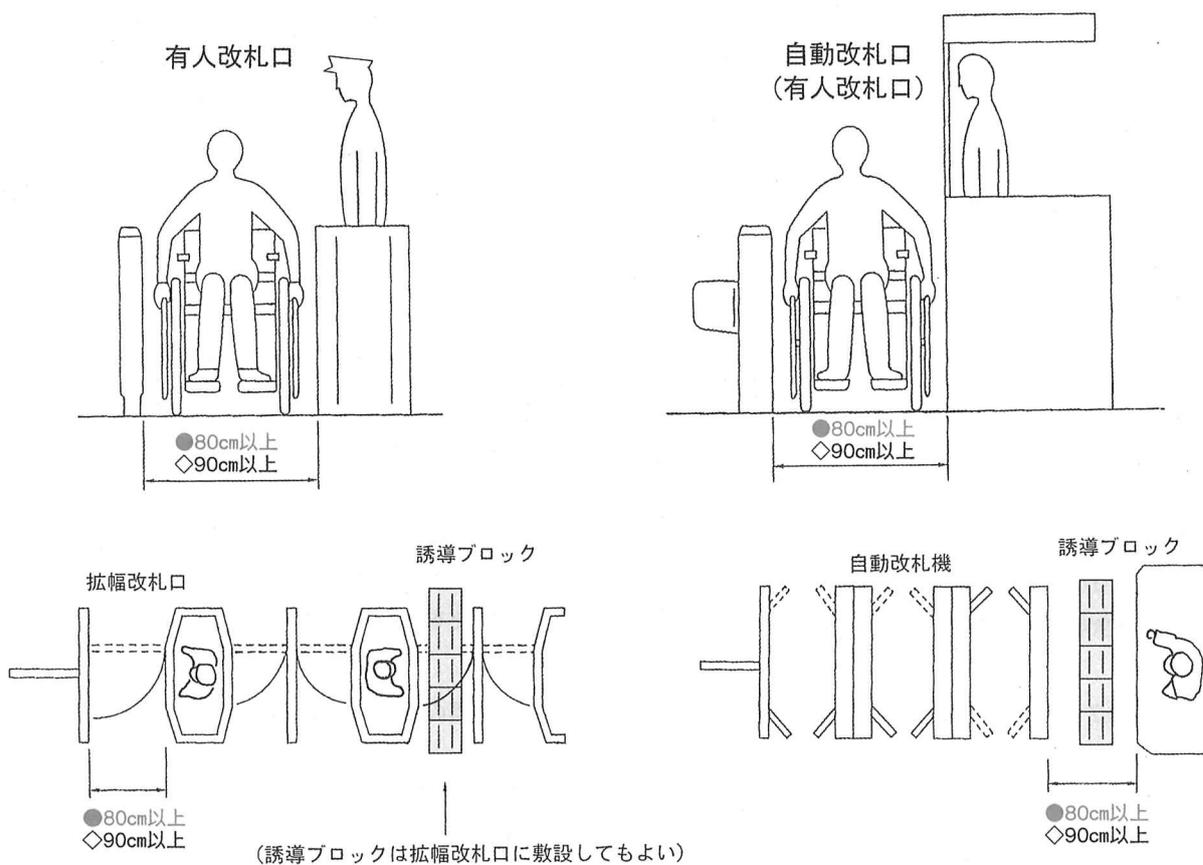
改札口を設ける場合においては、建築物13の項に定める構造の改札口を1以上設けること。

改札口を設ける場合においては、建築物13の項に定める構造の改札口を1以上設けること。

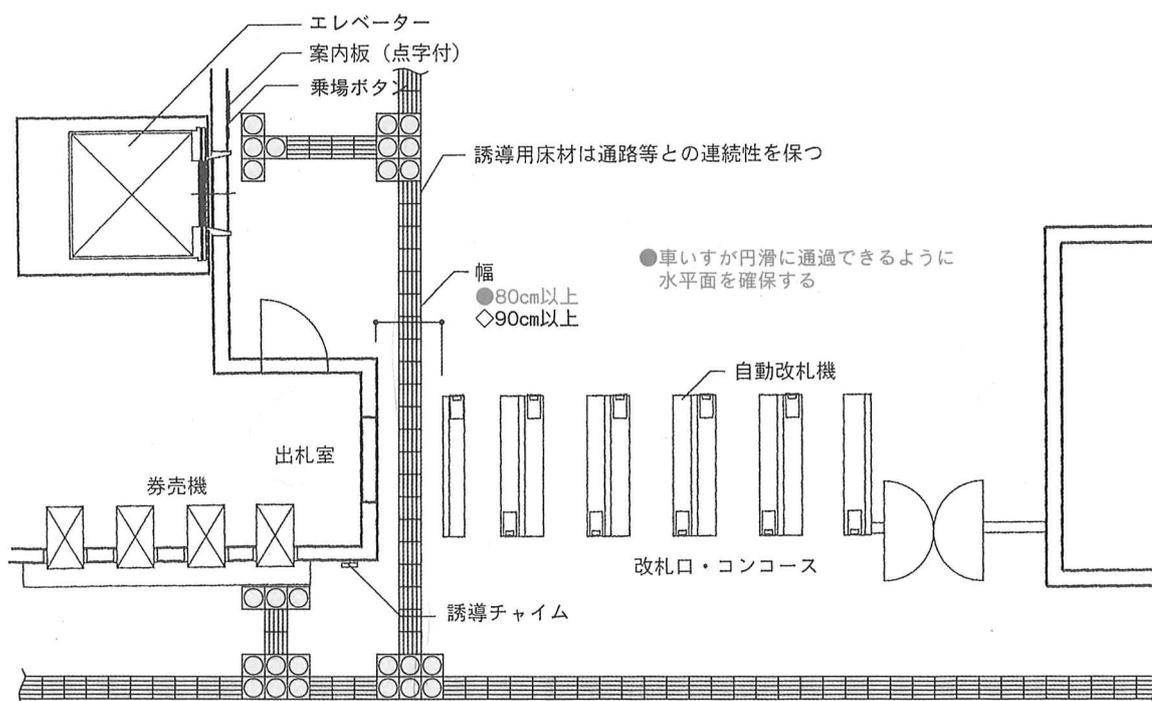
解説 ○改札口は、建築物の出入口に準じて規定しています。

配慮事項 ○誘導用床材の敷設にあたっては、通路等との連続性を保つことが重要です。

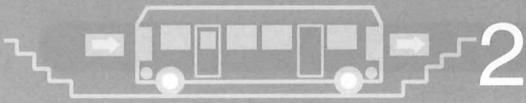
改札口の配置例



改札口の配置例



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準



通路その他これに類するもの

(以下「通路等」という。)

基本的な 考え方

建築物の廊下や敷地内通路と同様に規定しており、改札口から乗降場までを対象としています。車いすを使用する人や視覚に障害のある人が不自由なく通行し、方向転換ができる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(1)建築物7の項(1)から(3)までに定める構造とすること。

(2)建築物13の項に定める構造の改札口又は1の項に定める構造の改札口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、通路等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置される場合は、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

ア 建築物7の項(4)のア及びイに定める構造とすること。

イ 4の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

(3)改札口から各乗降場に至る通路等のうち、それぞれ1以上の通路等は、次に定める構造とすること。

ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

イ 傾斜路及び段の上端に近隣する通路等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えないものを除く。）。

(1)建築物13の項に定める構造の改札口又は1の項に定める構造の改札口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、通路等の幅員は180センチメートル以上とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置される場合は、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

ア 通路等の幅員は、180センチメートル以上とすること。

イ 段を設ける場合においては、第1の表の3の項のイに定める構造とすること。

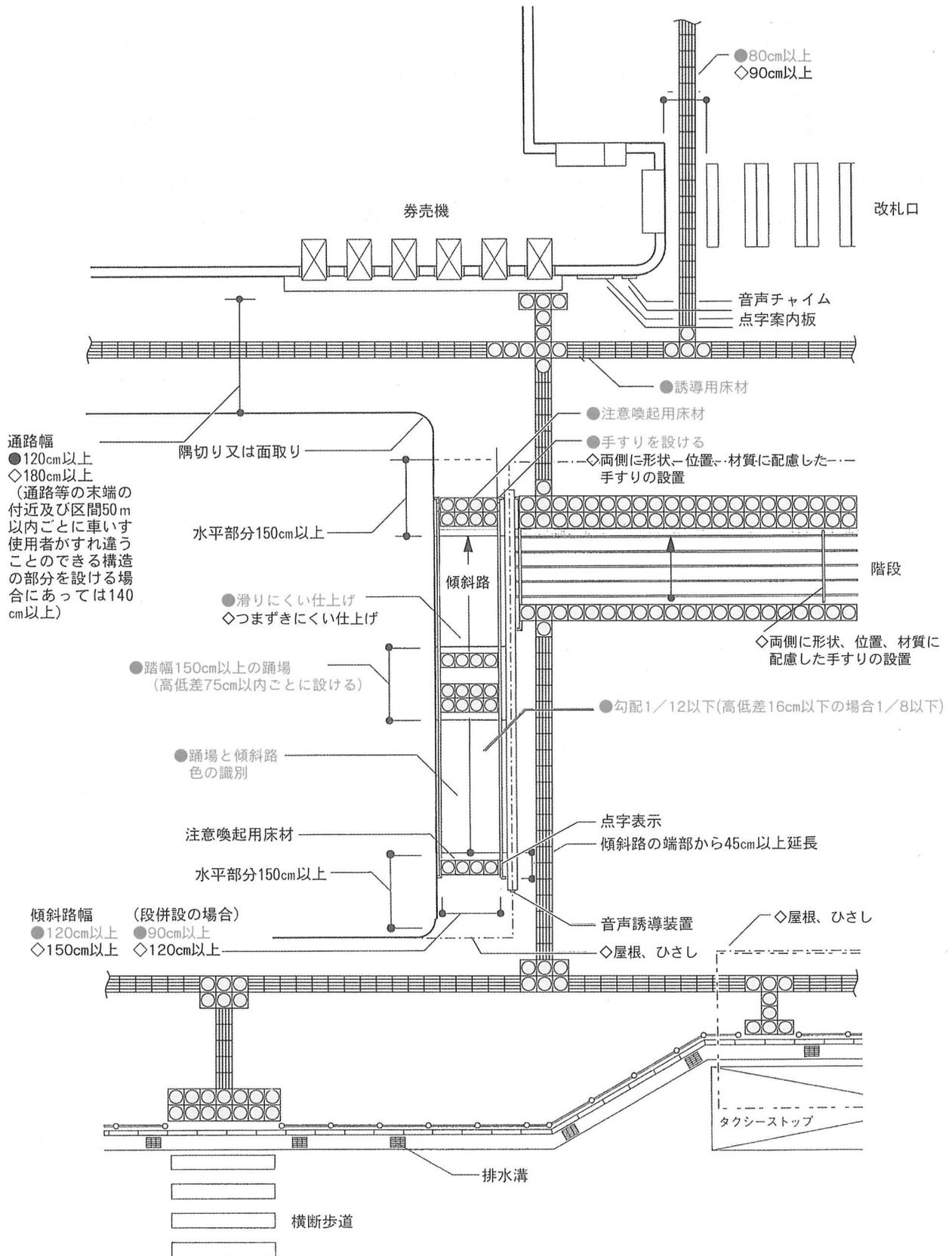
ウ こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜路には、両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりを設けること。

(2)傾斜路及び車寄せ等の他の交通機関への乗り換え部分には、ひさし、雨よけ等を設けること。

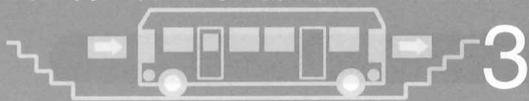
解説

○建築物の敷地内の通路等に準じて規定しており、改札口から乗客の乗降口までを対象としています。

通路



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準



階段

基本的な 考え方

建築物の階段と同様に、階段の昇降は、妊婦や高齢者、身体に障害のある人にとって大きな負担であるとともに、転落などの危険性も高い場所であり、また、避難時の役割も大きいことから、安全性の高い構造にすることが求められます。

整備基準

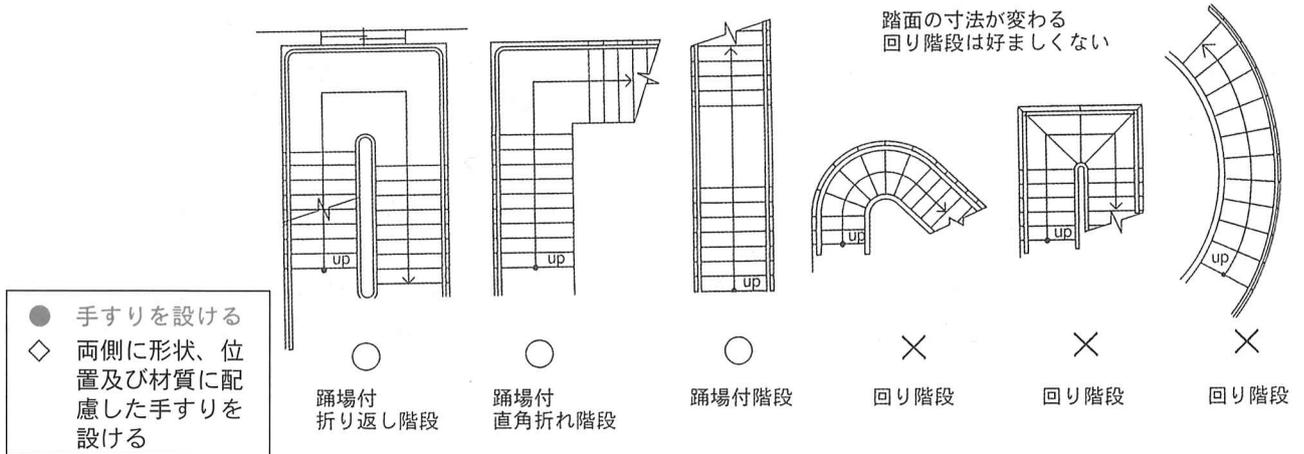
— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

不特定かつ多数の者の利用に供する階段は、建築物3の項に定める構造に準じたものとする。

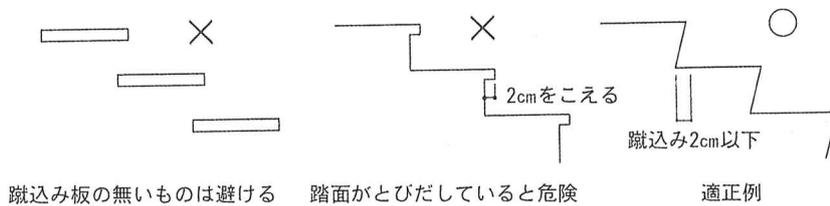
多数の者の利用に供する階段は、建築物3の項に定める構造に準じたものとする。

解説 ○建築物の階段と同様に規定しています。

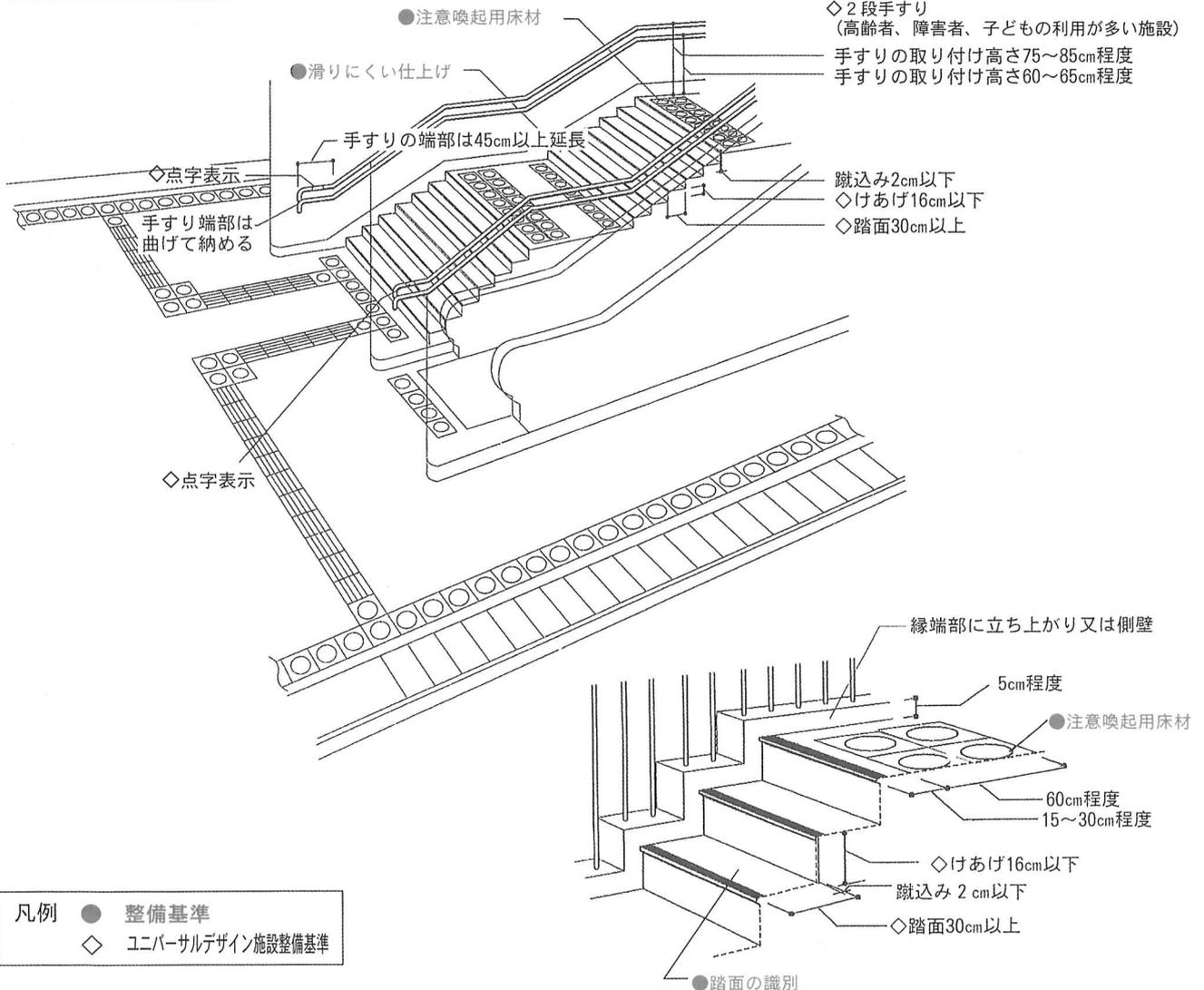
好ましい階段の形状

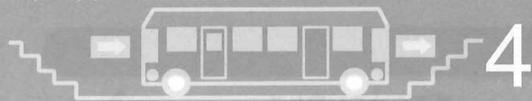


けあげ、踏面の形状 (つまづきにくい構造の例)



階段





昇降機

基本的な 考え方

公共交通機関を利用する際に、傾斜路だけでは解消できない段差がある場合には、車いすを使用する人や視覚に障害のある人が不自由なく利用できる構造のエレベーターの設置を求めています。

整備基準

2の項(2)に定める経路において、傾斜路等により解消できない段差がある場合においては、建築物4の項(2)に定める構造のエレベーターを設置すること。

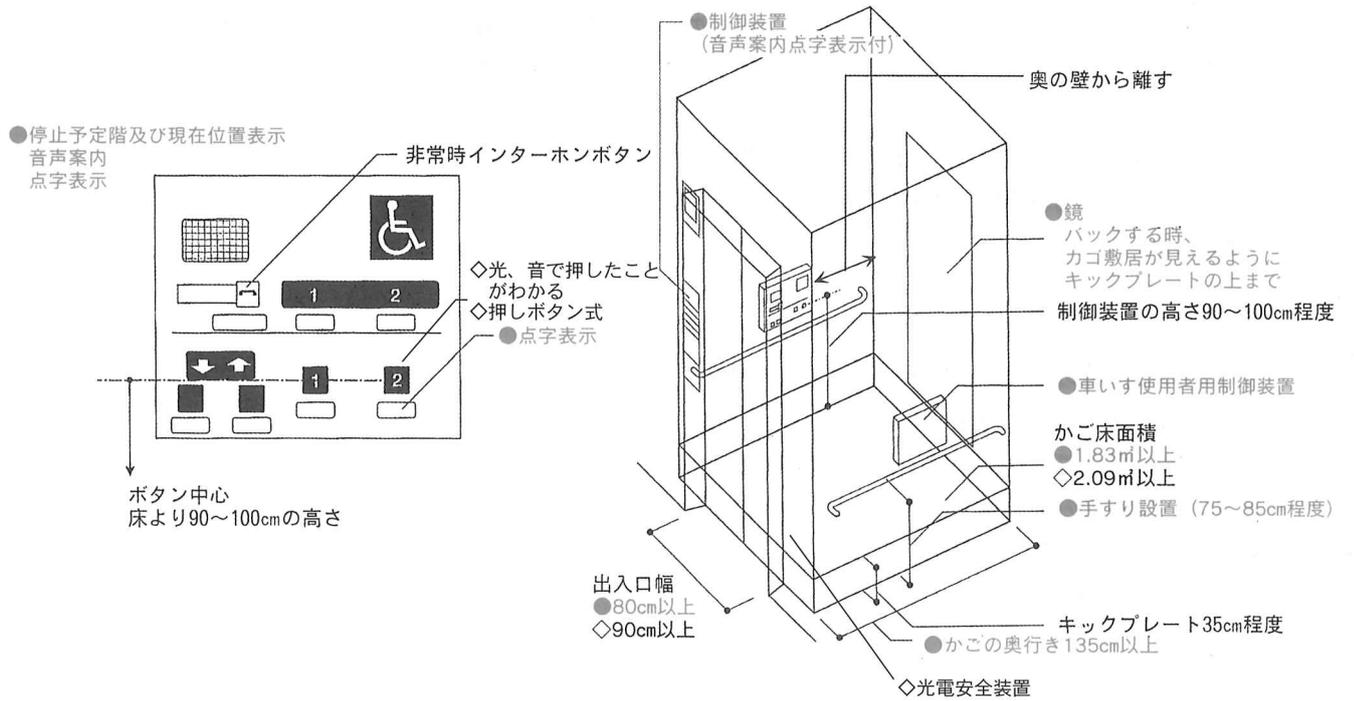
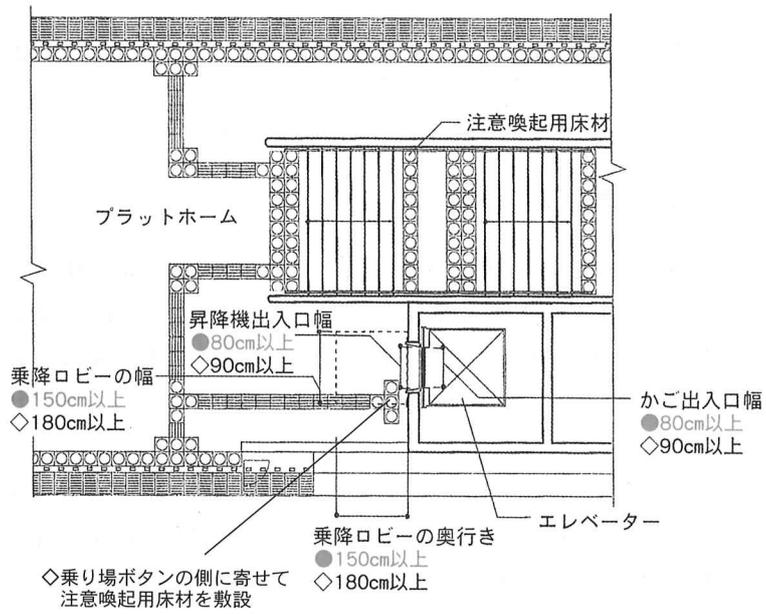
— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

2の項に定める経路において、傾斜路等により解消できない段差がある場合においては、建築物4の項(2)に定める構造のエレベーターを設置すること。

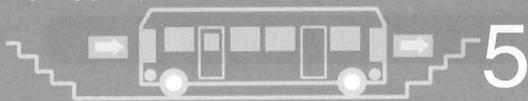
解説

○傾斜路等によって解消することが困難な高低差がある場合に設置を求めています。構造については建築物の昇降機と同様に規定しています。

エレベーターと階段の配置



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準



基本的な 考え方

建築物の便所と同様に、車いすを使用する人が不自由なく利用できる構造の便所をだれもが利用しやすい場所に設ける必要があります。

改札口から乗降場までの経路上や乗降場に設ける場合を対象としています。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(1)建築物13の項に定める構造の改札口若しくは1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路又は乗降場に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

イ 次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

(ア)出入口は、建築物1の項に定める構造とすること。

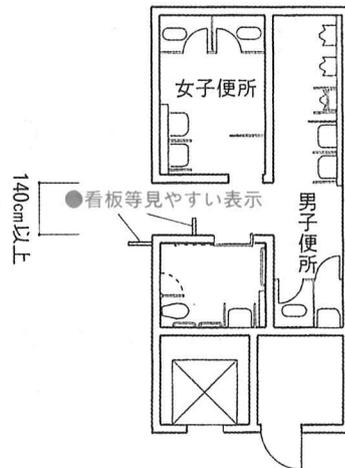
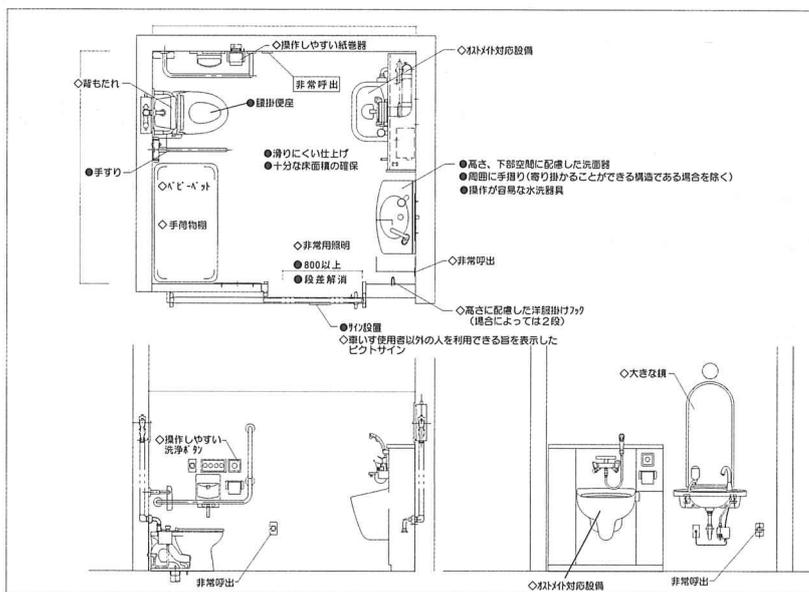
(イ)建築物5の項(1)のイに定める基準に適合するものとする。

ウ イに定める基準に適合する便所には、建築物5の項(1)のウに定める基準に適合する洗面器を1以上設けること。

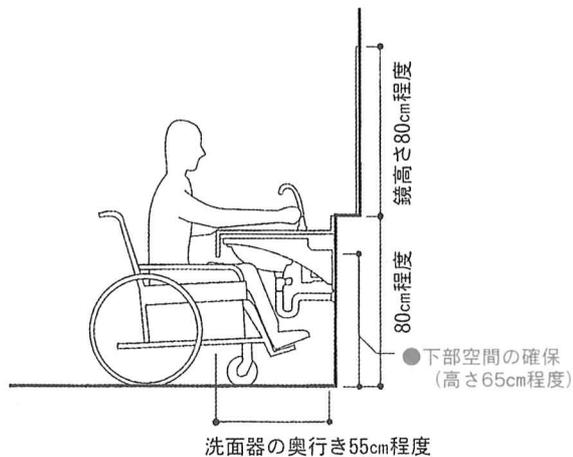
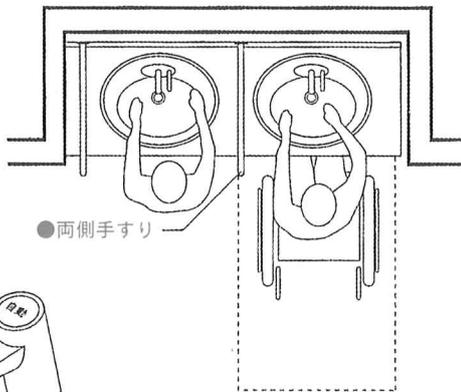
(2)建築物13の項に定める構造の改札口若しくは1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路又は乗降場に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合において、男子用小便器を設けるときは、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。

建築物13の項に定める構造の改札口又は建築物以外の公共交通機関の施設1の項に定める構造の改札口若しくは1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路又は乗降場に多数の者の利用に供する便所を設ける場合には、建築物の5の項(1)のイ、(2)、(3)及び(4)に定める基準に適合するものとし、かつ、当該経路又は乗降場に設けられる多機能便房の数は、当該経路又は乗降場に設けられる便房の総数が200以下の場合にあっては、その総数に50分の1を乗じて得た数以上とし当該経路又は乗降場に設けられる便房の総数が200を超える場合にあっては、その総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。

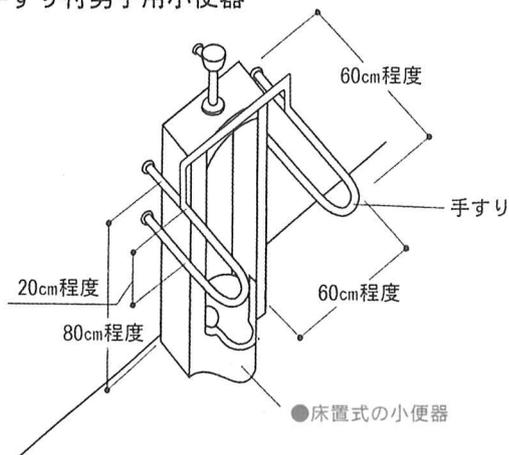
解説 ○建築物の便所と同様に規定しています。



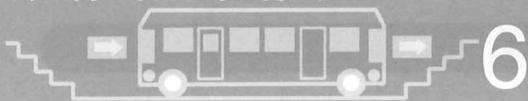
自動水栓器具



両側手すり付男子用小便器



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準



基本的な 考え方

プラットホームは、転落等の危険があるため、まず安全上の措置が必要です。そして高齢者や身体に障害のある人にとって使いやすいものとする必要があります。

整備基準

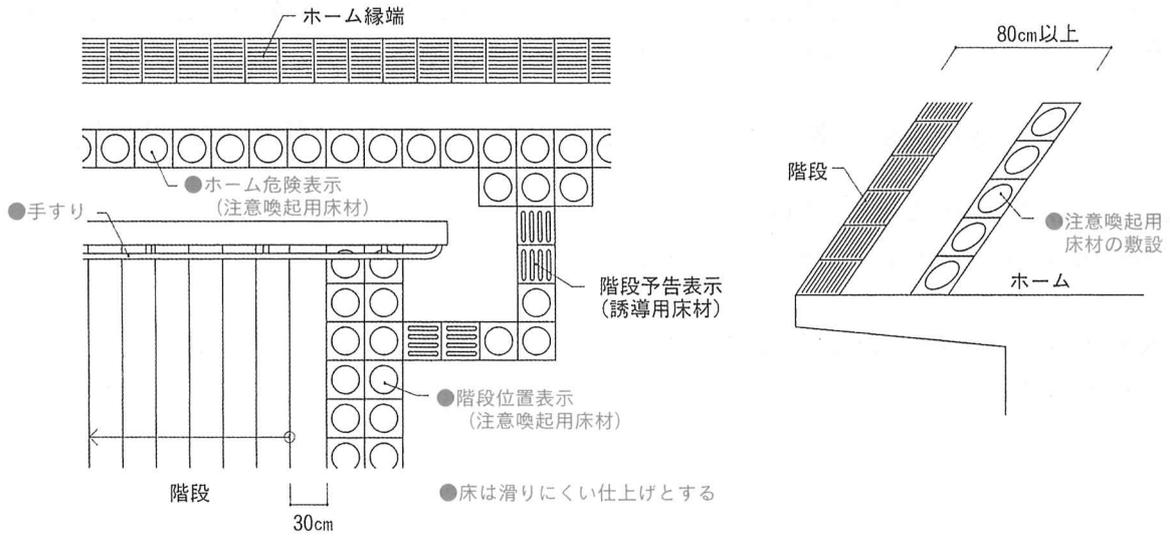
— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1)表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2)縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
- (3)両端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。

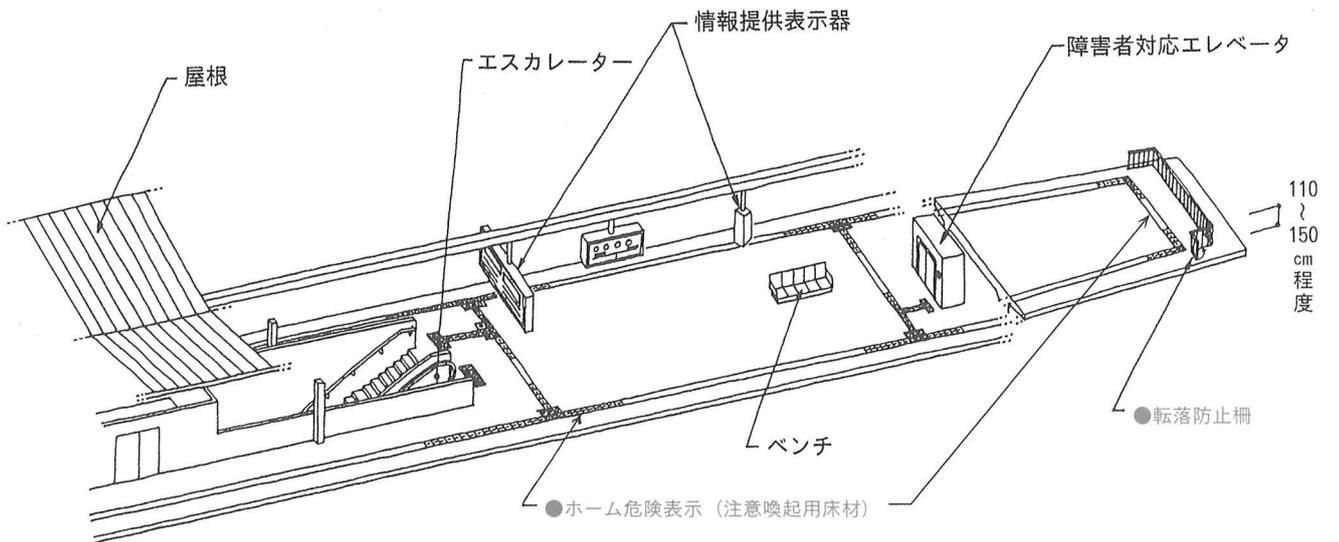
解説 ○乗降場における転落などの危険から高齢者、身体障害者等を守るための施設について規定しています。

配慮事項 ○列車とホームとの隙間や段差は、できるだけ少なくすることが望まれます。
○雨風や暑さ寒さを避ける待合室の設置が望まれます。

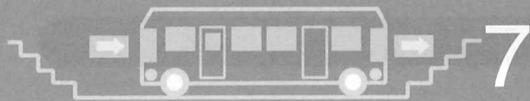
乗降場の整備例



プラットホームの例



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準



基本的な 考え方

建築物の案内標示と同様に規定していますが、列車の動きや事故等の情報を視覚や聴覚に障害のある人にも的確に伝えるための配慮が望まれます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1)案内板又は標示板を設ける場合においては、建築物17の項(1)に定める基準に適合するものとする。
- (2)主要な案内板は、建築物17の項(2)に定める基準に適合するものとする。

解説

○建築物の案内表示と同様に規定していますが、公共交通機関の性格上、列車の動きや事故等の状況を伝える電光掲示板や音声案内装置を設けるなど高齢者、身体障害者等への配慮が望まれます。

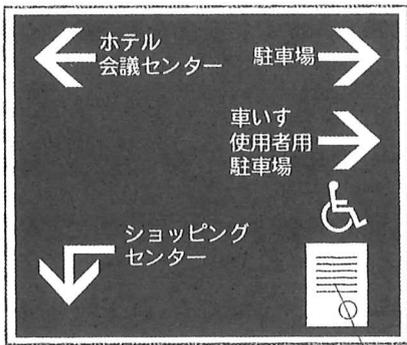
配慮事項

○改札口の付近や乗降場に列車の動きや事故等の状況を伝える電光掲示板や音声案内装置を設けることが望まれます。

◇誘導、位置、案内、規制の4種のサインを適所に配置

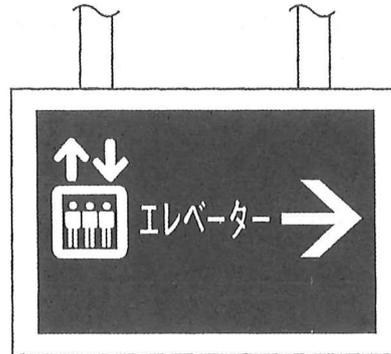
室内標示の例

各種案内板

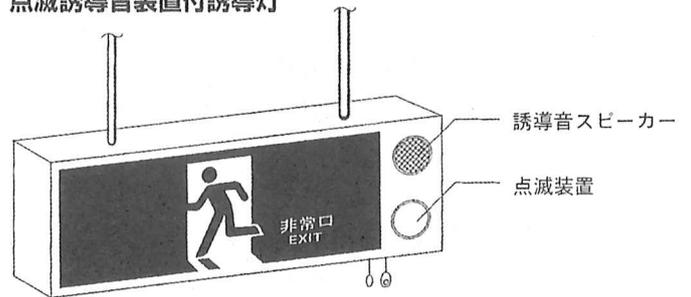


音声案内
◇インターホン

エレベーター案内



点滅誘導音装置付誘導灯



入口方向を示す案内

◇外国人にも配慮



駐車場案内



各種サインの例



障害者が利用できる
施設・設備を示す
国際シンボルマーク



世界盲人連合が定めた
盲人を示す国際マーク



世界ろう連盟が定めた
聴覚障害者サイン

歩道その他これに類するもの

(以下「歩道等」という。)

基本的な考え方

歩道は、高齢者や車いすを使用する人、視覚に障害のある人などが安全で不自由なく利用できる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(1)歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。
- ウ 横断こう配は、2パーセント以下とすること。
- エ 巻き込み部分及び横断歩道と接する部分は、車いす使用者が通過する際に支障とならない構造とすること。

(2)歩道等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まないものとすること。

(3)公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。

(4)横断歩道及び地下横断歩道の階段及び傾斜路には、手すりを設けること。

(1)歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- ア 横断こう配は、1パーセント以下とすること。
- イ 歩車道境界の段差は、視覚障害者の識別性を確保し解消すること。

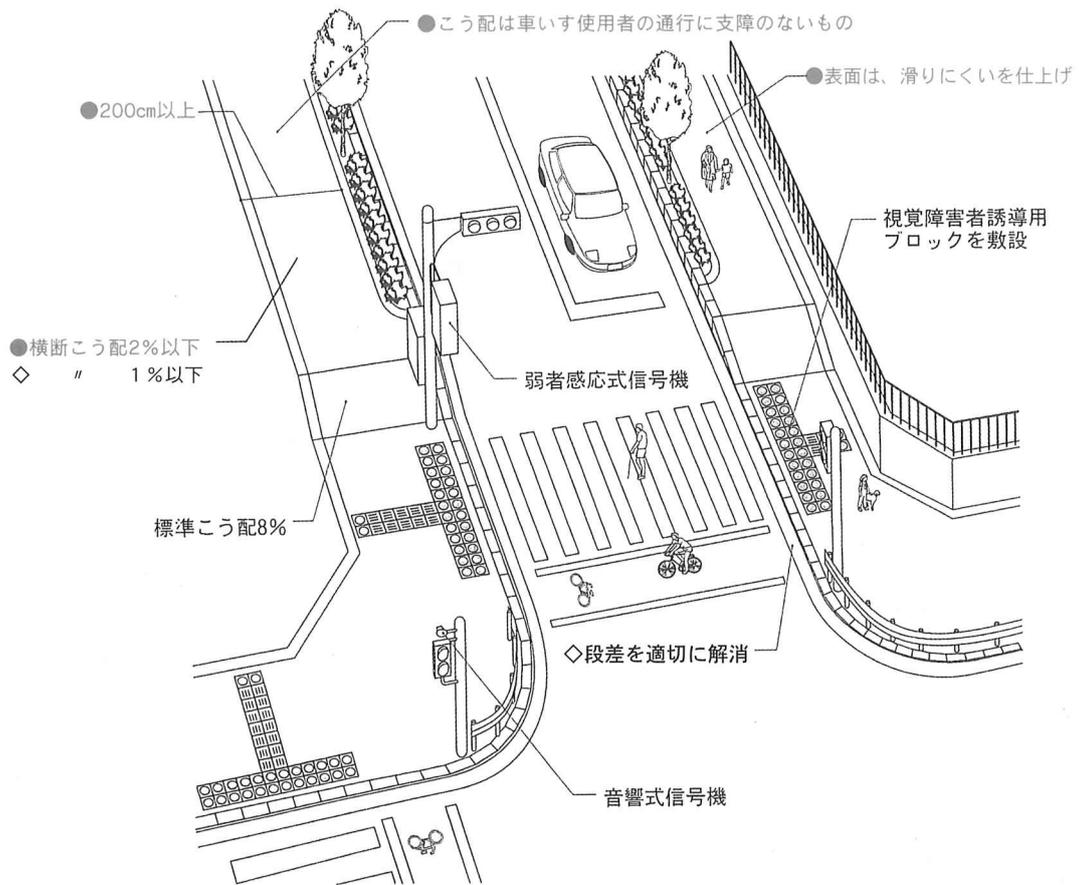
ウ 歩道に傾斜を生じさせる場合は、150センチメートル以上の水平部分を設けること。

(2)歩道等に誘導用床材を敷設する場合においては、必要に応じて啓発用床材を設けること。

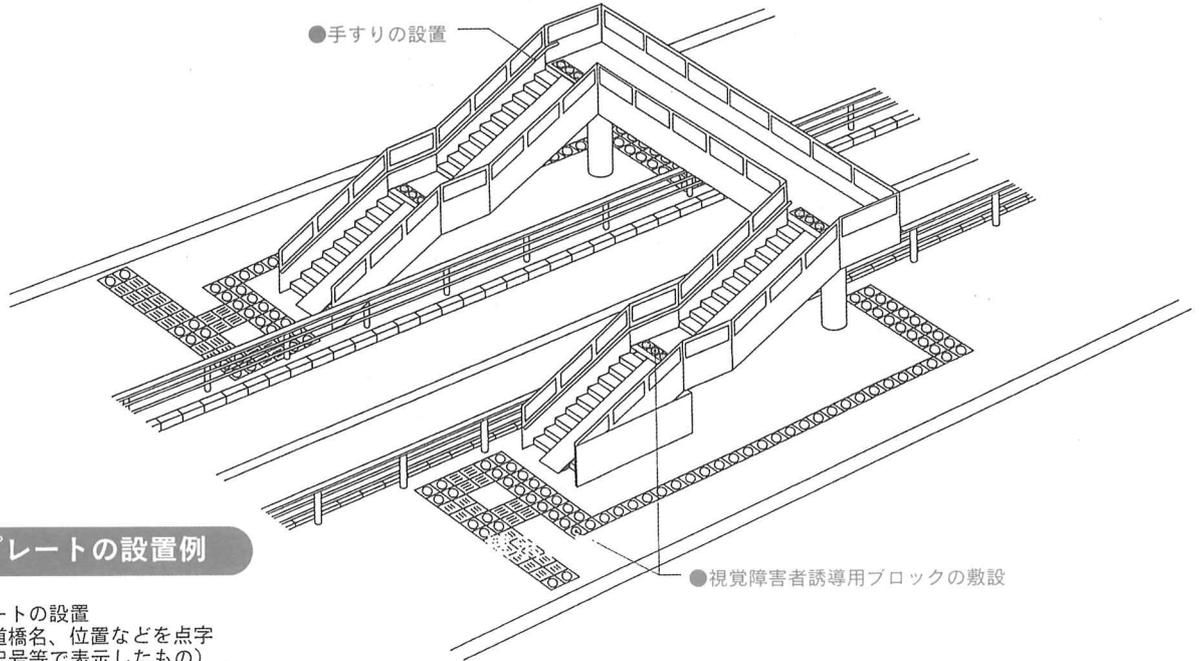
(3)横断歩道橋、地下横断歩道の階段及び傾斜路に設ける視覚障害者を誘導する手すりの端部には、現在位置の情報等を点字表示すること。

(4)電柱、標識等の路上施設を設ける場合においては、有効幅員を狭めない構造とすること。

歩道、横断歩道の整備列

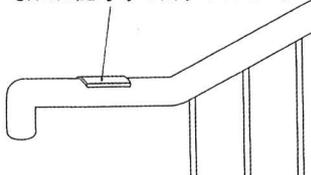


横断歩道橋の整備列



点字プレートの設置例

- ◇点字プレートの設置
(横断歩道橋名、位置などを点字または記号等で表示したもの)



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

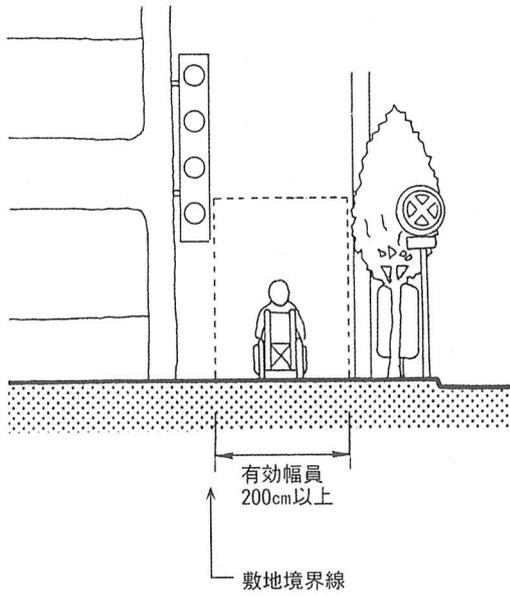
解 説

- 歩道は有効幅員として200センチメートル以上を確保するように規定しています。
- 電柱、標識等の路上施設を設ける場合は、有効幅員を狭めない位置などに工夫する必要があります。
- 車道と歩道等を区画する縁石は、視覚障害者に車道と歩道等との境界であることをその段差により知覚してもらうことも目的として設置しており、車いす使用者が横断などで通過する際に支障となる段を設けないこととしています。
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段とは、段差が2センチメートル以下で面取りを施している段以外が該当します。
- 歩道等を横断して設けられる排水溝には、車いすのキャスター（前輪）や杖の先端が入り込まない構造の溝ふたの設置が求められます。
- 誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設は、視覚障害者に誤解が生じないよう適切に行う必要があります。

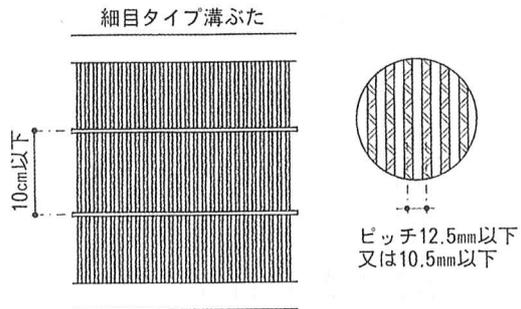
配慮事項

- 横断歩道とすりつけ、敷地への車両進入のための切り下げなど歩道等に傾斜を生じさせる場合は、車いす使用者が進行できるよう水平な部分を90センチメートル以上確保してください。
- 横断歩道とのすりつけの場合、信号待ち用水平部分150センチメートル、段差20センチメートルとして傾斜部分240センチメートルが必要となり、480センチメートル以上の幅員を有する場合に可能です。この幅員を有しない場合は、横断歩道に接する部分の歩道部分全体を切り下げる方法、歩車道部分をフラット方式とする方法等が考えられます。
- マンホールのふた、平板等の舗装材は、凹凸が生じやすいので維持管理に注意が必要です。
- 横断歩道にある中央分離帯等とのすりつけは、段の必要がないため、同一の高さですりつけることが望ましいです。
- 凹凸や隙間の大きいインターロッキング等は、車いす使用者の通行の際、絶え間なく振動を生じさせるなど通行に支障があります。
- 歩車道未分離の道路についても、歩行者、車いす使用者等の通行に支障となる段、ふたのない側溝、車いすのキャスター等が落ち込みやすい溝ふた等の設置を避けることが望まれます。
- 側溝の上部を利用して歩行空間とする場合は車いすのキャスターや杖の先端が入り込まない構造の溝ふたの設置が必要です。

歩道幅員の考え方

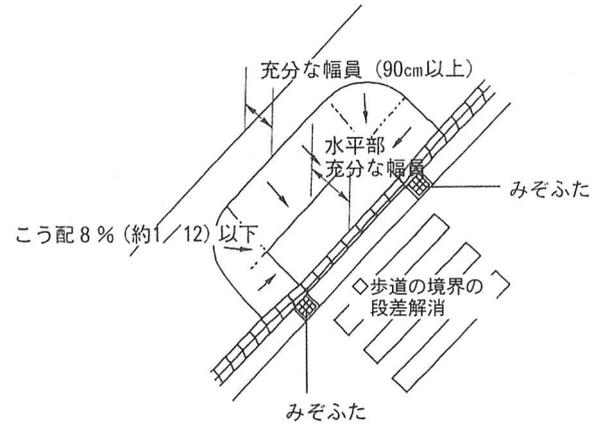


排水溝のふたの仕様

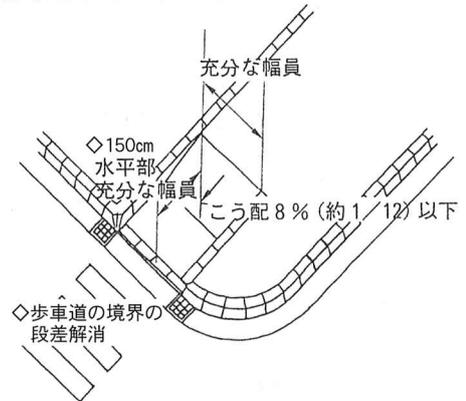


歩道切り下げの例

単路部における横断歩道箇所

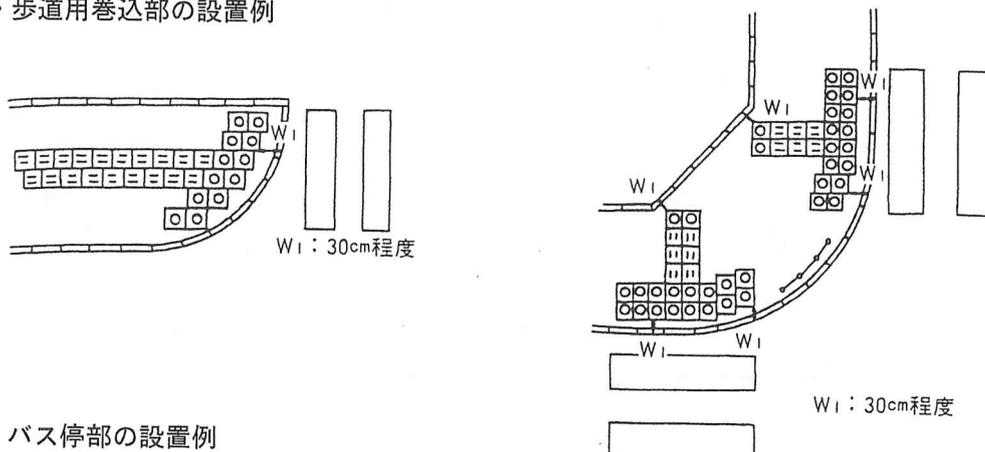


歩道巻き込み部の切り下げ

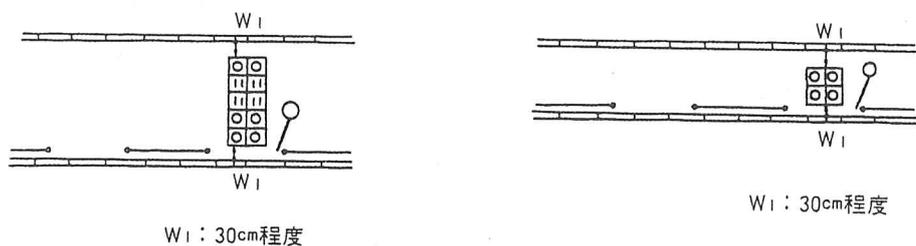


視覚障害者誘導用ブロックの設置例

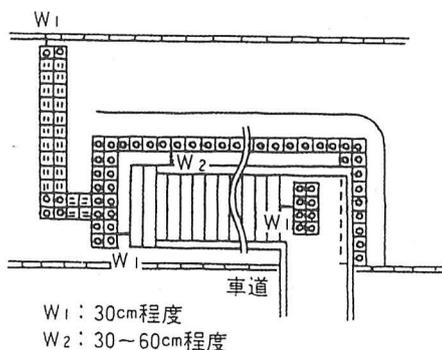
歩道用巻込部の設置例



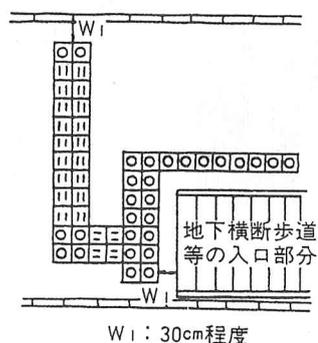
バス停部の設置例



横断歩道橋の昇降口の設置例

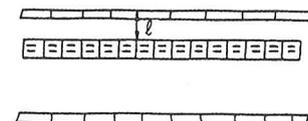
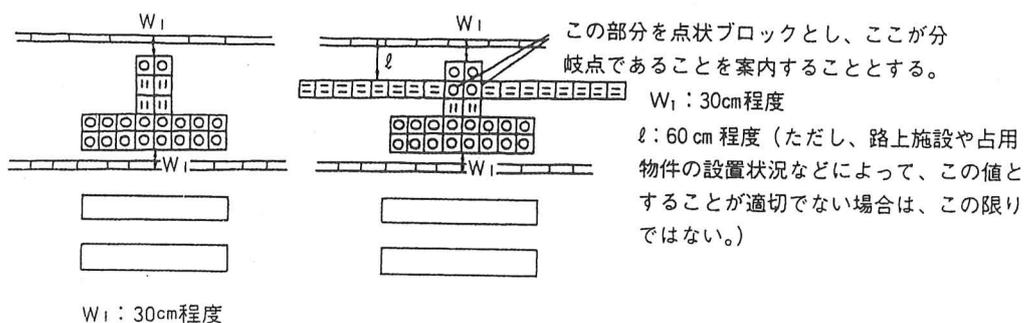


地下横断歩道の昇降部の設置例

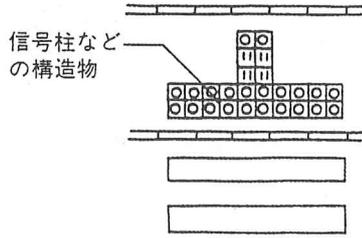


(地下横断歩道などの入口部分の方向が歩道上の歩行方向と一致している場合)

横断歩道口の設置例

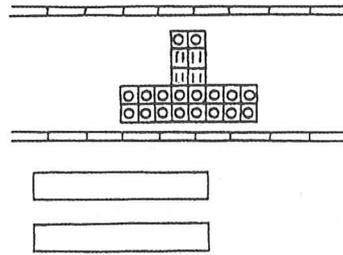


望ましくない設置例

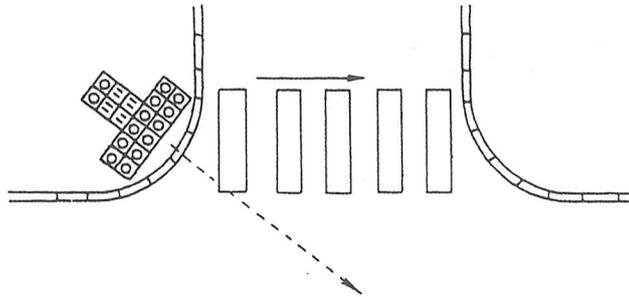


信号柱などの
の構造物

視覚障害者誘導用ブロックを設置した後に信号柱やアーケードの柱などが視覚障害者誘導用ブロックの中に設置されている例である。



視覚障害者誘導用ブロックを設置した後に、横断歩道を示す道路標示の位置が変わったために、点状ブロックが横断歩道幅員外にはみだした例である。

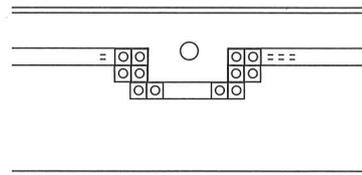


線状ブロックの示している方向が、横断歩道の方向と一致していない例である。

PR シートの例



◇ 視覚障害者誘導用ブロック上への商品のせり出し、自転車の放置を防ぐ



障害をさけるときは人の動きに配慮すること。直角に曲がりながら歩かない。

出入口

基本的な
考え方

公園等の出入口は、様々な形態がありますが、車いすを使用する人を含み、身体に障害のある人も不自由なく通過できる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
- ウ すりつけこう配は、10パーセント以下とすること。
- エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- オ 車止め柵を設ける場合においては、有効幅員を90センチメートル以上とすること。

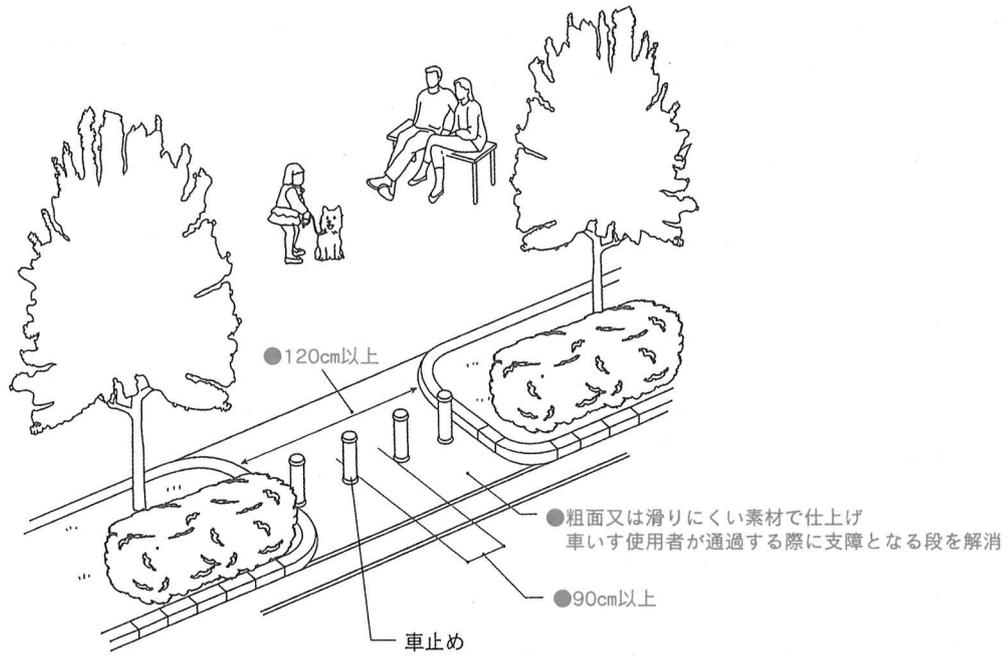
解説

- 幅員は人と車いす使用者がすれ違える寸法としていますが、車止め柵を設ける場合には車いす使用者が円滑に通過できる寸法以上としています。
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段（段差が2センチメートル以下で面取を施している段）以外のものが該当します。

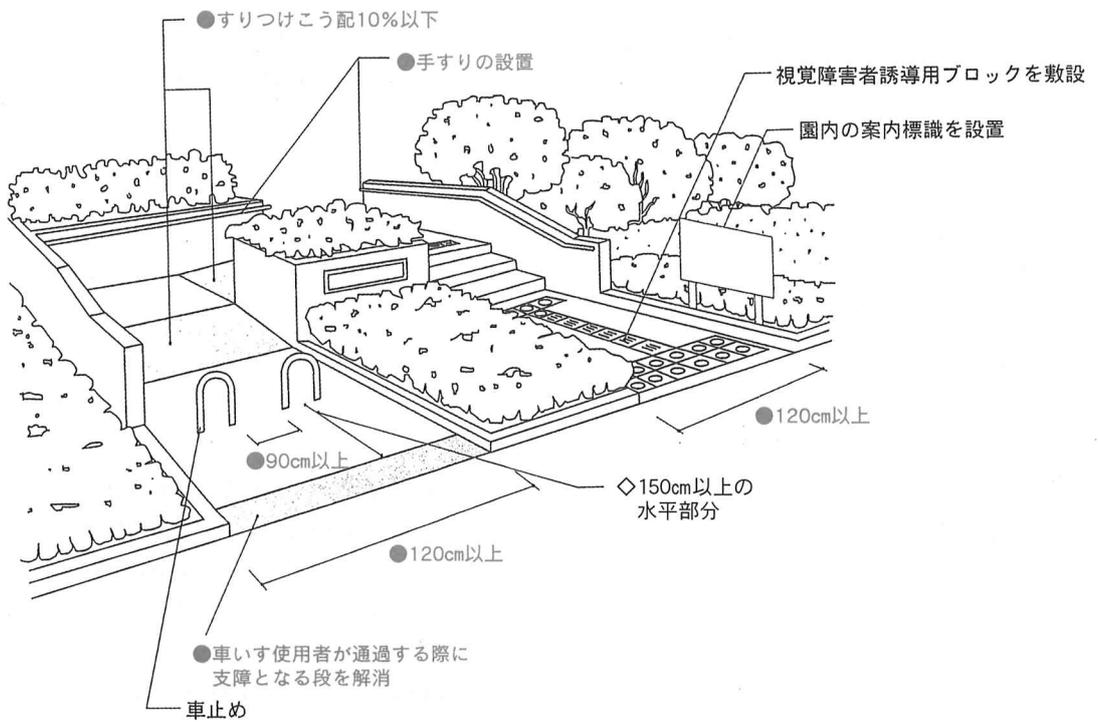
配慮事項

- 車止めやスロープ等の前後150センチメートルは、水平としてください。

出入口の整備例(1) (歩道等との高低差がない場合)



出入口の整備例(2) (歩道等との高低差がある場合)



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な 考え方

主要な園路は、建築物の敷地内通路と同様に車いすを使用する人が不自由なく通行し、方向転換ができる構造にすることが求められます。

整備基準

主要な園路のうち、1以上の園路は、1に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。

ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

イ 幅員は、120センチメートル以上とすること。

ウ 横断こう配は、8パーセント以下とし、かつ、横断こう配は、水こう配程度とすること。

エ 4パーセント以上の縦断こう配が50メートル以上続く場合においては、途中で150センチメートル以上の水平な部分を設けること。

オ 縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は、120センチメートル以上、すりつけこう配は8パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

カ 園路を横断する排水溝のふたは、つえ、及びベビーカーのキャスターが落ち込まないものとする。

キ 階段の設ける場合においては、当該階段は、(8)に定める構造の傾斜路及び踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

エ 高低差が250センチメートルを超える場合においては、高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設けること。

ク キの階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路の縦断こう配は、8パーセント以下とすること。

ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

主要な園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。

(ア)幅員は、180センチメートル以上とすること。

(イ)階段を設ける場合においては、建築物の3の項の工に定める構造とすること。

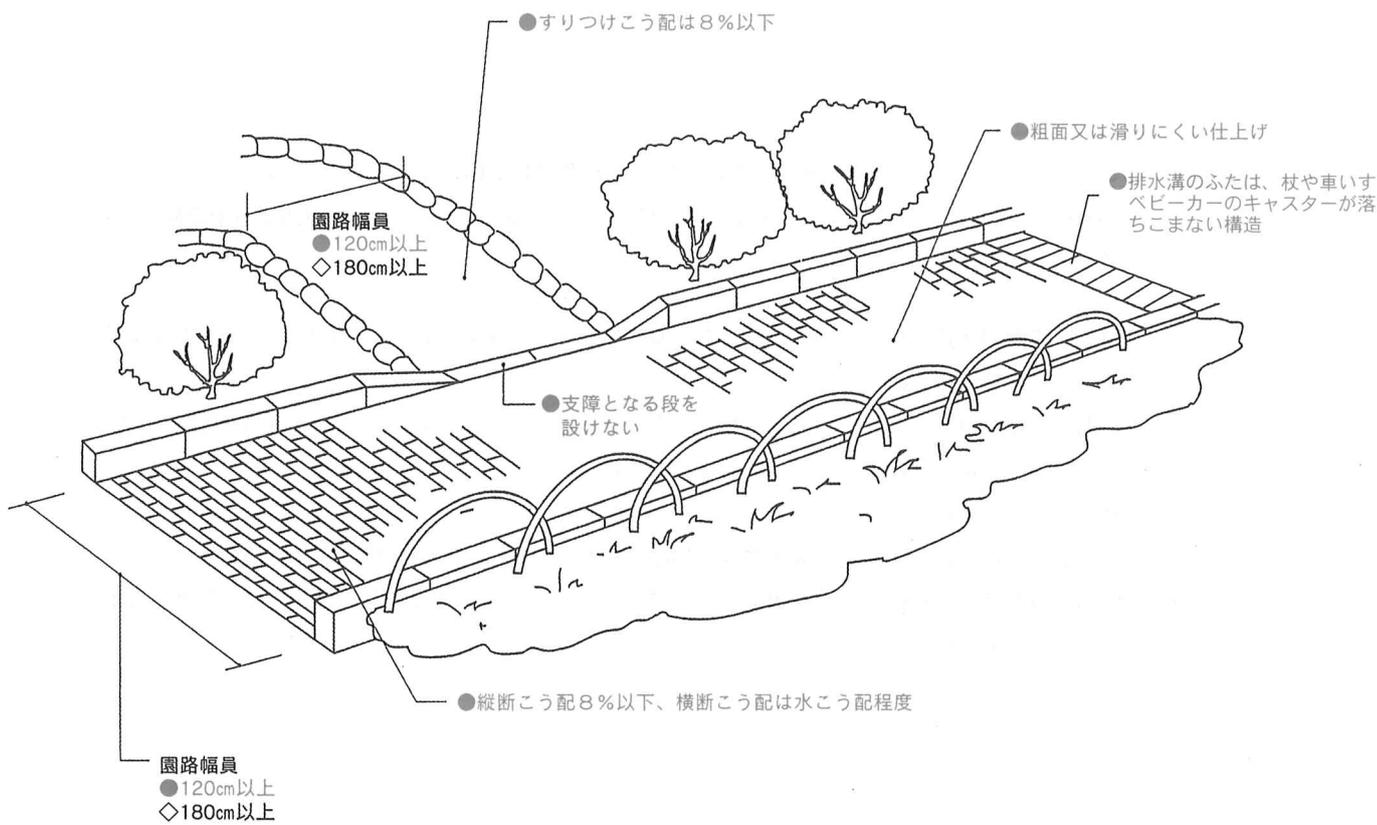
(ウ)傾斜路を設ける場合においては、建築物の2の項の(4)の工及び建築物以外の公共交通機関の施設の2の項の(5)のオに定める構造とすること。

(エ)高さ16センチメートルを超える傾斜路を設ける場合にあつては、段を併設すること。

(オ)出入口、車止め及び傾斜路に接する部分には、150センチメートル以上の水平部分を設けること。

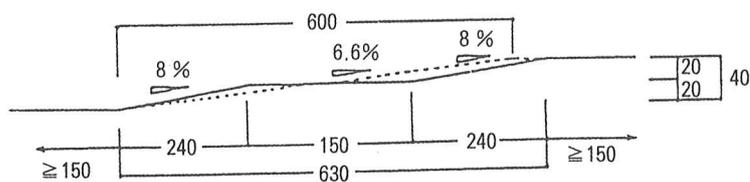
(カ)傾斜路、階段の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること(傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えないものを除く。)

園路の整備例



傾斜路のこう配と高低差

傾斜路の取り方の例（高低差40cmの場合）



点線は6.6%のこう配で一気に昇る場合
 実線は8%で踊場を設けた場合

- 凡例 ● 整備基準
 ◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

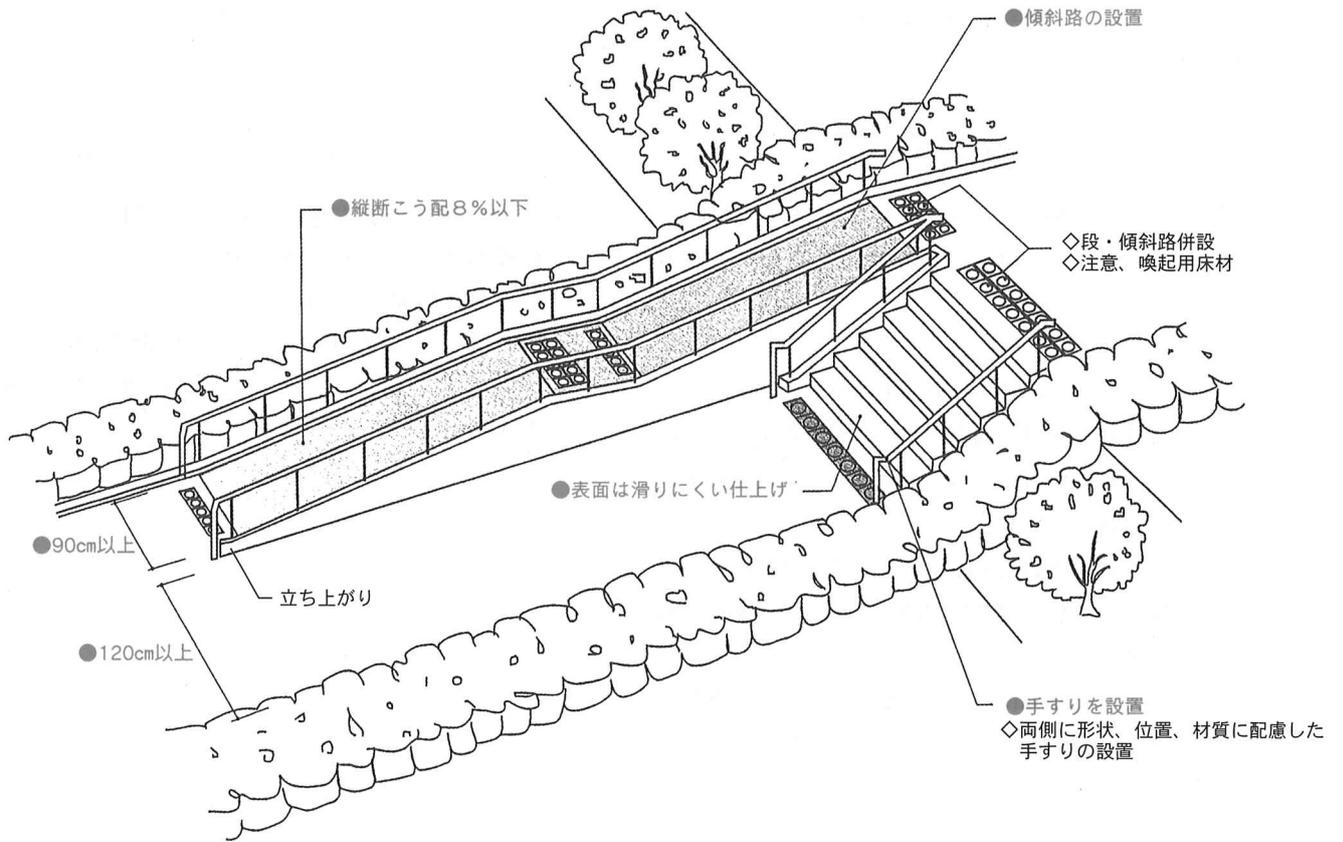
解説

- この基準は、建築物の敷地内の通路を参考として規定しています。
- 幅120センチメートルは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法です。

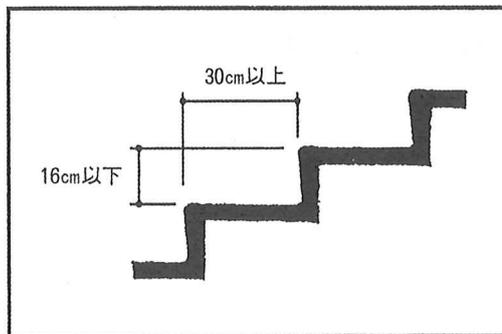
配慮事項

- 車いすの転回が容易にできるよう幅員を140センチメートル以上とするか、50メートル以内ごとに転回可能な場所を設けるかしてください。
- 縦断こう配が8パーセントの場合は9メートル、4パーセントの場合は50メートルを目安に150センチメートル以上の水平な部分を設けてください。
- 砂利敷きは、避けることが望まれます。
- マンホールのふた、平板等の舗装材は、凹凸が生じやすいので維持管理に注意が必要です。
- 凹凸や隙間の大きいインターロッキング等は、車いす使用者の通行の際、絶え間なく振動を生じさせるなど通行に支障があります。

園路に設けられる階段・傾斜路の整備例



段の形状



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な 考え方

建築物の便所と同様に、車いすを使用する人が不自由なく利用できる構造の便所をだれもが利用しやすい場所に設ける必要があります。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(1)不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

- ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。
 - ア)出入口は、建築物1の項に定める構造とすること。
 - イ)建築物5の項(1)のイに定める基準に適合するものとする。
- ウ イに定める基準に適合する便所には、建築物5の項(1)のウに定める基準に適合する洗面器を1以上設けること。

(2)不特定かつ多数の者の利用に供する便所に男子用小便器を設ける場合においては、床置き的小便器その他これに類する便器を1以上設けること

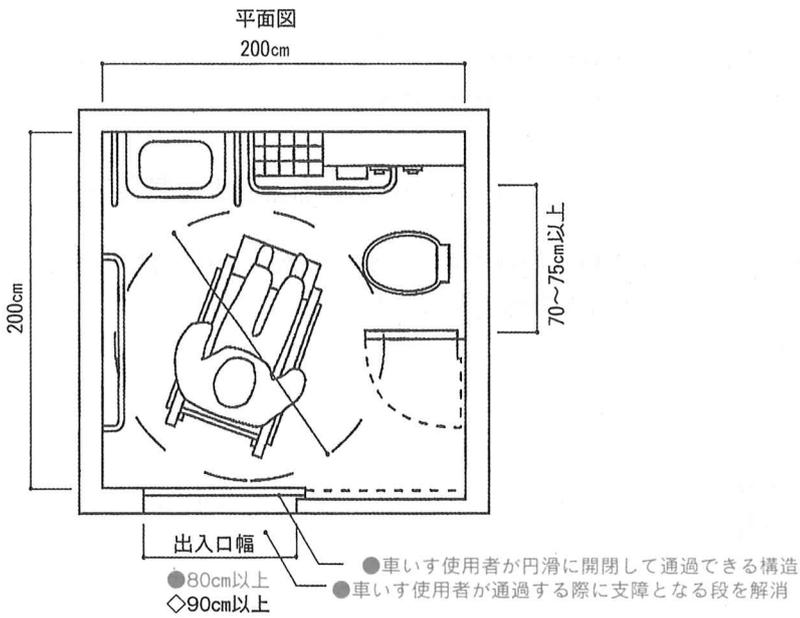
(1)多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、建築物の表の5の項の(4)のアからケまで及びサに定める構造とすること。

(2)(1)に規定する便所のうち、1以上の便所は、建築物の5の項の(1)のイ、(2)及び(3)に定める構造とすること。

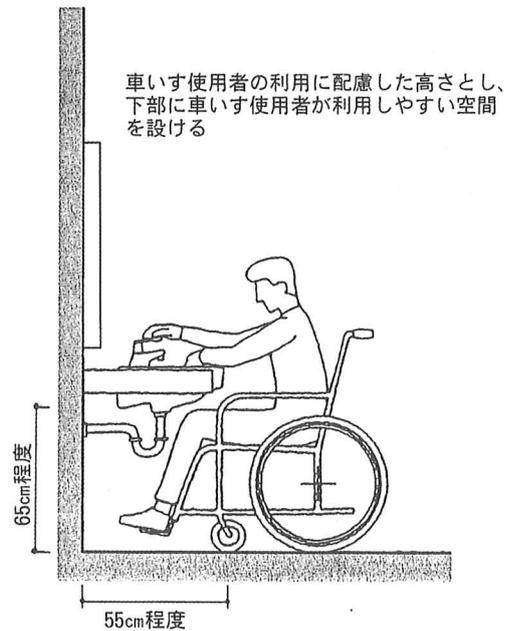
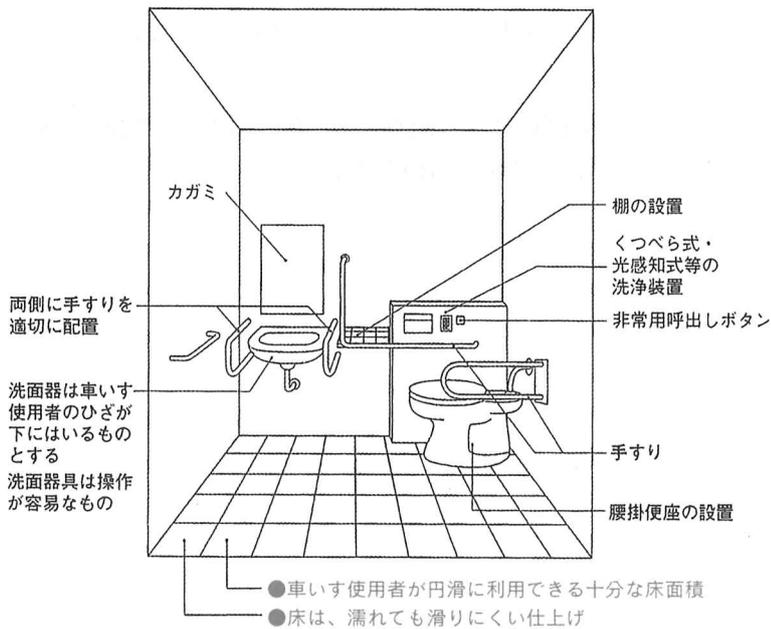
解説 ○建築物の便所と同様に規定しています。

配慮事項 ○距離が離れているため、車いす使用者利用可能便房を便所ごとに設けることが望まれます。

便房内の各備品設置例(200×200cmの場合)



車いす用洗面器の例



標示例



見やすい方法で表示すること

- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

駐車場

(機械式駐車場を除く。)

基本的な 考え方

建築物の駐車場と同様に、主要な園路への出入りが容易な場所に、乗り降りに必要なスペースを設けた車いす使用者専用の駐車区画を設けることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1) 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。

- ア** 車いす使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路にできるだけ近く、かつ、車いす使用者が当該園路に円滑に移動できる位置に設けること。
- イ** 建築物6の項(2)のイ及びウに定める基準に適合するものとする。

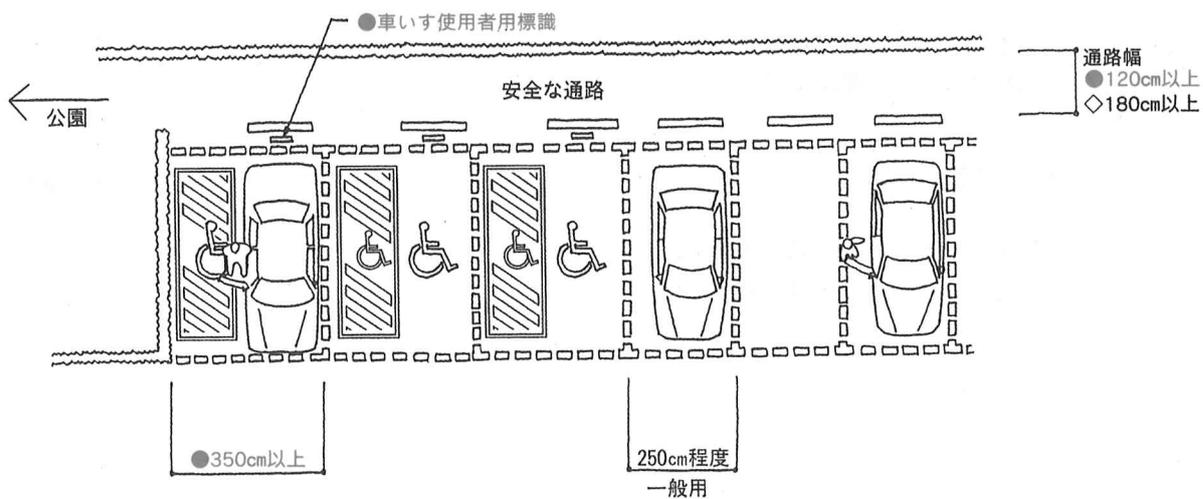
- (1) 車いす使用者用駐車施設の数、建築物6の項に定める数とすること。

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設
1～50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～	全駐車台数×1%+2

- (2) 駐車場は建築物の表の6の項の(4)に定める基準に適合するものとする。

解説 ○建築物の駐車場と同様に規定しています。

駐車スペースの寸法



立札による表示例

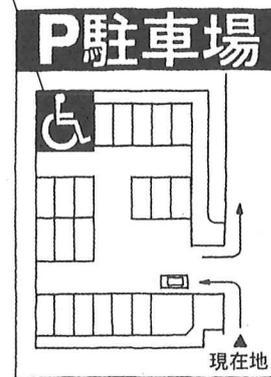
車いす使用者用標識



案内標識



車いす使用者用駐車場の位置
駐車場案内板



凡例 ● 整備基準

◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

案内表示等

基本的な
考え方

高齢者や車いすを使用する人を含み、心身に障害のある人にとって見やすく理解しやすい案内表示にする必要があります。

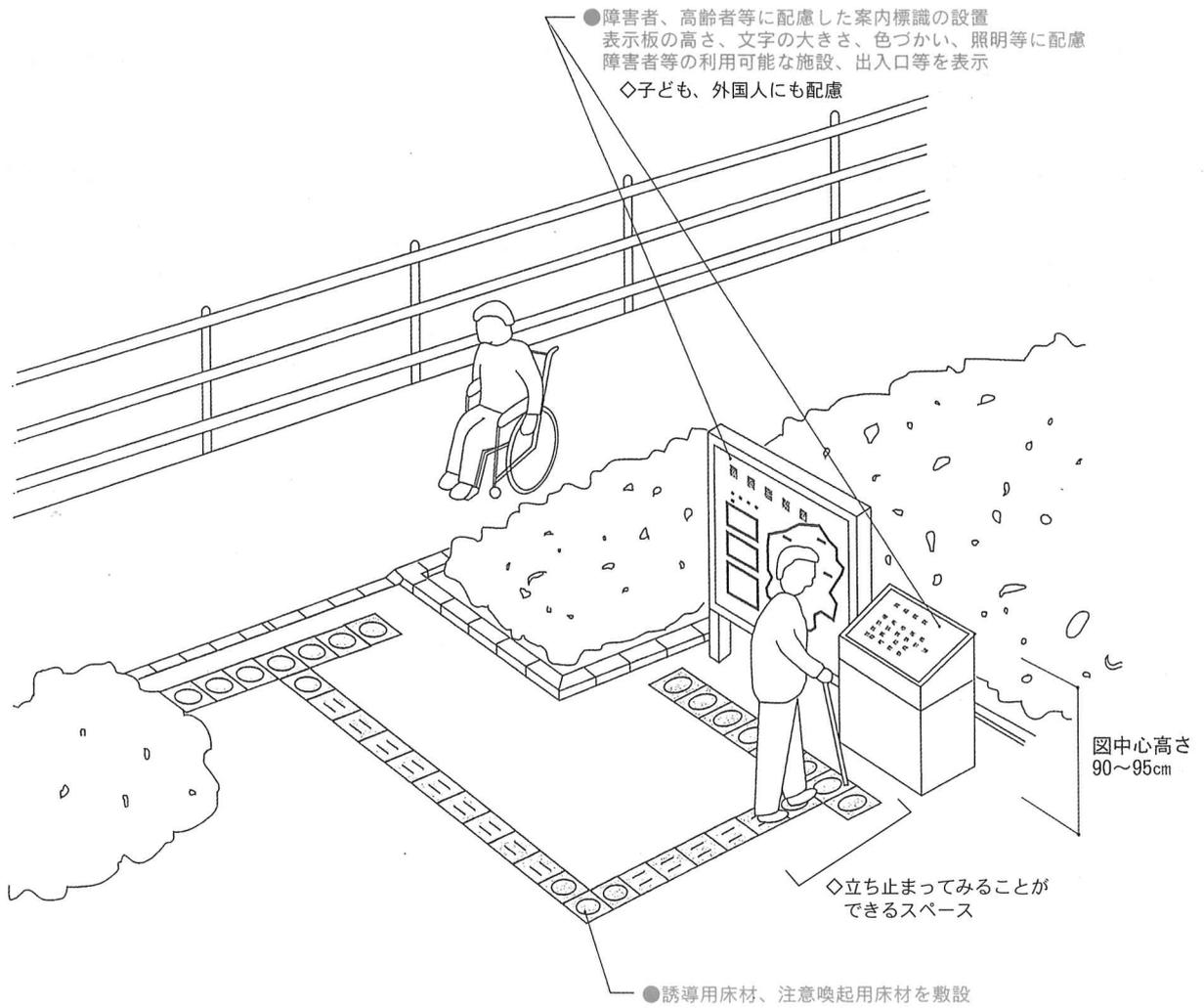
整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

障害者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。

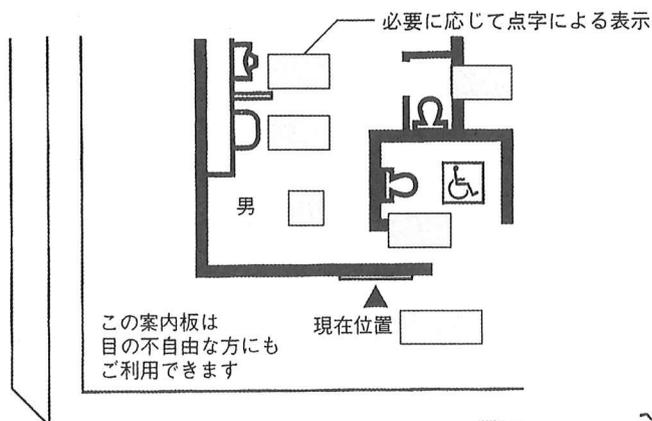
解説 ○色の決め方などについては建築物の案内標示等を参考にしてください。

案内標識の整備例

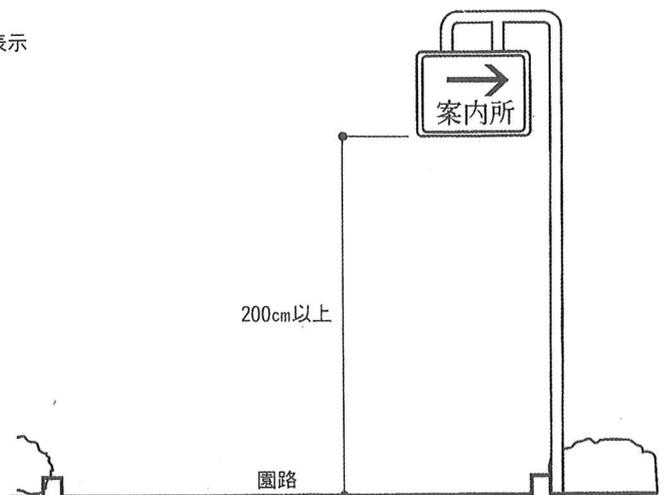


◇誘導、位置、案内、規制の4種のサイン類を適所に配慮

触知図の例

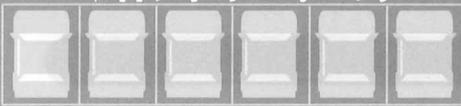


吊り下げ型案内板の下端高さ



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

建築物以外の 路外駐車場



1

出入口

基本的な 考え方

建築物の出入口と同様に、車いすを使用する人を含み、身体に障害のある人も不自由なく通過できる構造にすることが求められます。

整備基準

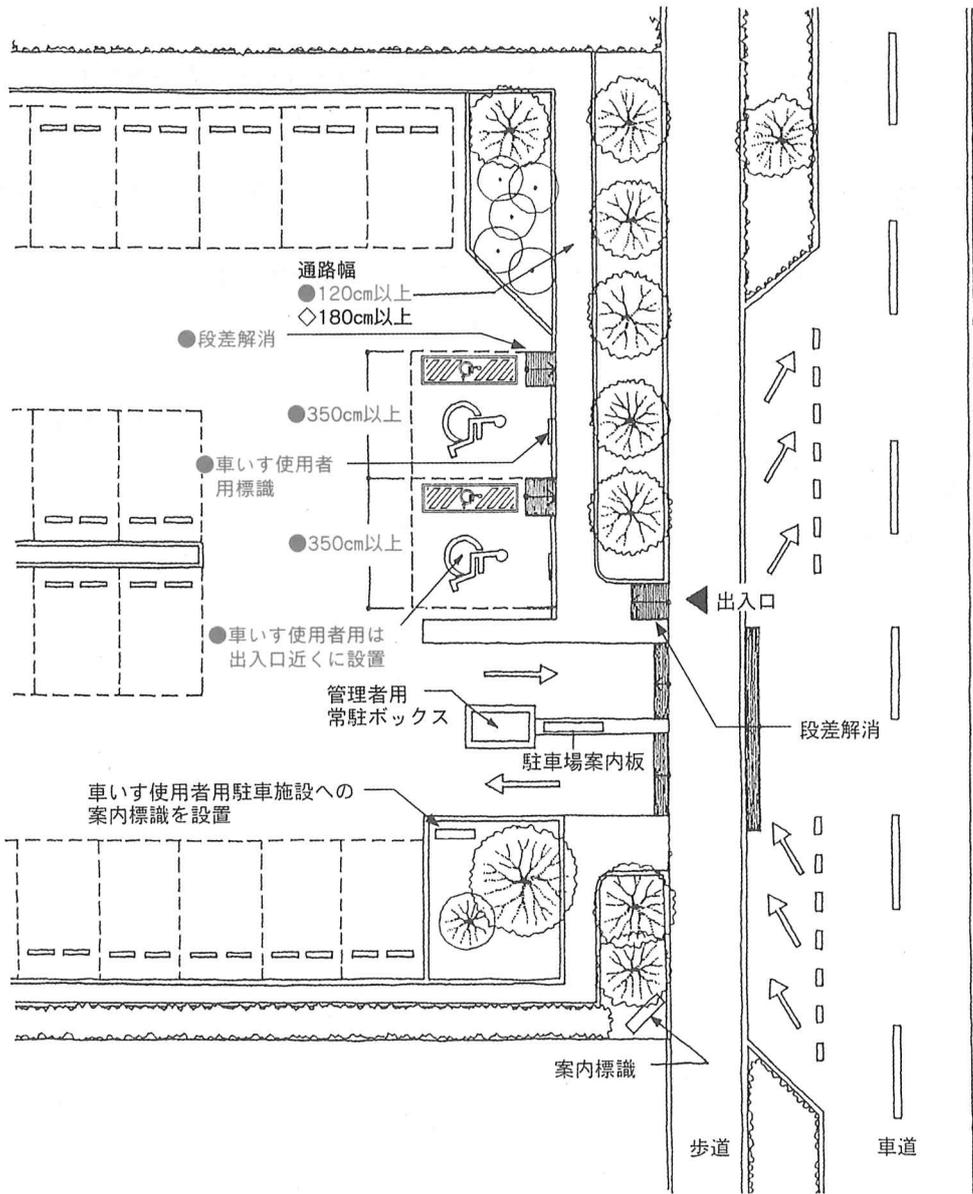
— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

1以上の出入口は、建築物1の項のア及びウに定める構造とすること。

1以上の出入口は、建築物1の項のアに定める構造とすること。

解説 ○建築物の出入口と同様に規定しています。

路外駐車場の整備例



車いす使用者用標識

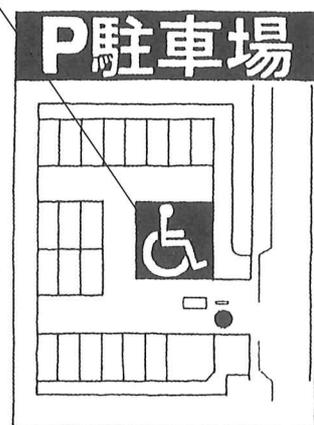


案内標識



◇ 車いす使用者用駐車場の位置

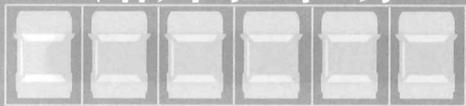
駐車場案内板



凡例

● 整備基準

◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準



基本的な 考え方

建築物の駐車場と同様に、車いすでの出入りが容易な場所に、乗り降りに必要なスペースを設けた車いす使用者専用の駐車区画を設けることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。

車いす使用者用駐車施設の数、建築物6の項に定める数とすること。

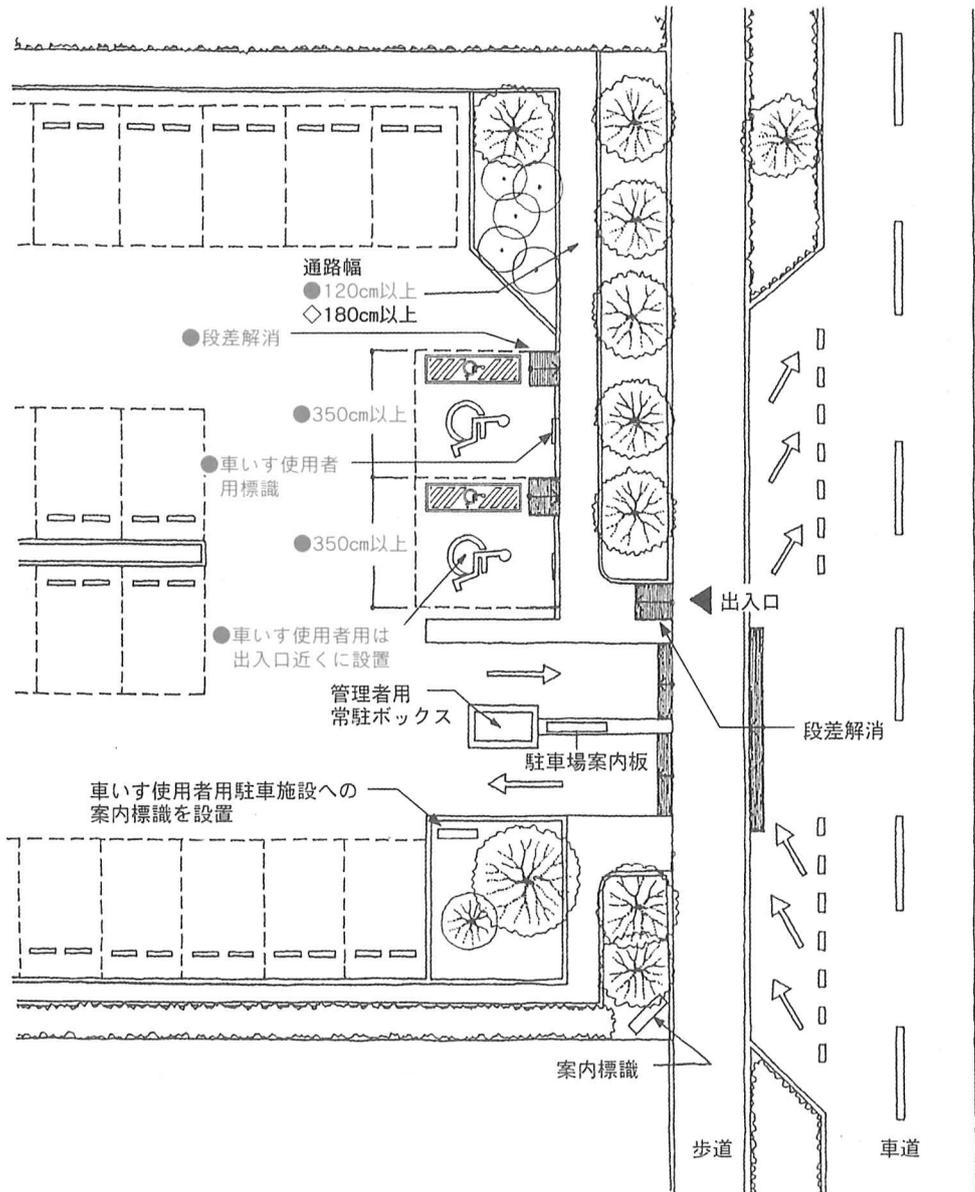
ア 車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（3の項に定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

イ 建築物6の項(2)のイ及びウに定める基準に適合するものとする。

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設
1～50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～	全駐車台数×1%+2

解説 ○建築物の駐車場と同様に規定しています。

路外駐車場の整備例



車いす使用者用標識



案内標識



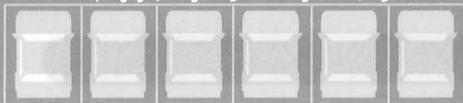
◇ 車いす使用者用駐車場の位置

駐車場案内板



凡例 ● 整備基準

◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準



基本的な 考え方

建築物の駐車場内の通路と同様に、車いすを使用する人が不自由なく通行し、方向転換ができる構造にすることが求められます。

整備基準

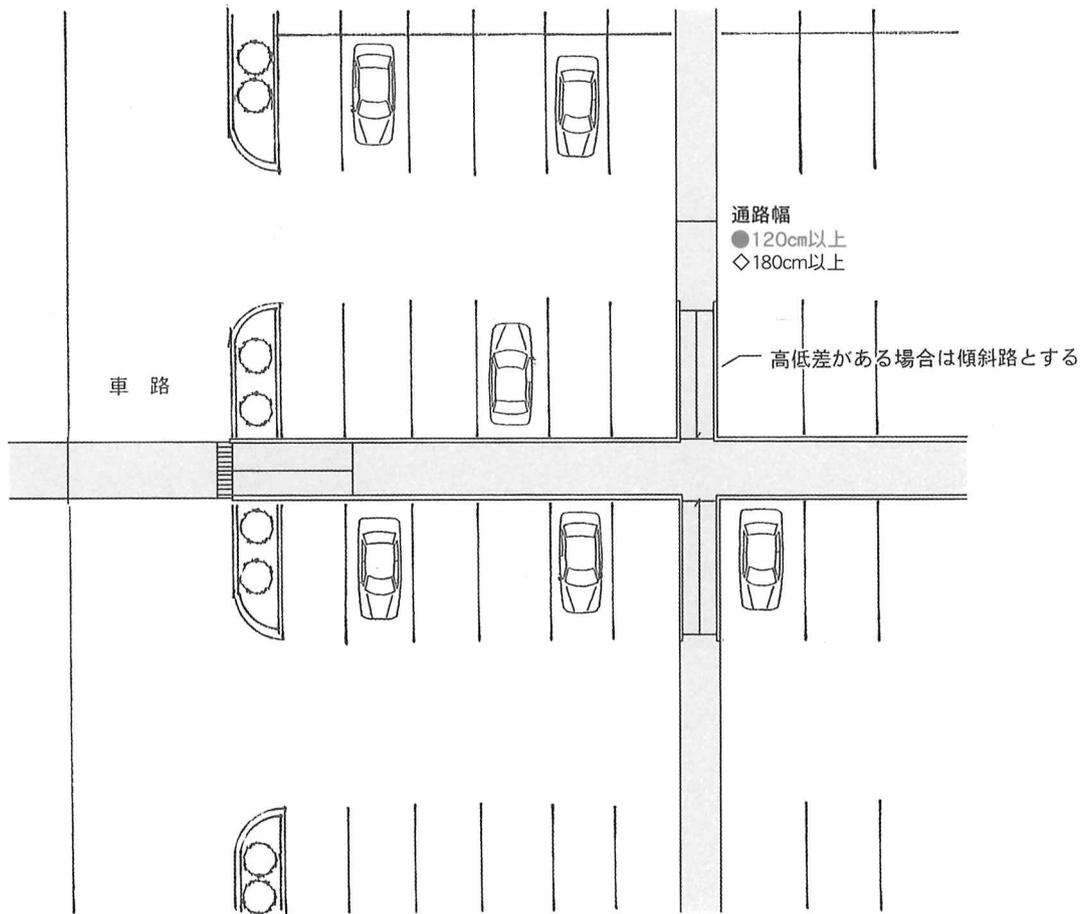
— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次に定める構造とすること。

- ア 建築物7の項(1)から(3)まで並びに同項(4)のア及びイに定める構造とすること。
- イ 車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

解説 ○建築物の駐車場内の通路に準じて規定しています。

駐車場内の通路の設置例



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

